

神通川を水源とするもの

| | | | |
|------------|----------------------|-------------|--------|
| 牛ヶ首用水 計 | 大江、打出本江、海老江、七美、下村、老田 | 一、一〇三、一〇、一二 | 町村組合管理 |
|------------|----------------------|-------------|--------|

祖父川を水源とするもの

| | | | |
|-----------|----|-----------|--------|
| 長江用水 計 | 四條 | 一六一、一八、一九 | 町村組合管理 |
|-----------|----|-----------|--------|

下條川を水源とするもの

| | | | |
|-------|----------|-----------|--------|
| 下條川用水 | 片口 | 二五八、九九、二〇 | 局部負擔 |
| 櫻用水 | 大江、小杉 | 二二八、三三、二八 | 町村組合管理 |
| 松下用水 | 大江 | 九六、八五、二八 | 同 |
| 曲柳用水 | 大島、作道、小杉 | 一、一八 | 同 |
| 計 | | 五八四、一七、九四 | |

湧泉を水源とするもの

| 水路名 | 水源地 | 灌漑町村 | 灌漑反別 | 管理方法 |
|----------|---------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 五十玉用水 | 西郷波郡戸出町大字一ノ瀬村 | 佐野、西條、横田 | 五九九、四九、一六 | 舊慣により協議費にて支辨す |
| 牧野用水 | 東郷波郡中田町大字下麻生村 | 塚原、牧野 | 一九三、二一、〇六 | 普通水利組合管理 |
| 七ヶ、八ヶ、用水 | 本郡御田村大字布目澤村及同大字御田村等 | 大門、作道、牧野、塚原、大島 | 一〇一、八八、〇〇 | 町村組合管理 |
| 北野用水 | 東郷波郡中田町大字下麻生村 | 大門、塚原、大島 | 一九一、一〇、二三 | 同 |
| 計 | 下麻生、出合、森、其他 | 水戸田、御田、二上、二口、守山、大門、黒河、浅井 | 二七九、五八、〇五 二、二七五、三六、四〇 | 局部負擔 |

落水集合を水源とするもの

| 水路名 | 水源地 | 灌漑町村 | 灌漑反別 | 管理方法 |
|-------|--------------------|-------------|----------|----------|
| 牧野新用水 | 本郡二塚村大字上伏、岡江村、水馬田川 | 能町、塚原、牧野、新港 | 八九、〇四、〇九 | 普通水利組合管理 |
| 岡ノ湯用水 | 本郡西海老坂山字谷内 | 二上 | 五二、〇〇、〇〇 | 局部負擔 |
| 大坪川用水 | 大坪川 | 片口 | 二九、一七、一八 | 同 |

| | | | | |
|--------|------|----------------------------|-------------|------|
| 勘兵衛川用水 | 勘兵衛川 | 片口 | 三六、七四、二三 | 局部負擔 |
| 下川原用水 | 落水集合 | 西條 | 一三、七〇、〇〇 | 同 |
| 三女子用水 | 同 | 野村 | 一三、〇〇、二四 | 同 |
| 神樂川用水 | 同 | 牧野 | 二二六、六一、〇五 | 同 |
| 下七ヶ用水 | 同 | 新湊 | 一一一、五四、一九 | 同 |
| 牧野用水 | 同 | 同 | 四七、一〇、三 | 同 |
| 上江用水 | 同 | 西條 | 二七、七、四 | 同 |
| 中ノ口用水 | 同 | 二塚 | 四七、一〇、〇〇 | 同 |
| 早新村用水 | 同 | 同 | 五、一一、一五 | 同 |
| 鍛冶川用水 | 同 | 老田 | 六〇、四五、〇〇 | 同 |
| 砂川用水 | 同 | 同 | 三五、三三、〇〇 | 同 |
| 其他ノ用水 | 同 | 別所、淺井、橋田、新湊、西條、掛開、佐野、老田、大島 | 六〇八、九三、二六 | 同 |
| 計 | | | 一、三四六、二〇、四六 | 同 |

潜水池を水源とするもの

| | | | |
|-------------------------|------------------------------|-------------|------|
| 水戸田、橋田、伏木、金山、老田、黒河、放生津湯 | 水戸田、橋田、伏木、大江、守山、橋下條、老田、黒河、新湊 | 七五九、三九、二〇 | 局部負擔 |
| 合 | 計 | 五、八三、〇八 | 同 |
| | | 九、八四〇、二七、一四 | |

用水開鑿は、聖田開地と同時に進行するを常とす。されは、之が開通に關しては、少なからざる苦情困難あり、各是等故障を排して開鑿せるを以て、其沿革一ならず、一々枚舉に遑あらざれば、左に、用水中主要なるものゝみを叙せむ。

十七箇用水、野村大字野村、野村新村、石瀬村、能町村、大字能町村、吉久村、牧野村、大字下牧野村、新湊町、大字中伏木村、掛開發村、大字角村、江尻村、米島村、掛開發村、開發村、深分、下關村、大字中川村、下關村、上關村、赤祖父村の拾七箇村を以て經營せしか、承應元年能町村にて中田川の河身を掘り換へ、小矢部川に合流せしに依り、十七箇用水を切斷し、區域中下牧野村、中伏木村、吉久村及び能町村の一部分離せり、庄川元中田川又は大門野村と稱し、石瀬村

寺村へ流れ、龍鬼杉と云ふ所より、奈吳浦へ流入せり。

この用水古の水源は礪波郡下代村、西の湧泉、並に増仁川を引き來れり。増仁川は礪波郡増仁村、落合村、吉住村、大瀧水村、春日吉江村、徳市村より、後、二塚村、西に礪波郡東二塚村の間を流れ、千保川へ流出したるものなり。二塚村前にて、水門を敷設して、庄川の水を入れ、京田村に分水を設けて、計算的に分水をなし、之より國方、庄方、中川口、赤祖父口と分流し、約草高一萬石の水を供給したり。又、春日吉江村、徳市村、二塚村より湧出する泉の給水を受け、旱魃に際して下流水少き時に、補給したり。明治二十九年、庄川洪水に際し、江代米^{江敷借}の地料^{地料}のこより、江下各村と、二塚村との間に紛議を生じ、是非を法廷に争ひ、數百の農民騷擾せしも、郡市長等の調停により、和解をなしたり。爾來灌溉上些の遺憾なく、最下流と雖、用水に不足せしことなし。

六箇用水 橋下條村大字橋下條村、黒河新村、黒河村大字黒河村、同新村、小杉町大字戸破村、大手崎村、老田村大字二俣村等六箇村の用水にして、享保年中に開鑿す。水源は庄川右岸、東礪波郡安川村の開口となす。同郡頼成村、徳萬新村、宮森村、宮森新村、増山新村、東保村、石坂新村、今泉村、瀧村、常國村、射

水郡、圓池新村、串田村、圓池村、市井村、生源寺新村、水戸田村を經、灌溉地に至る。水路延長約四里二十五町なり。古來の變遷を詳にする能はさるも、享保年中より、用水關係者は、橋下條村樂勝寺に、舊堤敷二千歩の收穫米を寄附し、毎年大般若を修する願文に徴するも、當時墾田開地に、困難少なからざりしを知るへし。又、これに盡力したる川岸甚左衛門の傳記によるも、其一斑を推測するを得へし。左にその小傳を擧ぐ。

川岸甚左衛門は本郡二俣村の人なり、^{今老田村大字ノ一}文政年間、加賀藩に請ふて、六箇用水を開けり。初め享保年中、本郡小杉驛附近に於ける部落の、灌溉水乏しきを以て、耕地概ね荒蕪に委しありしにより、當時の郡奉行所、之れを里人に謀り、礪波郡安川村にて、庄川の東岸に、假水門を設け、灌溉水を引入れしも、歲月を經るに従ひ、沿岸農民の專横なる行爲に妨げられ、旱害を蒙ること比年なりき。文政の初、甚左衛門藩に請ひ、千辛萬苦を經て、竟に安川村に本水門を建設し、以て灌溉の基本を定むると共に、溝渠を開鑿して、益、其計畫を擴め、其利を大にし、上流川口より、下流二俣村

に至るまで、四里二十五町の長きに涉れり、其灌溉草高は、四千七百三十一石二斗二升三合と稱せしも、實地に其潤澤を受くる耕地は、其幾倍に及ぶ。爾來、盛夏幾旬、一滴の降雨なきも、田園旱魃の害を被ることなし。甚左衛門の功偉なりと云ふ可し。

十一箇用水 或は、和田川用水とも云ふ。水源は、東礪波郡梅檀野村大字上和田村にあり。而して、その水源は、僅に、一條の小流に過ぎざるを以て、通過村間の落水を集合す。即ち、芹谷用水、七ツケ池、瀬ヶ瀧の落水の如きは、其主要なるものとす。是を以て、旱魃の際は、水量缺乏を免れず。往昔この用水は、梅檀野村大字芹谷野村より、本郡水戸田村大字竹鼻村、本田村を經、作道村大字津幡江村、久々湊村に至り、放生津瀨に注きしか、霖雨に際しては、落水を受容すること多きを以て、洪水氾濫、沿岸町村被害甚しかりき。享保年間、榊田村大字圓池村の土地、千五百九十餘歩の受地を爲し、之に對し被害沿岸三十一箇町村より、毎年借地料米六石四斗を仕拂ひ、字八段分水と稱する。走せ越し吐水箇所を設け、水門より排水するも、尙、漲溢する水量を吐か

しめ、以て下流沿村の水害を救へり。この地を十一箇と稱し、廣き水の溢れ、代は藩政にされと、尙、水害を免れざりしに因り、同村大字布目澤村の地内に、貳百貳十五歩を借入れ、毎年九斗八升の借地料米を仕拂ひ、更に一吐水川を掘鑿して、悪水を庄川に注かしたり。而して平常は其吐水口の大水門を閉塞して、往時の如く、全川の水利を悉く、關係町村に引用せり。往時草で堰き止めたり。現今の布目澤村以下、大門町に至る和田川は、全くこの用水の吐川に似たり。而して十一箇用水と稱するは、最初其事業の經營主として十一箇町村の負擔なりしに因るか如し。爾來土地開拓の進むに従ひ、灌溉町村を増して十六箇村となり、又、現時の二十一箇町村となりしも、依然、十一箇の名稱を因襲せり。この用水は、水量の不足より、水源地と灌溉關係町村との間に往々紛擾を起し、用水事件としては、縣下に其名を知らる。下八箇用水 延寶元年、安藤兵九郎と云へるもの、川崎宇兵衛と謀り、射水郡二上村、同新村、字百橋、及び礪波郡、答野島村、佐賀野村、大源寺村の荒地を開墾せむことを願ひ、允許を得て、守護町村に移住し、本郡五十里村、高島彦

兵衛等と力を戮せ、水田を作らむとす。乃ち水口を小矢部川に求め、礪波郡赤丸村を開き、三里十八町の水路を設け、これを八箇用水と云ふ。天和元年より、元祿年中までの間に、草高六百數十石の水田を開墾し、これを上下の兩村に分ち、礪波郡に屬する十四町六反歩を上八箇新村と名つけ、本郡に屬する六十二町一反餘歩を下八箇新村と名つく。而してこれか用水路を下八箇用水とす。爾來漸次開墾し、二上村、掛開發村、守山村の地内百八十七町八反二畝二十歩に灌漑す。

安藤兵九郎は、本郡大白石村又次郎の二男にして、礪波郡宮丸村安藤次郎四郎の養子となる。本郡守護町村に移り、天和元祿の間専ら開墾事業に従事し、射水礪波兩郡に跨り上八箇新村、及び下八箇新村を開墾す。用水路を開き、公益を謀り、恵を後世に垂るゝこと鮮少ならず。寶永五年歿す。

牛箇首用水 寛永元年の創設に係り、神通、井田、山田の三川より水源を求め、婦負、射水、兩郡に亘り、拾六箇町村大字六十八箇町村に灌漑し、舊高二萬

九千六百六拾六石餘を潤す。俗に草高四萬石の土地に灌漑す。尙、之か落水餘流を受けて、灌漑するものあり。夏季幾句降雨なきも、田園旱魃の害を被ることなし。古本郡東部は池沼多くして、灌漑排水の便なく、荒地多かりしか。金澤、富山の兩藩、墾田開地に力を注ぎしより、大に保護を與へ、藩費を以て經費を補助したることあり。水路には多少の變更あり、又經費徵收方法も幾分の差ありしも、概して舊慣に依り、用水維持に勉む。本用水亦經歷の久しきと、灌漑地域の大きるとに由り、縣下に於ては有名なるものなり。又、水害豫防の爲に、組合を設け、以て急防に備ふ。本郡内、水利、水害の爲に設くる組合の、管理町村等を擧ぐれば左の如し。

町村組合及水利組合

(四十年十二月三十一日現在)

| 管理町村 | 町村組合 | 普通水利組合 | 水害豫防組合 |
|------|------|--------|--------|
| 新湊町 | | | 二 |
| 伏木町 | | | 一 |

れとも、斯る荒涼の原野を開きしは、數百年以前に屬し、庄川、千保川、小矢部川の附近屢水害に罹り、荒蕪せることありしも、概ね數年を出てすして復舊せり。其間に用水の開鑿、池塘の設置等あり、農家の苦心と、爲政者の勸奨助力ありしは明なり。本郡内にて最後の開墾地は、放生津潟の湖畔、及び本郡東部なり。放生津潟は其面積凡現時の二倍なりしか。天和年間より開拓に著手し、天保年間に至り、湖面の一半を埋め、良田と化せしめたり。初め新湊町、木屋藤左衛門、堀岡村地内にて、所謂堀江千石と稱する地の開墾に著手せしも、故あり倒産して中絶せり。其他に開墾を試みしものありしか。後藩廳放生津潟附近の開墾を擧げて、堀岡新村、竹脇茂三郎に命したり。竹脇氏はより累世能く開拓に努め、遂に竣工せり。因て悉く其地を與へ、輸出米の特權、即ち通札なるものを與へり。明治三十一年、政府亦之を追賞して、銀杯一箇を與へらる。左に開墾の次第を叙せむ。

天和元年、堀岡新村、竹脇安右衛門^代は、堀岡新村、濱續き、潟廻り等にて、新開を願出て、許可を得、貞享元年までに、開拓を終り、元祿三年、明神新村なる一

村を設けたり。爾來、手上高をなし、現今、舊高百七十石、反別拾八町貳反八畝四歩あり。

享保八年、竹脇茂三郎^代放生津潟廻りの内、新開を出願し、その工事中、即ち、同十年に、久々江村、茅野の新開主附を命せられ、開墾中病死せり。

四代茂三郎は父の志を繼ぎ、茅野を開拓し、享保十七年、草高六百八十石を以て、堀江新村の一村を獨立となす。爾來、手上高ありて、現時は、舊高千石、反別九十一町五反八畝二十九歩あり。これ、所謂堀江千石なり。因て元文元年、改作所に召ひ出たされ、先代より開作熱心にして、新開高につき、手上高、手上免をなし、丹精の趣、神妙なりとて、加賀藩より、覺書を以て、鳥目二貫文、及び、木綿を下付せらる。延享元年、家屋建築に際し、射水郡百姓持山の内に、松木三百本を下付せらる。

六代茂三郎は、先代の遺志をつき、潟廻り、未墾殘部を開きたり。文化十二年、檢地の上、草高二百九石六升九合を以て、堀岡又新村を、一村として獨立せしむ。爾後、手上高ありて、現今、舊高二百四十二石、反別二十町一反四畝二十

一步あり、又文化十三年、堀岡又新村の續にて、新開を出願し、開墾中病死せしかば、七代茂三郎其志を繼ぎ、天保三年、新開高九十九石五斗に及び、明治四年、舊高百石を以て、入江村を設く。この反別九町九段八畝十九歩なり。八代茂三郎の時、祖先來開作出精の功により、特別を以て、作徳米五百石の出津を許され、通札を下付せらる。

小杉三箇町塚田清左衛門も、亦堀岡村入江にて三百石、戸破村字沼二百石、中老田野にて七百石の墾田をなせり。就中、中老田野は荒廢に屬し、茫々として草樹繁茂せり。弘化元年春、始めて開墾に著手し、灌漑に供すへき、潑水の堤を築きしも、灌漑排水に便ならず。因りて中老田村農民の鑿りたる中堀なる潑水の分水を得て、之に充てむとす。農民之を諾せしも、十村寺林瀬一郎、その用途を異にするを論す。乃ち、中老田村農民これを拒絶せり。事約に違ふを以て、清左衛門遂に、公事場に訴ふ。一たひは敗訴せしも、再訟を起し、遂に勝訴となり、中堀の分水を以て、灌漑するを得たり。されども、この間、失費多額にして、殆ど、家資を傾けたり。因て改作奉行に乞ふて、金若干を借

り、事業の資に充つ。尙、水量不足にして、下流の農民紛争絶えざりしかば、富山藩に請ひ、牛ヶ首用水より分水する。中老田と東老田との中間なる、古澤用水の水源を改修し、水量を増し、墾田及び附近田地の灌漑を便にす。嘉永四年、開墾の事業、略竣工し、草高約七百石となり、内、水田百六十一石、其餘は畑となれり。嘉永五年或は云ふ嘉永四年なり、始めて插秧をなす。當時、旱魃數十日に及ひければ、稲苗凋萎黄色を帯ふ。偶、改作奉行、墾田を巡視し、水量不足にして設計の誤りしを詰問す。清左衛門黙して答へず。是夜、家族を挈けて、亡命せり。萬延元年六月、江戸に歿す。清左衛門終りを全ふせずと雖、その開墾せし地の一部を、塚越村と云ひ、祠を建て、今に清左衛門を祠り、塚越大明神と云ふ。以て餘澤後昆に及び、その功蹟を慕へるを知るへし。

其他開墾の例、少からされども、以上の事實により、加賀藩の奨励と、當時開墾の一斑とを窺ふに足るへし。

耕地整理 藩政時代は、二十箇年毎に、田地割換の制ありしも、高低區劃を整理するにあらずして、地主及び耕作者を換へ、損益勞逸を平均するに過ぎ

| | | | | | | | |
|--|--------------------|--|--|------------------|-----------|-----------|----|
| 牧野村 大字下牧野村 | 三、三三〇歩 | 三、三三〇歩 | 三、三三〇歩 | 七、八七〇歩 | 三十八年三月十八日 | 三十八年三月十八日 | 未了 |
| 牧野村大字中野 根村、金屋村、姫 野村、放生津町、 新湊町大字六波 寺町、中伏木町、 三ヶ新町の各一 部 | 二、四二〇歩 其郡宅 他 | 二、四二〇歩 三、七九〇歩 一、二二六歩 六、七三三歩 三〇〇歩 | 二、四二〇歩 三、七九〇歩 一、二二六歩 六、七三三歩 三〇〇歩 | 一、七〇七歩 一、七〇七歩 | 四十一年四月十一日 | 四十一年四月十一日 | 未了 |
| 郡村宅地 | 三、三三〇歩 | 三、三三〇歩 | 三、三三〇歩 | 一、三〇七歩 | 四十一年四月十一日 | 四十一年四月十一日 | 完了 |

本郡内に施行せる耕地整理中、完成せるは、本郡横田村及び高岡市聯合に係る施設のみなり、其他は未だ完了せず、従ふて、其成績明ならされとも、既成施設に依り、略類推し得べきを以て、左に横田村等の整地概況を掲ぐ、これ富山縣内の率先耕地整理にして、他の模範とする所なり。

射水郡横田村高岡市聯合耕地整理

耕地整理發起の経過 この地域の地勢は、千保川の兩岸に瀕し、稍平坦にして、地質は概ね壤土なり、明治二十九年七月、庄川洪水の際、千保川決潰し、兩岸附近の土地、悉皆流亡して、室も舊形を存せず、旧地の境界紛雜して、砂

礫を堆積す、之れが復舊開拓は、共同事業にあらざれば、到底爲す能はざるの狀態なりき、これ耕地整理を企畫せし所以なり、同三十年三月關係地主協議會を開き、田區改正の方法を講究し、直に規約書を作り、起工を出願せむとせしに、時に、恰も、耕地整理法の制定中なるを聞知し、暫時其出願を見合せ、單に砂礫取除工事を共同事業として施行に著手せり、然るに、同三十二年に至り、耕地整理法發布せられ、續いて、富山縣農會は、奨励事業として、農會顧問を遣し、其實施を勧誘したる結果、横田村(現在の大字横田村)及び同村より高岡市に分屬せし土地(悉皆)に於ては、耕地整理を爲すの利益を認め、同三十四年四月富山縣農會顧問、及技師の實地踏査を請ひ、模範地として認定を得、直に各地主を會合し、之を諮りしに、多數の賛成を得たるに依り、堀二作、廣岡萬九郎、堀豊、藤村宇幹の四名發起人となり、同三十五年三月一日、發起認可を得、同三十一日施行認可の指令を受け、事業に著手せり、この事業發起に際し、最も困難なりしは、小作人等の疑懼なりき、乃ち整理の結果、地味を毀損し多くの肥料を要し、收穫を減し、各自が耕作せる小作

地の轉々變換し、且、小作料を引上ぐるならむ等の懸念を以て、喧々、器々、反對の態度に出たり。地主中にも亦頑迷の徒ありて、小作人に左袒し、益す之を煽動したり。然れども、整理委員は、是等の障礙に屈せず、工事に著手す。先づ小作人等をして、作業に従事せしめむとせしも、殆ど同盟して應ずるものなかりき。是に於て、小作人中の青年數名を會せしめ、能く耕地整理の利害を説明し、彼等の中心より會得するを俟て、更に説て曰はく、今、故老の輩は整理の利益を解せず。徒に反抗を試みて、工事の進捗を妨碍す。子等若し吾等の意思を體し、事業に助力するあらば、整理したる土地の耕作權は、悉く之を子等に委任すへし。子等は自ら之を耕作するも、亦之を他人に耕作せしむるも、子等の任意とす。子等豈に斯業に助力するの念慮なきや。是に於て青年等は、深く之に同意を表し、極力事業に盡さむことを誓ひたり。因て、彼等をして工事に與らしめ、且、整理地を耕作せしめたるに、其成績は良好にして、收穫を減することなく、又、小作地は其分配を小作人に委ねて、小作料を引上ぐる等の事なきより、小作人も漸く安心して、終に、前意を

翻へし、事業に賛同するに至れり。爾來、小作地の分配は小作人の意嚮を容れ可成、各自便宜の地を耕作せしむることゝなれり。

工事施行中の狀況 主要なる道路溝渠の工事を競争入札に付し、其他を指名受負工事としたり。勞働者は大抵地區外のものを用す。蓋し、この地區は、農隙の時期と雖、銅器製造の盛なる高岡市に接近せるを以て、多くの勞力を其方面に吸收せらる。爲に、却て他村より之を仰くの得策たればなり。斯くて、明治三十五年より年々秋冬春の米作に關せざる季節に於て、工事を施行し、尺寸の土地と雖、耕作を廢せずして、同四十年の春全く完了せり。

整理施行の效果 横田村は、元田反別百三十七町歩の内、二十五町歩餘の濕田あり。乾田と雖、排水不充分にして、紫雲英の栽培に適せざりしか。整理後は、悉く之を栽培に適し、且、大に收量を増加したり。米の收量は、從來平均一反歩二石二斗五升なりしも、整理後は平均二石四斗となれり。又、米質の改善せられたるもの尠からず。

作業勞力の増減比較を舉ぐれば、左の如し。
 稻田一千歩に付

| 作業の種類 | 整理前所要人夫 | | 整理後所要人夫 | |
|-------|---------|------|---------|------|
| | 人 | 分 | 人 | 分 |
| 稻株切 | 一 | 五 | 一 | 三 |
| 鋤起準備 | 一 | 五 | 一 | 三 |
| 鋤起 | 二 | 五 | 一 | 二 |
| 土切 | 一 | 五 | 一 | 二 |
| 鋤殘打起 | 一 | 五 | 一 | 二 |
| 鎌馬把掛 | 二 | 五 | 一 | 五 |
| 線馬把掛 | 二 | 五 | 一 | 五 |
| 畦畔 | 三 | 五 | 一 | 七 |
| 施肥 | 二 | 五 | 一 | 五 |
| 植付 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 埒切二回 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 除草三回 | 十 | 三 | 十 | 三 |
| 草取及除 | 三 | 一 | 三 | 一 |
| 害蟲驅除 | 一 | 五 | 一 | 五 |
| 紫雲英播 | 一 | 五 | 一 | 五 |
| 稻蒔 | 五 | 八 | 五 | 八 |
| 架造干揚 | 八 | 五 | 八 | 五 |
| 調製 | 十五 | 七 | 十五 | 七 |
| 灌溉 | 六 | 三 | 六 | 三 |
| 排水 | 六 | 三 | 六 | 三 |
| 計 | 馬八日半 | 七十九人 | 馬四日半 | 六十八人 |

| 切返及植代 | 馬 | 日人 | 日人 |
|-------|---|----|----|
| | 二 | 一 | 一 |

即ち、人工に於て、十八人二分、馬力に於て、四日を減せり。
 耕地整理に關する利益計算を示せば、左の如し。

- 一、收穫高増加
 - 此總金二千六百七十九圓八十八錢五厘
 - 田一反歩に付一斗五升、一石十三圓
- 一、肥料減少
 - 此總金千六百四十九圓十六錢
 - 田一反歩に付三圓十二錢五厘
- 一、勞力節減
 - 此總金四千二百九十四圓六十八錢七厘
 - 田一反歩に付九圓
- 一、増歩地の地益
 - 此總金千三百二十六圓六十錢
 - 田一反歩に付三圓
- 一、畑、山林原野の田地に變せし爲増したる地益
 - 此總金五百六十圓八十二錢
 - 田一反歩に付三圓

合計一萬五百一十一圓十五錢二厘

内金千九百九十五圓三錢八厘

整理費の利子

差引益金九千三百十六圓十一錢四厘

整理後の状況 整理前の田地一筆平均面積は、五畝歩なりしか、整理後は、平均二反二畝十八歩となれり、又整理前の施肥は、一反歩に付十八貫目、此代金七圓二十錢なりしか、整理後は紫雲英の生育佳良なるを以て、全肥に於て、一圓二十錢を減するに至れり。

整理施行前、一反歩を耕作せるに、勞力三十五人を要したるか、施行後は、二十三人を以て、容易に耕作し得ることになりたるに因り、過剰の人夫は、總て高岡市に於ける銅器職の、日雇に使用せられ、一日三十錢乃至四十錢の賃銀を享受しつゝあり。

整理施行につき特に、盡力したる者の行動及び事蹟 整理委員長、堀二作は、村内第一の資産家にして、明治四年横田村外四箇村の肝煎となり、後戸長となり、横田村長となる。同三十五年射水郡農會長に擧げられ、高岡市長

の職にありしこと、前後十二箇年、公務繁忙なるに拘はらず、農事改良の念深く、明治三十四年、富山縣農會が耕地整理の實施を獎勵するや、率先村内の地主と謀り、之か實行に著手し、經營、畫策、克く困難を排し、遂に其工事を完了せり。

整理委員、堀豊は、事務の主管に任じ、整理に關する事務一切を處理し、日夜罷勉怠らず、其他整理委員、堀二平、廣岡萬九郎は、工事の施行に當り、終始一貫、克く其責を全うして、成功に至らしめ、共に規定の報酬は、これを辭して受けず、その功勞尠からず。

整理費用の徴收及び償還の方法 整理費豫算額、金一萬四千九百圓の内、明治三十六年十二月、株式會社日本勸業銀行より金八千圓を、同三十八年六月まで据置き、十箇年間の年賦償還法により、借入れたり、其償還法は、増歩地の小作米代金を以て、之に充て、尙、不足するときは、反別、及び地價に賦課徴收すべき豫定なりしも、増歩地の小作料は實に、米百四十三石の多額に達せるを以て、賦課の必要を認めざるに至れり。

地區面積 比較表

| 地目 | 整理前 | 整理後 |
|------|----------|---------|
| 畑田 | 一三、七、四三〇 | 一六、四〇五 |
| 市郡街村 | 二、三、九六一 | 五、〇二七 |
| 宅地 | 一、〇、四二一 | 一、六、五六二 |
| 地地 | 一、五、六〇〇 | 一、六、六二七 |
| 野林 | 三、八二六 | |
| 地地 | 一、四一五 | 一、〇〇〇 |
| 畦地 | 二、四一〇 | 四、四二一 |
| 路 | 一、七三六 | 一、七九二 |
| 河溝 | 一、七六一 | 一、七七一 |
| 堤 | 一、六八五 | 二、五八一 |
| 計 | 二、四、七七三 | 二、四、七七三 |

耕地整理費豫算

収入の部

| 項目 | 金額 |
|-----------|------------|
| 土地切均費 | 八、六九二・二〇三 |
| 道路溝渠新設廢除費 | 五、四六三・五四五 |
| 橋梁暗渠二費 | 三、五二二・三三二 |
| 測量費 | 四、三〇〇・〇〇〇 |
| 計 | 一四、九三七・九八〇 |

耕地整理費決算

(四十一年十二月調)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|---------|-----------|
| 一、賦課金 | 一、賦課金 | 一、〇〇〇・三三〇 |
| 二、補助金 | 一、縣農會補助 | 一、五〇〇・〇〇〇 |
| | 二、郡費補助 | 四、三〇〇・〇〇〇 |
| 三、寄附金 | 一、寄附金 | 五、九六二・二一〇 |

| 四、雜 收 入 | 計 | |
|------------|----------|------------|
| | 一、利 息 | 二、補 償 金 |
| | 一五六・七七三 | 一、一七〇・〇〇〇 |
| | | 八、九〇〇・一三〇 |
| 五、所 得 金 | | 一三、二五八・二四三 |

臨時收入金

| 一、借 入 金 | 計 | |
|------------|------------|------------|
| | 一、年賦償還借入金 | 二、一時借入金 |
| | 八、〇〇〇・〇〇〇 | 一、二二三・七七〇 |
| | | 六三〇・五〇〇 |
| 二、貸付償還金 | | 一九、八四四・二七〇 |
| 合 計 | 三三、一〇二・五二三 | |

支出の部

| 一、事 務 費 | 計 | |
|------------|------------|------------|
| | 一、旅 料 費 | 二、給 料 費 |
| | 一、八五七・八三三 | 四〇〇・四〇〇 |
| | | 一、五三六・五二七 |
| | | 五五・七六〇 |
| | | 三六・九八七 |
| | | 七八・一五九 |
| | | 四七・八六五 |
| | | 六二・五〇五 |
| 二、工 事 費 | | 一三、二四八・七一八 |
| | | 一、三七・七四〇 |
| | | 六、四六四・五三三 |
| | | 四、四一六・四四六 |

| 臨時支出金 | |
|---|--|
| 一、借入償還金 | 一、年賦償還金 |
| 計 | 計 |
| 三、雜支 四、耕作物補償費 五、雜費 一、利息 二、訴訟費 三、申告式費 四、發起費 | 一、創業費 二、一時金同上 一、貸付金 |
| 二〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 四、二五八、〇一八 三、七六二、〇六三 三九七、二四〇 九八、七一五 一九六、八八五 一九六、八八五 一七、五六一、四五四 | 一〇、九一三、七七〇 九七〇、〇〇〇 九七〇、〇〇〇 一四、一六三、九六〇 三二、七二五、四一四 |

| 臨時支出金 | |
|---|--|
| 一、借入償還金 | 一、年賦償還金 |
| 計 | 計 |
| 三、雜支 四、耕作物補償費 五、雜費 一、利息 二、訴訟費 三、申告式費 四、發起費 | 一、創業費 二、一時金同上 一、貸付金 |
| 二〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 四、二五八、〇一八 三、七六二、〇六三 三九七、二四〇 九八、七一五 一九六、八八五 一九六、八八五 一七、五六一、四五四 | 一〇、九一三、七七〇 九七〇、〇〇〇 九七〇、〇〇〇 一四、一六三、九六〇 三二、七二五、四一四 |

尙、新湊町附近の耕地整理中、牧野村大字下牧野村に、施行のものは、他に率先して起工し、稍模範とするに足るを以て、左に、其概要を擧ぐ。

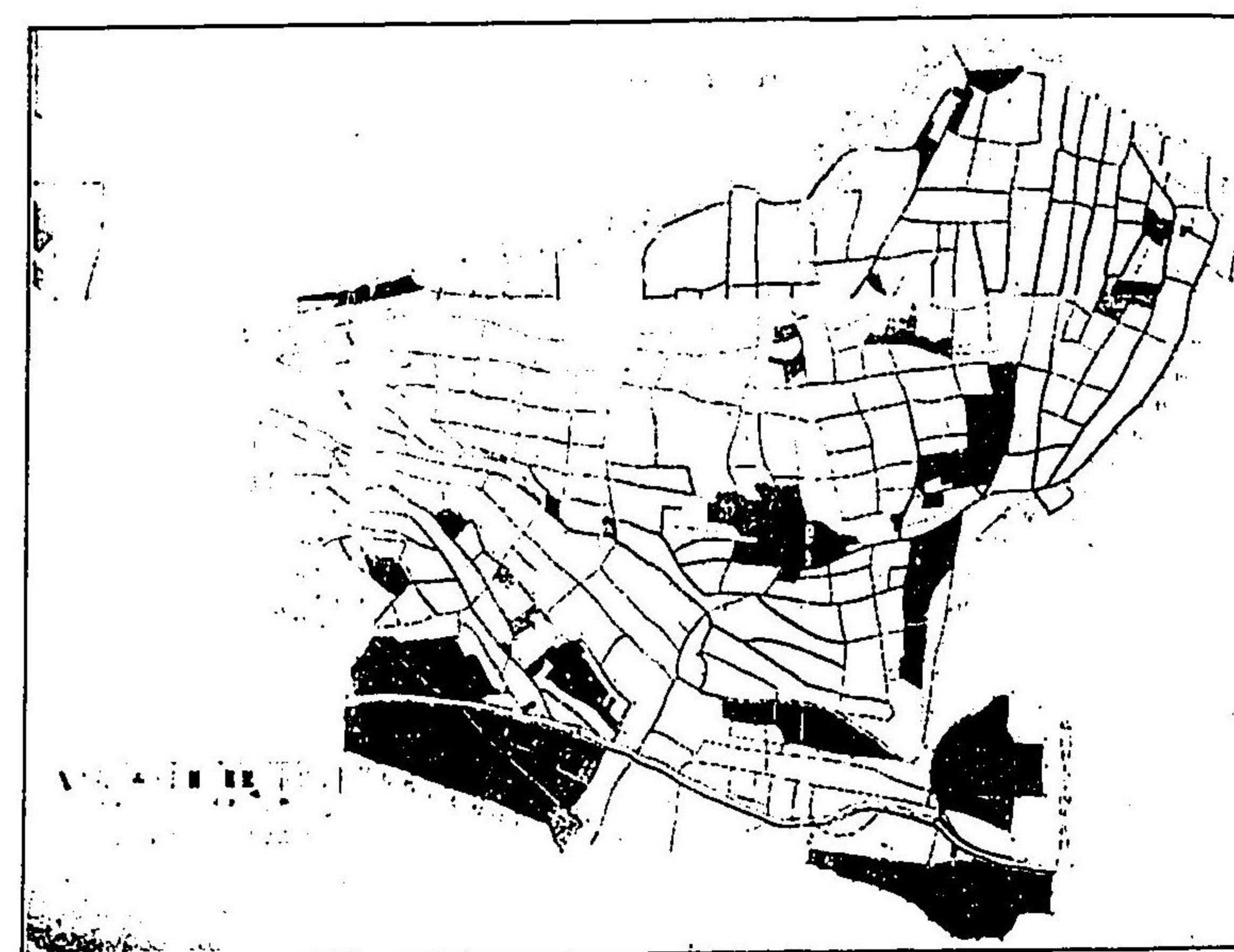
射水郡牧野村大字下牧野村耕地整理

庄川改良工事の爲、下牧野村耕地の三分の一を收用せられ、耕地不足なりしかは、字畦田と稱する、不用川の拂下を受け、耕地となさんとせしか、結果豫期に副はさりき、是に於て、荒木岡多、安井藤四郎等、庄川改良工事の不用土を受けて之を埋め、且、耕地一様に平均二尺つゝの土盛をなし、濕田を變して、乾田となさむとす。因て明治三十八年四月二十一日、下牧野村耕地整

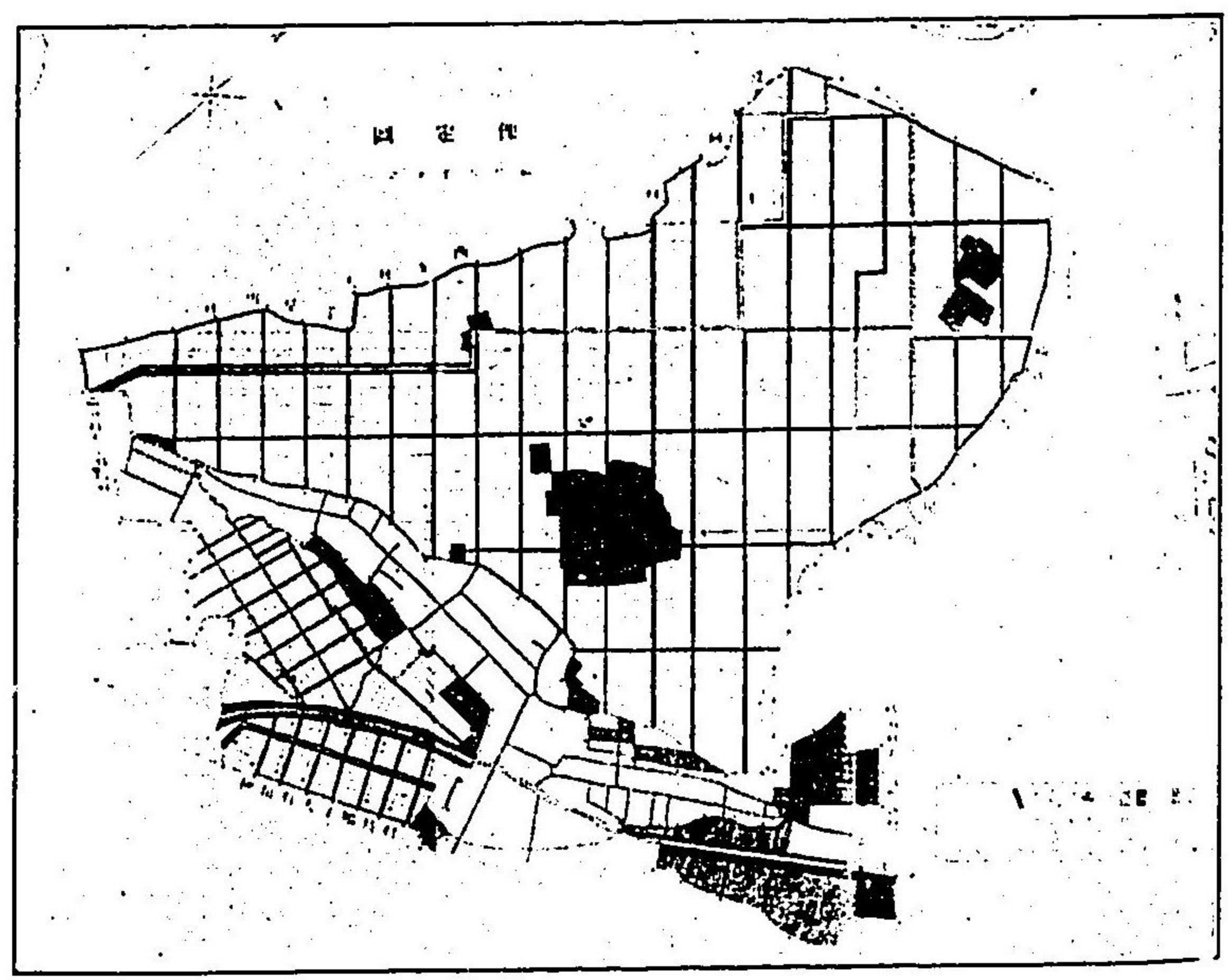
理の發起認可を得、同年八月十七日、施行認可を得て、同年九月三十日起工す。竣工期は尙五箇年にして、同四十二年中に完成せむとす。即ち、整理前の段別、三十五町一段二畝二十七歩なりしを、整理後は、四十一町七段四畝十五歩となり、六町六段一畝十八歩の増歩あるか如し。加ふるに、濕田の乾田となりし爲、肥料に於て、約半額を減し、増歩より得る收穫米は、約二百石となり、利益の大なること、他に、類例を見ざる所なり。

この耕地整理の功勞者として、下牧野村荒木岡多は、功蹟顯著にして、衆の模範たるの故を以て、明治四十一年八月五日、富山縣知事より、木盃一組を授與し、之を表彰せり。

庄川改良工事 庄川は、中越平原の耕地を貫流するが故に、灌漑の區域大なると共に、水害の區域頗る廣く、幹支流を合すれば、約九千五百五十町歩餘にして、連年水害を蒙ること尠からず。従て、損害金額も夥多なり。寛永の頃は、礪波郡にて、千保、中田等の分流あり、中田川草堰とて、土俵にて堰き止むに、射水郡に入り、更に、宮川、櫻江川、荒川、新川、筏江川、玉川等の分派ありしを、正保二年、礪波



横田村耕地整理前平面圖



同上耕地整理後平面圖

郡柳瀬村より下流戸出村の東射水郡二塚村の西高岡町川原迄一大堤防を築き洪水の氾濫を防きたり。即ち當時は幹川高岡町にて小矢部川を併せ射水川となり二上山麓を環流せり。元和九年本郡能町村にて中田川庄川と河身を掘換へ射水川に通す。是より先元和五年六月御公事場より三日曾根村の東北にて東に折れ、宮袋村にて北に折れ、上牧野村の東寛文十年川除奉を經六渡寺村にて更に東に折れ、長徳寺村にて海に入る。寛文十年川除奉行を遣はし大に土工を起し柳瀬村の上流にて柳瀬川千保川及中村川を締め切り庄川へ合せしめければ細流減し河身稍整理せり。當時より定檢地奉行有て治水を掌る。その後辨財天前堤防屢破れ水害彌波射水の兩郡を犯す。正徳四年辨財天前の改修なれり。爾來幾多の星霜を經上流にては山林を濫伐し水源涵養を怠りければ砂礫堆積して河床を高め毎年雨期には堤防決潰洪水の虞あり殊に明治十四年には堤防崩壞數十箇所に及び人畜を害し田園民屋を流亡し禍害少なからず。又同二十九年は稀有の洪水にして堤塘破壞の爲高岡市に於ては家屋の流失夥しく郡村に於ても荒蕪となりし地凡八百八十町歩に及へり。

以上の被害は、河床に砂礫の堆積せるに因らむも、主として大門町附近に於いて、急に河幅を減し、咽喉の如き状を呈し、狹隘なるを以つて、流積甚はた不
 充分にして、到底洪水量を流過せしむる能はず、爲めに、其の土流に於て、洪水
 停滞し、破堤を來すなり、畢竟、大門町附近より以下、河流屈曲河幅狹隘、水理宜
 しきを得ざるに因るは、明白なる事實なり、これ河幅擴張河身改鑿の必要な
 る所以なり、明治十二年の頃、内務省河身の調査をなし、同十六年、庄川、小矢
 を爲せし、幾何ならずして、事研み、爾後、庄川河身改修期成同盟、明治三十
 三年三月、内務省告示第十八號を以つて、庄川筋左岸富山縣東礪波郡東山見村
 右岸、同縣同郡以下海に入るまでを、公共の利害に、重大の關係ある河川と認
 定し、該川に就き、明治三十三年四月一日より、明治二十九年、法律第七十一號
 河川法を施行する旨發布し、同月、内務省告示第二十一號を以つて、同河川法
 第八條に依り、同三十三年度より、庄川左岸、富山縣射水郡二塚村、右岸、同縣同
 郡大門町以下海に至る改良工事を、内務大臣に於いて施行する旨、公布せら
 る。尙ほ明治三十四年十月、本縣告示第七十一號を以つて、小矢部川筋左岸、

射水郡二上村大字下八ヶ新村、右岸、同郡横田村大字四ッ屋川原村、千保川落
 合より庄川合流までを、庄川支川と認定せり、因て之れを明治三十三年度よ
 り明治四十二年までの繼續工事とし、同三十三、三十四の兩年度は、實地測量
 土地收用等をなして、同三十五年度より工事に著手し、沿川八箇町村に亘り、
 貳百四拾町壹畝貳拾歩六合二勺を擴め、川幅を貳百五拾間とし、新堤防馬踏
 五間、左岸五千三百四十間、右岸三千三百二十間を修築し、川口村地内、稍方向
 を西北に轉せる所にて、締切り、明治三十九年一月、著手、同三河身を北方に變
 し、新湊町大字六渡寺町三箇新町の間に、直流して海に注かしむ、此の間を新
 庄川と云ふ、延長貳千貳百五十間あり、工事費等總改修費、金貳百九拾貳萬貳
 千四百參拾貳圓なり、國庫、預額、二百七十七萬七千七百七十三錢、四厘
二千三百六十八年度、明治三十三年度より、同三十四年度まで、毎年、十四萬二千四百
千年度、宛納付、七萬一改良工事施行の爲め、潰地となりし土地の面積等、左表の如
 し。

收用土地買上反別代價調

| 町村名 | 反別 | 買上代價 |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 新湊町 | 二八〇、三二九、五五 ^反 | 八五、九一八、五三五 ^買 |
| 牧野村 | 三九七、〇二〇、六八 | 九〇、〇三四、一九〇 |
| 能町村 | 二〇三、三〇八、八五 | 四三、四六九、二九三 |
| 塚原村 | 七二、三二一、一五 | 一四六、八四三、二一二 |
| 大島村 | 七四、四一三、九二 | 七、二六五、三五一 |
| 野村 | 三九九、八〇三、〇〇 | 六三、五〇三、四六六 |
| 大門村 | 一六三、一一八、四七 | 三一、五九二、八一〇 |
| 二塚村 | 一七〇、六〇〇、〇〇 | 一三、八二四、八三八 |
| 計 | 二、四〇〇、一一〇、六二 | 四八二、四五一、六九五 |

家屋を移轉せしめたる者

| 町村名 | 大字 | 戸数 |
|-----|-------------------|-----|
| 新湊町 | 六渡寺町 | 一三七 |
| 牧野村 | 三箇新町 | 七五 |
| 能町村 | 下牧野村 | 三五 |
| 塚原村 | 三女 ^子 村 | 一四 |
| 大島村 | 石 ^瀨 村 | 一三 |
| 野村 | 十二町分村 | 一二 |
| 大門村 | 二塚村 | 一 |
| 計 | | 二七七 |

神社を移轉せしめたる者

| 町村名 | 大字 | 神社名 |
|-----|-------------------|------|
| 新湊町 | 枇 ^杷 首村 | 日枝神社 |
| 牧野村 | 三箇新町 | 神明社 |
| 能町村 | 下牧野村 | |
| 塚原村 | 三女 ^子 村 | |
| 大島村 | 石 ^瀨 村 | |
| 野村 | 十二町分村 | |
| 大門村 | 二塚村 | |
| 計 | | |

| | | | |
|-----|------|-----|-----|
| 野村 | 石瀬村 | 村 | 村 |
| 同 | 同 | 無格社 | 八幡社 |
| 大門町 | 枇杷首村 | 村 | 天満社 |
| | | 社 | 日吉社 |

この外、牧野村大字下牧野村の雪見岡にありし、宗良親王御舊蹟の碑等は、此時、河川敷地に收用の爲、移轉す。

今新舊河川状態を比較せむに、舊庄川は、大門町より下流は屈曲甚しく、且、河幅狹隘にして、流積甚だしく、洪水を疏通せしむること能はず。殊に、大門町に於ては、其河幅最も狭く、僅に、八十間にして、其河積より計算する時は、漸く一秒時間、五萬五千立方尺の水量を流送せしに過ぎず、之を従來觀測中の、明治二十九年八月の最大洪水水量、一秒時間に、拾參萬立方尺を流すへきに比すれば、其水量を快駛せしめ得ざりしは明かなり。乃ち、上流堤塘の破壊するは、數の免れざる所なりとす。之に反し、改修後の庄川は、此最大水量を快駛せしめて、餘りある河積を具備し、屈曲を撤去し、且、河身内に入るへき舊堤等の障

害物は、凡て取り拂ひたるを以て、上流に於ける水害を除却し、漸次、河底の低落するは、事實示す所とす。是に於て、庄川の河身面目を一新し、沿岸の士民水害の虞なく、高枕安眠の幸福を享くるに至れり。

附帶工事

伏木港の浚渫及び築堤舊川整理 明治三十九年六月より舊射水川河口伏木港内を、深さ貳拾貳尺、幅百間、長さ六千七百二十間、土量貳拾貳萬八千五百餘坪の間に浚渫し、船舶の碇泊に便ならしめ、更に左岸に百四拾間五尺の突堤を築き、東北に偏向せしめ、以て防波に備ふ。

この工事の爲、明治四十二年二月縣道に架せる伏木橋を撤去し、渡し舟を設け、交通をなす。

新庄川橋 庄川改良工事に因り、新湊町は市街を兩斷せられ、之に架するに一大橋を以てす。長さ二百二十八間、幅二十尺、工費金四萬四千五百九拾六圓拾三錢貳厘、國庫補助二萬九千七百參拾圓七拾五錢四厘、縣明治三十六年四月起工、同三十七年四月竣工す。

新庄川橋に接続したる道路の改修、延長五百六十六間一分一厘、幅三間三分三厘、乃至四間六分七厘、橋梁の架設三箇所、暗渠二箇所、此總工費金壹萬千參百七拾貳圓九錢四厘、敷地収用費金貳千四拾七圓貳錢九厘、雜費金千五百貳拾壹圓五錢六厘、合計金壹萬四千九百四拾圓貳拾八錢九厘、内、金九千九百六十四圓九錢三厘は、國庫補助金なり、外に特別縣費撥の土地収用費參百圓あり、

雄神橋 大門町に於て著しく庄川を取擗めたるを以て、舊川に架せる橋を撤し、更に一大橋を架す、長さ貳百四十三間、幅二十尺、工費金四萬五百參拾參圓四拾四錢五厘、國庫補助貳萬七千二百四十二圓二十九錢七厘、明治三十九年十二月起工、同四十年十二月竣工す。

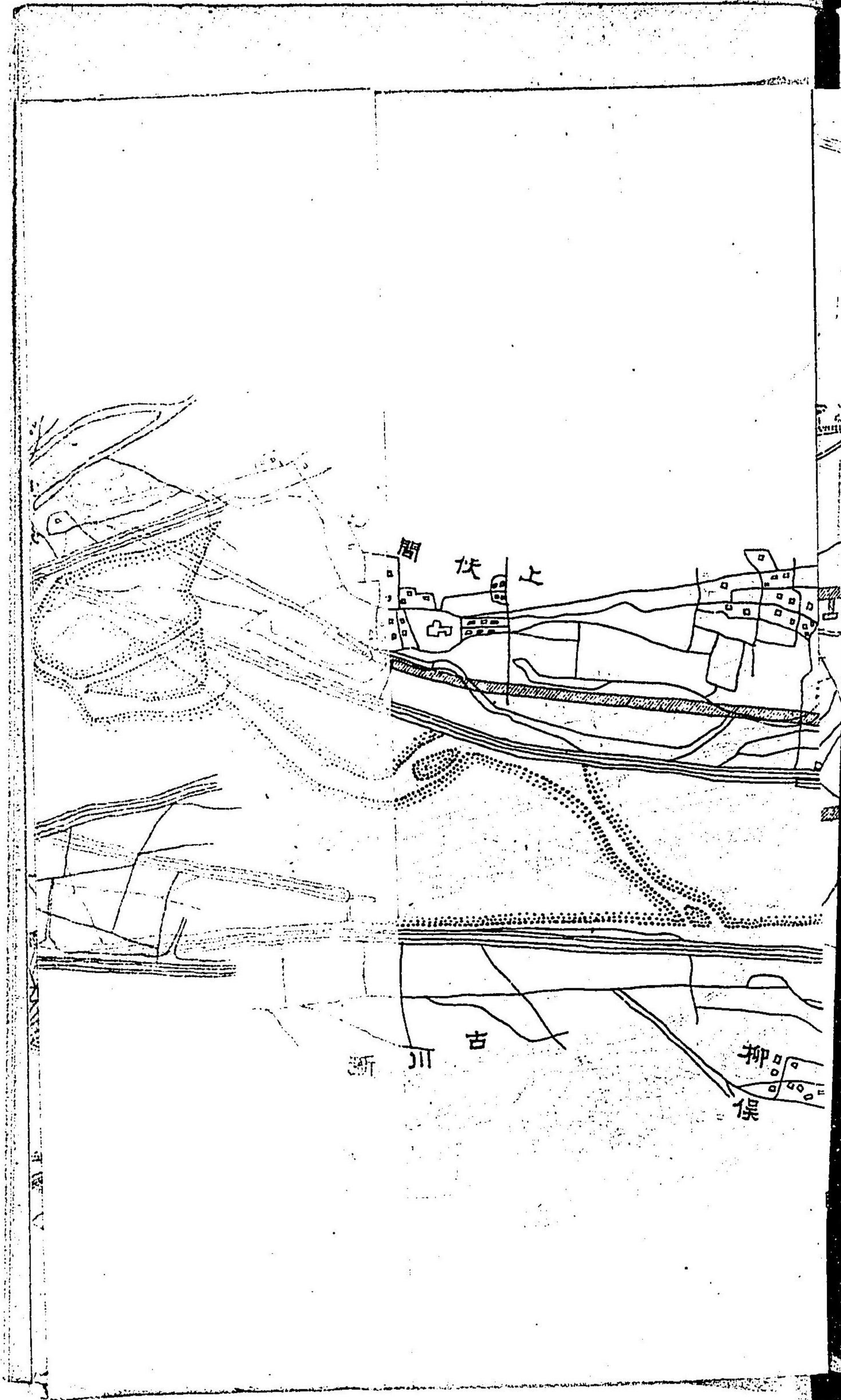
雄神橋に接続したる道路の改修、延長百八十一間五分、幅貳間五分乃至四間、此工費金九百四拾參圓七拾貳錢貳厘、敷地其の他の収用費金千九百七拾壹圓九拾參錢八厘、雜費金千四百八拾六圓八拾九錢九厘、合計金四百貳圓五拾五錢九厘、内、國庫補助金貳千九百參拾五圓錢五厘なり、


牧野用水 庄川改良工事に因り築きたる堤防は、舊牧野用水路を遮斷したるを以て、塚原村大字川口、宮袋の西村、及び牧野村大字上牧野、下牧野の兩村等は、灌漑用水路を失へり、因て舊牧野用水の中會根用水分水

口より方向を換へ、低地に築堤し、全線庄川右岸新堤防に沿ひて新鑿し、下牧野村地内に達し、在來の用水路を利用し、放水路を設けたり、而して之を舊用水に比すれば、灌漑反別減少せるを以て、必用以外の新水路に達せざる間に、閘を設け、庄川に放流せしむ、新鑿水路は、延長千六百參拾參間參分七厘、潰れ地反別壹町五反七畝拾五步七合にして、工費總額金八千四百參圓參拾參錢九厘、土地収用費金四千六百三十七圓八拾七錢八厘、潰風なり、國庫より金七千二百七拾七圓を補助し、餘は水利組合に於て負擔せり、明治三十九年四月起工し、同年十二月竣工す、該工事は、富山縣技師寺崎新策の計畫にして、射水郡長藤井務管理者として之を施行せり。

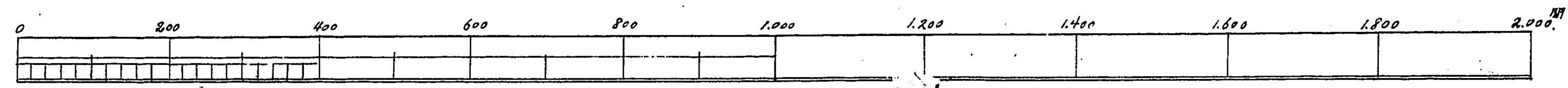
牧野新用水 庄川右岸にある牧野用水によりて灌漑せられたる地域中、庄川改良工事に因りて新舊兩庄川間に殘存せる區域八十二町歩は、用水路を遮斷せらる、之か爲に左岸に於て、更に水源を求め、新たに用水路を開鑿せざるへからず、因て馬田川なる小惡水路を水源とし、深澤池なる溜溜水を合し、更に與四兵衛川、及びブド川なる落水を受け、大門町

附近に於ける堤側人家櫛比の地を避け、裏手の悪水路と合し、少し迂回して庄川左岸堤防の側に沿ひ、地久子川なる小悪水路を併合し、其他の排水を聚めて舊庄川敷地に達し、排水門を築造して洪水量を排出せしむ。舊庄川横断の箇所は地盤安固ならざるに因り、一時的半埋樋百八十間を設け、灌漑地域に入らしむ。水路敷地の大部分は他町村に属するを以て、一は用水路敷の確定を表すると、一は降雨の際一種の排水路として、多大の洪水を流下するとに因り、他町村地域内は凡て丸石積とし、組合内の地域は盛土工とせり。新鑿水路延長四千百拾四間八分四厘にして、潰れ地反別四町六反七畝貳拾五歩なり。工事費金參萬四千四圓參拾九錢貳厘。水取費金貳萬千貳百九拾貳圓貳錢貳厘。國庫よりこれを補助す。明治三十九年七月起工し、同四十年一月竣工す。この工事も富山縣技師寺崎新策の計畫にかゝり、射水郡長藤井務これを管理せり。牧野用水は、承應元年能町村地内にて、中田川を掘替へたる爲、十七箇用水を切斷せられ、下牧野、吉久、中伏水等の諸村は用水路を失ひたり。又中田川は庄川本流となり、沿岸の缺壞甚たしく、川口村、宮袋村等の用水工



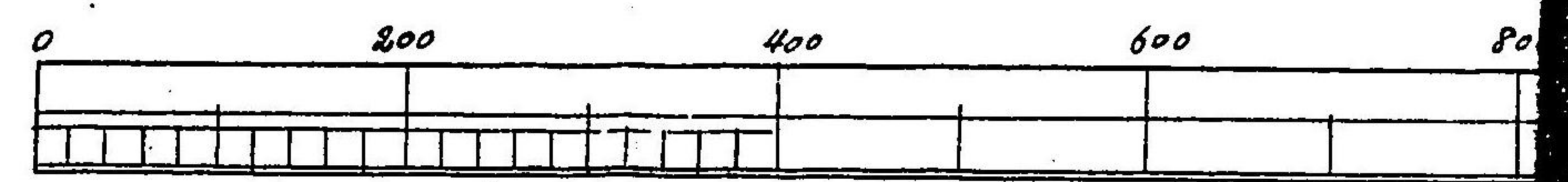
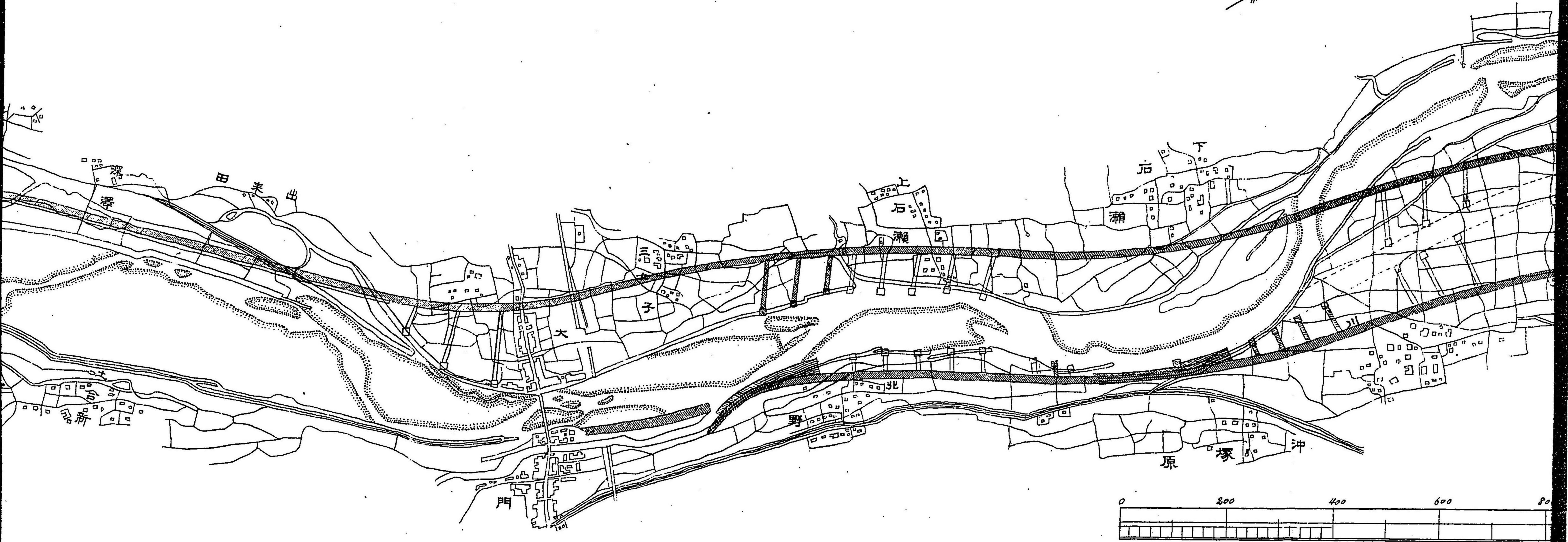
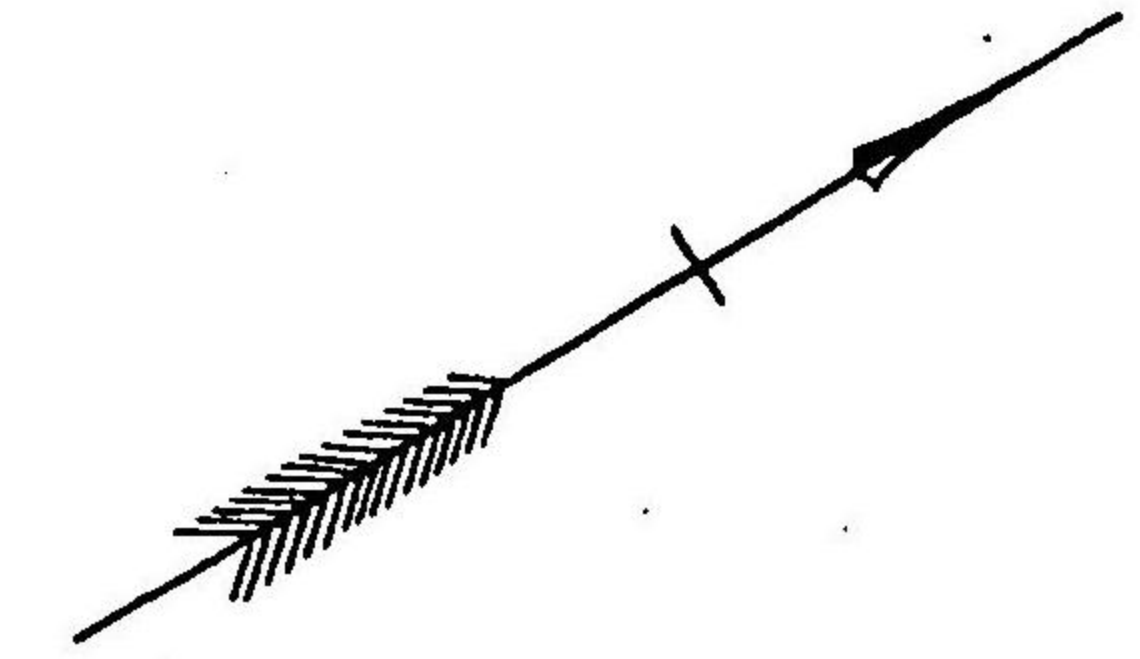


縮尺 壹寸貳百間



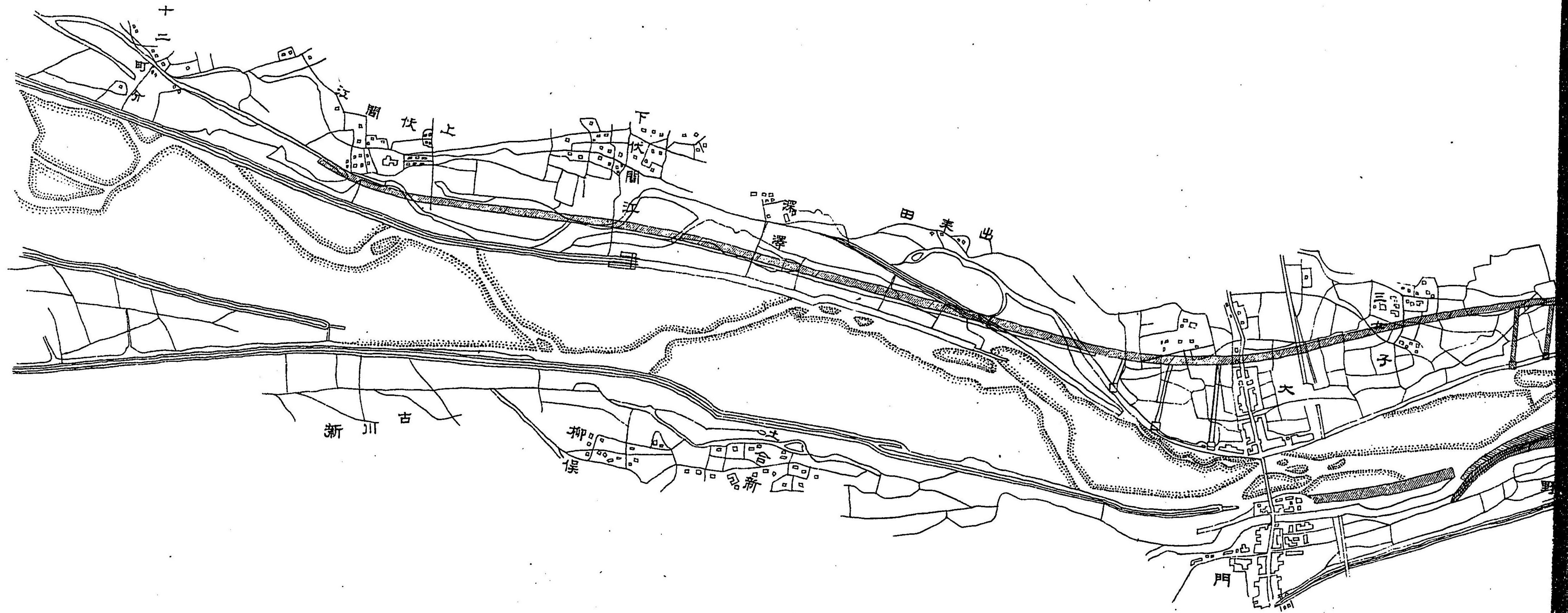
庄川改良工事平面圖

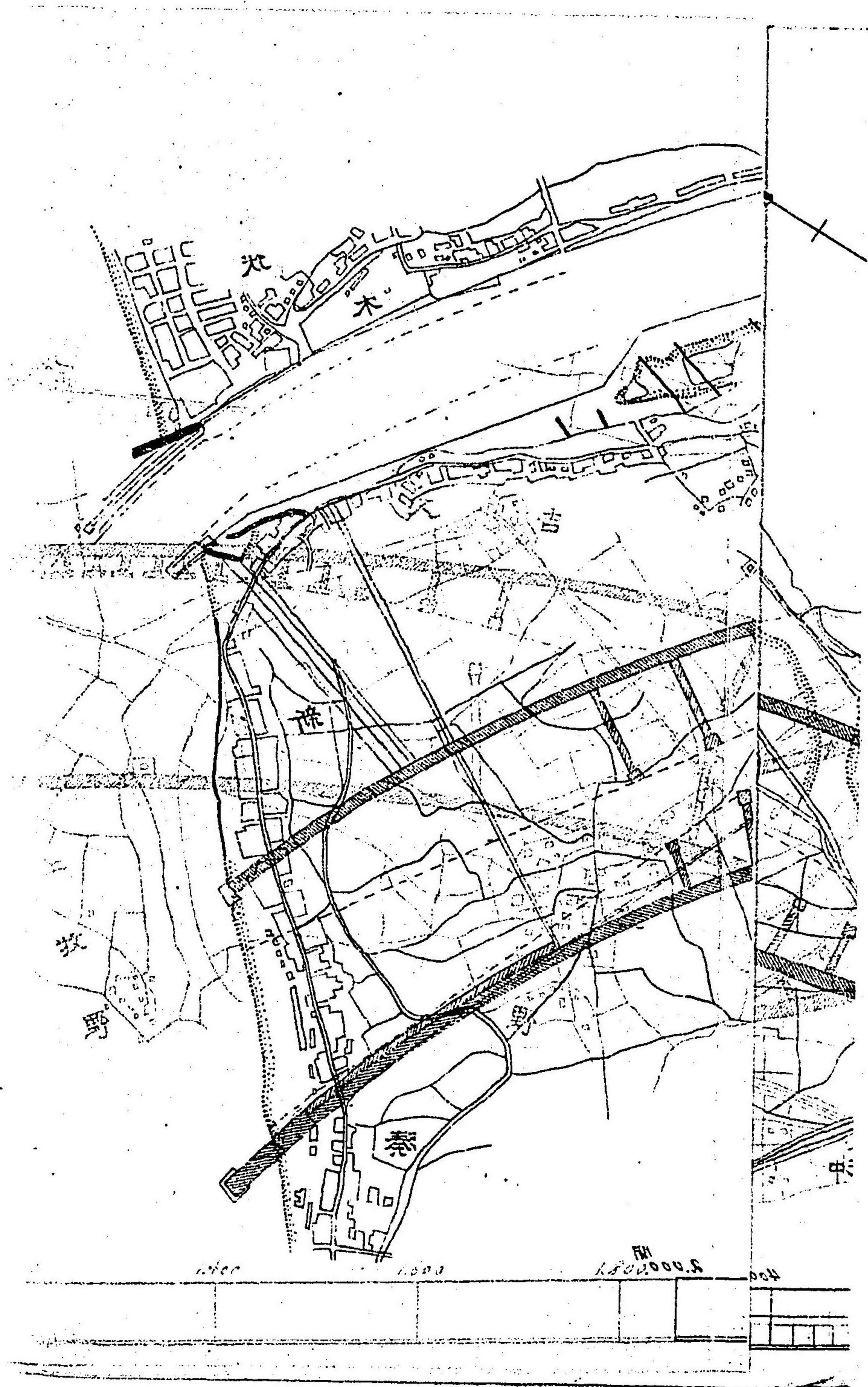
縮尺壹萬貳千分之二



庄川改良五事平面圖

縮尺壹萬貳千分之二





事は灌漑を受くる村民の巨費に堪へざりき因て庄川の右岸東磯波郡
 下麻生村の湧泉を水源とし、淺井二口、大門、大島の各町村を経て、灌漑地
 に引きたり。當時加賀藩開作奉行指配の下に官營工事をなし無江代線
 とせり。該工事に關し、荒木作助一身を賭し、計畫盡力し、功勞少なからず
 後七箇用水宮を上牧野村に建つ、即ち荒木作助を祀れるなり。

其他北野若杉用水及び新湊、高岡間道路等も、庄川改良工事の爲に遮斷
 せられたるを以て、各國庫の補助金を受け改修を加へたり。

海岸工事 元文元年十月、暴風雨、越中能登の海に起り、伏木、放生津の民屋を
 破壊すること八十、溺死十七人あり。寛延二年、大海嘯ありて、本郡海岸一帯、其
 害を被ること甚たしく、放生津町の大樂寺は、現時の海岸を去ること、凡五六
 百間の沖合にありしか、之が爲に移轉せり。即ち、堂後と稱する漁場は、其蹟な
 りと傳ふ。當時より次第に海岸侵蝕せられ、幅員拾町乃至貳拾町の缺損あり。
 天明年間、海岸一帯の地に、引高ありしも、之が爲なり。寛政五年七月、海嘯あり。
 これより、金澤藩に於て、波除工事を施行せり。文化年間、放生津町に海岸波除
 仕法銀を設け、同町の資産名望あるものに、裁許役を命じ、之を管理せしめ、波

除工事を施行したり。天保十二年、風濤頻りに起り、伏木浦の堤防を破壊し、激浪襲來して、貨物揚卸場、船舶碇繋場を崩壊し、陸地を浸蝕し、民屋を洗ひ去り、殆ど一港の過半其災害に罹り、和船の出入を妨ぐるに至れり。時に伏木村、能登屋三右衛門、深く之を憂ひ、銀十五貫目を藩に獻し、其利益金及び藩の補助を仰ぎ、防波堤を築かむことを請ひて許さる。同十三年四月より漸次大工事を起し、西北海岸に三角枠を設け、突堤を築き、以て海水の氾濫を防ぎ、船舶の出入を便にし、貨物揚卸場を完全ならしめたり。伏木町波除仕法、銀この時に起る。尙、藤井氏所藏古文書によれば、略ほ當時の情況を知り得へければ、左に録す。

伏木浦、宿園波除之儀者、先前より御普請會所御手合にて、御普請被仰付、當時者、定檢地所より御普請被仰付候、然處、湊濱濱先三百間許之處者、先年人家も無御座、餘程之濱株有之、前々より波除之御普請無御座候處、寛政之度以來、度々非常之高波にて、伏木浦人家居屋舖多分波崩に相成、追々人家居屋敷替湊濱濱手江も人家建出候處、濱株波崩に相成、最早濱株退轉之場合

にも至り候處、右濱先波除前に無之場所にて、御普請會所に於て、御願著無御座、文政五年段々奉願、御郡所御普請會所、定檢地所三御手合、百間宛一作御普請被仰付置候處、其後、年數相立、悉く破損仕候而、御濱筋人家、凌乘、纒之波にも濱筋往來も出來不申に付、天保十二年以來奉願候處、於御郡所、段々御取調理御詮議之上、御算用場表江御達、右濱筋三百間許之處、新波除御仕法被仰渡、此度右間數新たに御普請出來、爲御入用、御銀貳拾貫目御渡、人足は爲冥加所方より相勤以後御普請方仕法爲根銀、私江銀子拾五貫目加入被仰渡、天保十三年より未拾箇年之間、毎歲壹箇年壹貫目宛、御銀を以仕法根銀に御渡、外に村所方波崩御貸米代銀拾壹貫六目四拾目五分四厘、波崩家取扱爲仕法除、利足立貸附置候分、天保八年諸指引御仕法に付、同十一年より無利足貳拾箇年賦取立方被仰渡、壹箇年當り五百八拾貳匁貳厘之内、右御貸米返上、残り八拾四石九斗三升三合六勺、天保十一年より改而五拾箇年賦返上被仰渡、壹箇年當壹石六斗九升九合代銀返上方江相渡、殘銀右波除仕法根銀之内江御指加、私義右波除御普請方裁許無仕法銀裁許共可

相勤旨被仰渡、毎歲遂御算用、此根帳江書加、利子前々も、根帳所持仕、夫々書加、御見届御割印等請置可申旨被仰渡奉得其意、急度相心得可申候事。

一、右仕法根銀は、月壹歩之利足立にて貸附、二箇月分利足銀は、私役料並定狀料銀等主附爲雜費御渡被成候條、年中壹割之利足圖を以、遂御算用候様被仰渡奉畏候事。

但閏月之分不及御算用、右雜費之方江御渡被成下候事。

一、天保八年以前貸附銀、無利足貳拾箇年賦取立之分、毎歲六月中取立、其年分御普請方定修理入用に相立、毎歲十二月中にて取調理遂御算用、殘銀有之候は、利足立貸附に可仕事。

一、右仕法銀貸附方は、裁許之十村、奥書證文、御郡分役之人々江は、御奉行所御奥書證文を以貸附、毎歲十二月中にて元利途御算用可申、若貸附銀限月相滯候は、私に見合不申、早速可及御斷、御糺之上日延之分は、利足御詮議之上、御取立御渡可被成候條、兼而其心得申談貸附置、無違失相心得可申旨被仰渡奉畏候事。

右被仰渡之趣を以根帳兩冊相調指上申候、壹冊は御郡所に御留置、一冊は御見届御印之上、御渡置被下、向後毎歲無懈怠、遂御算用御見届御割印請置可申處如件。

天保十五年八月

伏木浦新波除御置請方裁許並

右波除仕法銀裁許伏木村

三右衛門 花押

加判伏木村裁許

大門新町

宗次郎 花押

御郡所

右之通見届候條、向後無違失可相心得者也

御郡奉行

篠原文次郎

井口孝左衛門

本郡打出本江村、海老江村附近一帯の海岸は、侵蝕殊に甚たしく、藩政時代にはこれ又藩の直轄にて、屢、護岸工事をなしたり。明治三十二年、同三十四年、同三十七年、同四十年には、縣費を以て、本郡打出本江村より伏木町に至る間に年々數箇の突堤を設けたり。就中庄川改良工事の奮川整理として、伏木港に設けたるものを、最も完全なりとす。四十一年度、調郡内海岸突堤大小十九箇所あり、斯くて突堤の築造は海水の侵蝕力を緩めたりと雖も、未だ全海岸を安全ならしむる能はず。尙突堤の數を増加し、之を延長し、且、護岸固め梓を修築せし、海岸植林と共に、海岸を護り得へし。

海岸植林は、堀岡村附近に、所々缺けるものあるも、漸次、補植の計畫あり。特に、海老江村には、土堤を築き、隣若たる松林あり、該土堤は、海老江全村の土地を保護し、海水の浸入を防げり、この堤防は、凡二百餘年前（元禄年間）當時の肝煎彦兵衛の計畫により、築きたり。今に村民之を徳とし、土堤外縁の地二畝二十八歩の一村共有地を、小作米の内八升を減して、其子孫に作らしめ、以て報ゆる所ありと云ふ。

第二章 教育 衛生 兵事

一 教育

文武天皇の朝、大寶令選定せられて、本邦文教の制、燦然具備せしことは、史上に明なるも、當時本郡は如何なる状態なりしか、史籍の徴すべきものなきを以て、今得て知るに由なし。奈良朝の頃、大伴家持國司として本郡に留まり、文雅を鼓吹せしこと、少なからざりしも、一部官人の間にのみ行はれ、一般民人に及ばざりしか如し。政權武門に移るに及ひては、戦亂相次きて起り、文教地に墜ち、僅に僧侶に頼りて、之を維持したるを以て、民間の子弟學に志すもの、僧家に就きて讀書習字の業を受けたり。後世家塾を稱して、寺子屋と云ふもの、蓋しこれより起れり。徳川氏の世に至り、文教再ひ興り、各藩學校を建つるに及び、富山藩にては、廣徳館を置き、金澤藩にては、明倫館を設け、士庶の教育を施し、加越能三州に令して、子弟の入學を奨む。然れども、僅に十村、御扶持人、並に富豪等の一部篤志家の子弟に止まり、而して民間普通の教育は、所謂寺

子屋に依れり。

寺小屋 藩政時代より明治五六年までの間に郡内にて寺子屋を開きしものを擧ぐれば左の如し。

| | | |
|-------|---------------|--------|
| 老田村 | 文政十一年より弘化四年まで | 平左衛門 |
| 同 | 嘉永元年より明治元年まで | 次右衛門 |
| 同 | 明治元年より同五年まで | 森田清風 |
| 下村 | 天保年中より安政三年まで | 那須半左衛門 |
| 同 | 同年中より明治五年まで | 三澤吉郎 |
| 同 | 安政三年より明治五年まで | 關原九郎平 |
| 七美村 | 文久年間より同六年まで | 橋田半左衛門 |
| 打出本江村 | 慶應年中より明治五年まで | 表野尊遊 |
| 同 | 同 | 北川傳七郎 |
| 同 | 嘉永年間 | 岡本助三郎 |
| 老海江村 | 明治初年 | 井伊孫兵衛 |

| | | |
|-----|---------------|-------------------------|
| 同 | 同 | 前川安兵衛 |
| 堀岡村 | 文化六年より天保十四年まで | 堺勘六 |
| 同 | 天保十四年より明治五年まで | 竹内要造 |
| 片口村 | 天保年中 | 荒木田忠次郎 |
| 同 | 嘉永年中 | 堀川九郎平 |
| 同 | 慶應年中より明治初年まで | 竹内孫十郎 |
| 作道村 | 嘉永元年より明治四年まで | 岡野周融 |
| 同 | 安政二年より明治五年まで | 宮原順吾 |
| 同 | 文化十年より明治五年まで | 石黒兵助 <small>二代子</small> |
| 同 | 元治元年より明治四年まで | 官川直義 |
| 小杉町 | 藩政時代 | 水上彌三郎 |
| 同 | 同 | 若林六左衛門 |
| 同 | 同 | 松枝屋彌助 |
| 同 | 同 | 開發次郎兵衛 |

同 明治元年より同五年まで 加藤源之進
 二 塚 村 弘化元年より明治五年まで 高尾信孝
 同 安政五年より明治五年まで 大坪正三
 同 文久二年より明治五年まで 櫻井法順
 能 町 村 天保年中より嘉永年中まで 長谷川和七郎
 同 文久年中より明治五年まで 牧 宗 平二代

以上の寺子屋は、百姓町人の子弟十歳前後より十四五歳までのもの、十五六人乃至五六十人を集め、假字、日記、名頭字、町村名盡、商賣往來等又は稀に國盡、地方往來、名物往來、百姓往來などを授け、専ら習字せしめ、稍々進みては、消息往來狀の本を授け、日用文章を兼ね學はしめ、實語教、童子教等を教へ、修身の大意を知らしめ、希望によりては四書、五經の素讀をも授く、又算術は珠算の加減法、並に乗除算の九々を授け、毎日退散の際に九々の一進みては八算法一位見九乘法二位のを教ふ教授法の如きは、摸倣せしめてこれを練習せしむるのみ、毫も進歩せず。習字は大字より次第に細字に入り、時々席書として子

弟に淨書せしめ、師これを批評し、巧拙によりて座次を定め、或は優等者に賞品を與ふ。上級年長のものに長番を命じ、屢々教授の補助、並に雜務を取扱はしむ。又餘暇に謠曲を授くるもあり。女兒は寺子屋に入學するもの甚た少く、多くは仕立屋に入り、裁縫を學ぶのみ。左に一例として、作道村岡野周融の課程と稱せしものを擧ぐ。

| 教科目 | 丙の組 | 乙の組 | 甲の組 |
|-----|---------|----------|-----------|
| 習字 | 平假字、名頭字 | 村盡、國盡 | 商賣往來、消息往來 |
| 讀方 | 童子教 | 四書(大學より) | 同 (前級の續き) |
| 算術 | 乗除算の九々 | 珠算加減法 | 同 乘除法 |

習字は、入學の初二箇月許り、小糠書きとて、縦横半紙の大きにて、深さ一寸許りある箱に米糠を入れ之を均らし、筆軸にて字形を習はしむ。

又壯年の志望者には、五經の素讀、及び國史略、十八史略等を授けたりと。右の外元本郡なりし今の氷見郡、及び高岡市にも、前述同様の寺子屋ありし

も今これを略す。

學塾 天明年間、高岡堀上町に學塾を設け、三修堂と稱す。寺崎一貫門人、漢學を講し、富田宏本居宜長門人、和學を授く。高岡町及び其の附近より、篤學の士來り學ぶもの少なからず。多數の人材を出せり。殊に、醫師中には、經史に通じ、詩文を善くせしものあり。又山本仲郎の如きは、本草學を以て名ありき。碩學老儒屢來遊して淹留、講筵を開きたるもあり。明治初年、高岡學館を開き、講師には、野上文山、佐渡養順、服部周徳、原北湖、上子元城等あり。この他に、句讀師若干あり。學徒を集め、専ら漢學を授く。これより先、文久元年、野上文山高岡に來り、源分に寓居す。文山は、豐後の人、儒學に通じ、宗乘を修め、傍ら國學に達し、詩文を能くす。地方篤學の士來り學ぶもの多かりき。明治五年、同志相謀り、學舎を建て、待賢室と號す。翌六年、文山歿して、塾亦た閉鎖す。後來縣下に名をなせし英才多くは、其薰陶に由り、輩出せり。園田朝弼、これか爲に碑誌銘を撰ぶ。其梗概を知り得へければ、今左に録す。

文山野上君碑誌銘

君諱義顯、字豐水、野上其姓。文山其號。豐後國東郡櫻海邑總派覺圓寺某子也。爲人通率、有氣節。初學儒于廣瀬淡窓先生、通易、後入京、脩其宗法。傍及國學、無所固滯。其始來高岡、丁初祖六百回之年云。明治壬申、與同志謀、請官建學舍于線分。時朝廷有興小校之令、未頌。文部省賞獎許之。君於是乎慨然、以教授自任。生徒廣至、駉々向學。至今郡人往々有知賦詩屬文者、皆君之力也。予嘗得其塾則教課等稿、讀之、務主實踐、絕無有浮薄之態。其爲人可以知而已。世動以無檢束訕之、皮相之見、何足論也。君以文政乙酉生、以明治癸酉卒。享年四十九。葬于線分。夫人之處、一生、俛仰之間耳。苟不廢職務、則時酣暢、亦何害也。其美、東諸高閣、喜訕摘瑕、類今古小人通情。君之不理於口、何足怪也。後井林巖寺等、深有慨於此。釀金建碑于高岡之邱、問銘于余。余既悼君不幸、客死于異鄉、重傷君善誘。如此而題之、以汚名于歸期、逼迫、然與君有同國之好、且後井林氏等之請、誼安可辭。終次所聞、係之以銘。庶幾君亦由此以著也。銘曰、

才富壽齋 名墨行儒 不厭不倦 君子之徒。

明治十七年秋八月南、豐不時宜散人園朝弼

發軔前日誌于越中義塾

明治の初年新湊町泉田又右衛門、内藤欽二、山本瑞圓等、人物養成の急を感じ、相謀りて新湊町に學會を設け、漢學、英語、算術を教ふ。殊に山本瑞圓は哲學及經濟學に通したるを以て、新思想を鼓吹したり。

越中義塾 明治十年前後は、民權論盛に唱道せられ、同二十三年を以て、國會開設すとの詔勅は、十四年十月を以て發布せられたり。是に於て前途多望なると共に、人材を要すること亦益急を告ぐ。これより先、海内果、東京日報社にあり、竊に時運の熟せるを察し、修養の必要を感す。同十三年和田正修、肥後大橋十右衛門等と相謀り、高岡に一學塾を設け、一は相互の研鑽に資し、一は後進の人材を養成せんとし、相前後して郷里に歸り、事を謀りしに、成るに及ばずして翌年八月海内果逝けり。是に於て大橋十右衛門萬難を排し、初志を貫徹し、遂に明治十四年十一月を以て、越中義塾を高岡宮脇町に創設す。即ち漢學、英學の私立専門學校なり。修業年限を四箇年とし、甲乙丙の三組に分つ。丙組入學者資格は、四書の素讀を爲し得るものたるべくして、入學後尙素讀を

授く。恰も丙組は豫科にして、甲乙兩組は本科なり。毎日午前は講義、輪講、午後には英語、授業時間毎日六時間、毎土曜日午後は演說會を開く。毎月三回詩文を課し、試験成績とす。學科程度は漢學に就ては、丙組に清史攬要の類講義、五經等の素讀を授く。乙組には蒙求、文章軌範等の講義、日本外史等の輪講あり。甲組には中庸、左傳等の講義、並に論語、孟子の輪講あり。參考として國史略、日本政記、十八史略、元明清史略の類より、史記通鑑廿一史、諸子の類に及び、又特志者には鬼谷子、莊子、老子の類を講したり。毎月一回試験をなし、成績の順序を示して獎勵をなす。斯くて普通の漢學に通じ、殆ど一家をなすものあるに至る。英學につきては綴字に始り、ウエルソン、リーダー、文典、萬國史、經濟書、文明史、英國史等に及ぶ。教師は漢學擔任桂正直、島田孝之、園田朝弼の諸氏、英學擔任は和田正修、松岡文吉、金井又二の諸氏、相前後して教鞭を執る。塾生百餘、縣下各郡より來り學ぶ。寄宿に入りて師弟寢食を共にし、談笑應對の間に感化教育をなせり。授業料月額金壹圓を徴し、其餘は大橋十右衛門等の義金により維持す。當時富山縣の中等教育機關としては富山に一の師範學校あるの

み、吳山以西に至ては、中等教育の中心は實に越中義塾にして聲望甚た盛なりき。因て同十六年富山縣師範學校の分校を高岡に設け、本塾を之に引繼かんとの議、富山縣會の決する所となり、設置認可を申請せしも、政府の方針師範學校に分校を設くるを許さず、遂に事止みたり。時に徵兵令改正せられ、徵兵猶豫の特典官公立學校にありて、私立學校に及はず、遊學の青年兵役の爲に學業を廢せざる可らず。爲に公立學校に入るもの多く、俄然生徒減し、維持に苦めり。依て明治十七年七月閉塾せり。然れども儒學を以て意思を鍛練し、堅忍力行、躬を以て率ゐる爲の人物を養成せむことに努めたるに因り、濟々たる多士を出し、地方人士翕然として歐米學術の必要を感じ、政治經濟の學を講ずるに至り、本縣教育史上に異彩を放てり。殊に園田朝弼は碩學宿儒にして、氣概あり、今に其德を景慕す。明治三十年八月門人遊知相謀り朝弼の七

園田朝弼字は保、不時宜と號す、豐後國森藩の老臣なり、廣瀬淡窓、帆足萬里を師とし、經史詩文並に國學を學び、出藍の譽あり、維新の際、武士に選はれて、集議院の幹事となり、建白書を處理す、議會はす、官を辭し、帷を京都に垂る。後越中義塾の聘に應じ、高岡に來り、明治十七年郷里に歸り、文

墨を以て自ら娛む、同二十四年歿す、木戸孝允と善し、孝允曾て朝弼に贈りし詩あり、曰く、

梅樵一瓶裏、兩花與占春、清香橫此氣、赤色蕊此心、人世多蕉鹿、嗟他世上人、其形式を用ふ、以て其教養の一斑を見るべし。

越中義塾開業祝詞

震宮初動、易帝出幽、鳥遷喬、經詩以人而不知、鳥恐背於知止之訓、學、木德推行、青帝早梅破蕾、合雪分全、其天、宋廣平賦、時宜鑒于獨步之操、賦、願子也、白髮書生、用龜井南冥、翁印、以一日之長、誦、抗顏狂爲、人師、吾有知哉、誦、實是、穆散、用則、孤落、莊、老、至、蓬、及、左、傳、抑、諸、產、青、年、學、士、實、後、生、可、畏、誦、與、音、無、非、起、予、誦、子、爲、恭、也、誦、才、辨、鶴、碑、智、菴、鼠、獄、戴、逵、作、鄭、玄、碑、張、湯、盤、堅、昂、骨、齡、幼、警、敏、官、房、主、被、神、禹、之、至、聖、猶、愛、寸、魯、夫、夫、士、行、之、大、賢、尙、惜、分、陰、佩、傳、陶、居、諸、如、流、駛、均、逝、川、歲、月、似、驚、疾、同、過、駒、觀、視、之、不、弊、桑、維、木、枘、之、可、穿、管、易、稱、歷、澤、兌、君、子、以、朋、友、書、臂、牆、面、經、希、企、仰、鑽、於、四、如、効、筆、乎、衛、武、詩、經、乃、期、屈、勉、于、三、日、刮、目、於、吳、蒙、蒙、傳、呂、州、縣、保、陳、鐸、爲、晉、陽、使、尹、上、以、報、國、恩、於、涓、滴、庭、階、芝、玉、香、傳、謝、安、下、以、繩、祖、武、於、堂、構、陳、斯、狂、賢、實、諸、俊、髦、明、治、十、六、年、歲、次、昭、陽、協、洽、春、正、月、丙、辰、

尙、門、人、北、本、欽、吉、に、與、へ、し、書、に、も、教、育、方、法、の、見、る、へ、き、も、の、あ、り、左、に、錄

五月廿一日、因例試生徒詩文、其法加批閱、判可否、以授幹事、幹事乃署名、姓名于各詩文、餘自以再示試者、初匿名者、避嫌也、生徒設甲乙二科、予閱至乙者一文、曰、一日奉父母、遊公園、予朱書其傍、曰、感孝志、故加閱、其結尾曰、是故前田侯古城、地極要害、得猛士守之、雖有百萬之兵、誰能陷之、今也昇平、願陪父母、履遊于此也云々、予又書其後、曰、寧器兒成立、必為偉器矣、既而知才童所屬也、予拋筆歎曰、古人不曾乎、能言者未必能行、言行一致、君子病請抑才童在家、其果能孝於父母、果能弟于兄、果能友于弟、予未能詳悉也、然而輕談出此言、所謂談何容易、得無非賊夫人之子乎、悔之不已、其明為生徒、誘尙書、至康語已汝惟小子、未其有若汝封之心、朕心朕德、惟乃知幡然覺悟、曰、吾過矣、吾過々、願武王之於康叔、友愛之、篤旨兄弟相知心事、先發其真心、然後戒飭、納約自厲、聖人善誘於是大可觀矣、與其進也、不與其退也、唯何甚、人深己以進、與其深也、不保其往也、夫子之教、為然、嚴實刑名、商鞅之刻耳、且夫戲言出於愚、今才童有此言、此即真心之發也、而問行事如何、然後下褒辭、豈君子忠厚之意乎哉、予則欲才童之入學、弟、俯治不怠、旨行相願、至成立、以副於他日、必為偉器矣之語也、故講學作文獎、願且以自警焉、明治十六年六月朔、不時宜學人園、書於義校北窓、以期才童前、亦一片婆心爾。

此時、萩野私塾學校も亦維持困難の爲に廢止したり。明治私塾は高岡町原權九郎後射水郡下の設立にして、習字漢籍等を授く、寺子屋の繼續發達したる

ものにて、生徒二百五十餘人あり、又高岡千木屋町金森彦次郎の設立せる好迷私塾は専ら裁縫作法等を授け、女兒五十餘人あり、所謂仕立屋の發達せるものなり、此他許可を得ざる所謂仕立屋多し

學制頒布 明治五年七月學制を頒布し、從來の學校を廢し、總てこれに依りて學校を設けしむ。當時大政官布達左の如し。

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして、以て其生を遂る所以のもの、は他なし、身を修め、智を開き、才藝を長するによるなり、而して、其身を修め、智を開き、才藝を長するは學にあらざれば、能はず、是れ學校の設ある所以にして、日用常行、言語書算を初め、士官、農商、工、技藝、及び法律、政治、天文、醫療等に至る迄、凡人の營むところの事、學あらざるはなし、人能く其才のあるところに應じ、勉勵して之に従事し、しかして後、初て生を治め、産を興し、業を昌にするを得へし、されは學問は身を立つるの財本といふべきものにして、人たるもの誰か學はずして可ならんや、夫の通路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪ふ、徒の如きは、畢竟不學よりしてかゝる過を生ずる

なり。從來學校の設ありてより、年を歴ること久しといへとも、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至つては、之を度外におき、學問の何物たるを辨せず、又士人以上の稀に學ふものも、動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立つるの基たるを知らずして、或は詞章、記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尙に似たりといへとも、之を身に行ひ、事に施すこと能はざるもの少からず。是即ち因襲の習弊にして、貧乏、破産、喪家の徒多きゆゑなり。是故に人たるものは、學はすんはあるへからず、之を學ふには、宜しく其旨を誤るへからず。之に依て、今般文部省に於て、學制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ふべきにつき、自今以後一般の人民商士族卒農工、必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの、宜しく此意を體認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず學に從事せしめざるへからざるものなり。高上の學に至ては、其人の材能に任すといへとも、幼童の越子弟は、男女の別なく、小學に從事せしめざるものは、其父兄の越子弟たるべき事。

但、從來因襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲にすと唱ふるを以て、學費及び其衣食の用に至る迄多く官に依頼し、之を給するに非ざれば、學はざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚しきものなり。自今以後此等の弊を改め、一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に從事せしむべき様心得へき事。

古之通被 仰出候條、地方官に於て邊隅小民に至る迄、不洩様便宜解釋を加へ精細申諭、文部省規則に隨ひ、學問普及致候様、方法を設可施行事。

明治五年壬申七月

太 政 官

即ち全國を分ちて八大學區とし、每區大學校一校を置き、一大學區を分ちて三十二中學區とし、每區中學校を置き、一中學區を二百十小學區に分ち、每區一小學校を置くの制にして、一中學區内學區取締十名乃至十二三名を置き、區内人民を勧誘して學に就かしめ、且、學校を設立し之を保護し、其費用の使用を計る等、一切其受持小學區内の學務に關する事を擔任せしめたり。小學校には尋常小學上等四箇年下等四箇年、女兒小學、村落小學上等三箇年下等四箇年

年あ 貧人小學、小學私塾、幼稚小學、其他廢人學校の種類あり。
明治六年七月新川縣下に之を實施す、即ち第六大學區に屬し、明治五年七月の學制には第三大學區管内を五中學區、人口凡十三萬人を以て一中學區とす。明治五、一、十五小學區、人口凡六百人を以て一小學區とす。本郡庄川以東は、第三中學區にして庄川以西は、第四中學區なり。而して小學校の等位を甲乙丙丁の四級に分ち甲乙は市街地に置きて、正則を用ひ、丙丁は村落にありて、變則なり。而して一小學區につき一箇年三十五圓宛賦課徴收し、之に扶助金五千七十五圓を加へ、經費に充つ。即ち一箇年經費甲位學校は參百圓、乙位の學校は二百圓、丙位の學校は百五十圓、丁位の學校は八十圓とす。校舍は寺院、又は適宜の屋宇を借上げ使用す、折橋直詮、松長太作等學區取締に選はれ就任す。
小學校設置 これより先、同年一月本郡伏木町藤井能三は、縣下に率先して伏木小學校を同町に設けむことを請ひ、左の願書を提出す。

小學校取設度に付奉願上候

御管内第十九大區新湊町元伏木村の儀は、往古より有名の湊柄に候得共、

從來遊惰の風俗に慣居り、追々時勢の變遷を知らず、近頃の景況にては、商法も亦、稍衰微せり。元來商法と申すものも、信義實意を以てせざる不可の道理に候處、諸國の商人輻輳して、只管、纒に眼前の利に走り、動もすれば、狡黠を逞よする場合に至り、此儘にては、所詮、湊柄蕃盛に至るの期會曾つてあらず。是皆時勢と道理とに暗き故也。就ては、一統をして文明開化の域に赴せ候事、今日の専務と奉存候、既に學制も御取立、不日一般の御處置も可有之儀と奉恐察候得共、一日後るれば、百事の損失不少候につき、速に小學校設立仕度奉存候間、御許可之様奉懇願候。

一、教師の儀は少々心當りも有之候間、御許可の上、教則等も爲調、其上にて可申上候。

一、元伏木、元國府に從來是ある所の寺子屋、一般に御指留之御下令有之候。右寺子屋は習字許にて讀書算術も無之候間、師弟共一併に學校に相集め、其師を當分筆學教師に相雇申度候。左候は、被指留候寺子屋も、指當り活計に困迫候様の儀も有之間敷と奉存候。

一、未だ因循姑息の所柄に御座候得は、學校と申名の尊貴なるに心恐れ、容易に一同入校の期會も、如何無覺束候得共、是に嚴令を以てすれば却て畏縮を生じ、人氣に悖り可申や、依て所方人望の歸する者、一兩員御人選の上、小學校取締被命、右取締にて所方父老を懇切に説諭し、追々六歳以上の子弟を、一統入校の機に至らせ候は、可然と奉存候。

一、近村向寄之村々子弟も望の者は入校可致様、夫々御布令有之度候。
一、失費の儀、積金等を以て永續の資本取設度候得共、今日頑固の民に、卒然是等の儀集議をつくし候ても不行のみならず、小學校取設の障礙とも相成可申やと奉存候間、當分の所は右失費悉皆私引受償方仕度候、永世保護の策は、開校の上彌學校は人民有用不可缺の理を一同承服の機會を斟酌して、懇譯を加へ、夫々確定仕度と奉存候。

右小學校取設方奉願候間速に御許可之様奉懇願候以上。

第十九大區小二區射水郡新湊町元伏木村

明治六年一月

藤井能三

參事三吉周亮殿

權參事成川尙義殿

第十九大區の戸長、副戸長等之に副申して曰く

第十九大區小二區新湊町元伏木村藤井能三儀、同所に小學校設立、右失費當分自費を以て相供し度旨等、別紙之通り願上候に就ては、學校御設立の義方今之御急務、既に今般御管内差向二十一箇所に小學校御設立に付、箇所柄見込可奉御届旨御布達之趣奉謹承、箇所柄見込示合中に御座候處、前願上候に付、第十九大區之儀、差向能三願立之通り、伏木村に御設立相成り、追々文明之域に相進み、稍學制の御旨趣貫徹致し候上は、區内幾所にも御設立相成可然奉存候、且亦本文願立之通り、御許容被下候は、自然見聞人々競て獻金之機に相至り、畢竟學校御設立の基礎とも可相成儀と奉存候間、何卒能三願立の通、御許容被下候様、此段奉願候以上。

右の願に對し、明治六年一月二十五日附を以て新川縣參事三吉周亮指令あり曰く

方今學校設立の御旨趣奉體、人民之知識開化誘導爲致度旨を以て、當分其の區小學校一己の出金にて、費用相償度段奇特之至りに付、願之通開屆候事。

是に於て、慶應義塾出身の吉田五十穂を聘して、師範心得とし、水野佐七教算術、村田三郎、長澤儉吉教習字を訓蒙心得に、三隅鼎、鷺山玄養、桂井養元、松井貞三、六浦葱修、射水宗順、射水宗正教夜學を副師範心得に任用し、同年二月十六日を以て開校、授業を始む、且校費は藤井能三自費を以て支辨し、生徒の圖書の如きも、或は貸與し、或は惠與して、頻りに入學を勸誘し、生徒百五十名に達せり、當時學制の外、縣より定められたる規則なければ、小學校規則、生徒心得課程等を設け、伺ひの上之を定めたり、當時の教科課程左の如し。

小學校課程

| | | | | | |
|----|------|-----|-----|------|------|
| 課目 | 第五等 | 第四等 | 第三等 | 第二等 | 第一等 |
| | 市中制法 | 職員令 | 國史略 | 日本政記 | 日本外史 |

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 算術 | 習字 | 語誦 | 句讀 |
| 八算 加減法 | 五十韻 <small>草字</small> 數名干支 三枚高札 | 五十韻 | 郡中制法 府縣名 |
| 見九 乘除法 | 名頭字 苗字盡 村名 | 國名 大統歌 | 戶籍法 世界國盡 |
| 襍題 | 諸國郡名 商賣往來 | 年號 帝號 | 歷代國號歌 布令全書 地學事始 生產道案内 |
| 比例題 | 世話千字文 諸職往來 | 内地里程 環海里程 | 十八史略 諸日誌 眞政大意 西洋事情 |
| 平價 損益 | 公用文 即題手簡 | 外國里程 外國旅章 | 歷史綱鑑補 新聞類 萬國公法 諸太規政則官 |

當時、縣下この他に、小學校と稱するものなく、小學校を設けむとするもの範をこれに採り、來觀するもの陸續たり、藤井能三、吉田五十穂等、指導誘掖甚た勤む。蓋し縣下教育上に貢獻せし所少なからざるへし。

同年三月、新湊町川東二番小學校を同町三箇新町に設け、荒木岡三郎、毛利弘等を訓蒙とし、有原湖南、豊田善住、内藤延吉、岩城靜壽、内藤欽二を副訓蒙とし、熊谷八右衛門、朽木清三を訓蒙試補とす。設置出願人金木喜三、朽木清平、金木喜太郎等金員を醸出して、其費を助く、次て新湊町川東第三番小學校、守山小學校設立し、漸次郡内各村、寺子屋を廢して學校を興し、多くは地方の先覺者なる醫師、神官、僧侶、寺子屋師匠等を教師とし、又金澤、富山の舊藩士の學識あるものを聘して教師とするあり。同年十二月、新川縣講習所を設け、短期講習をなし、教員を養成して任用す。

かくて明治七八年九年の間に、殆んど小學校を設けざる所なきに至れり。同八年、新川縣教則を改正す。同年、伏木小學校を大成小學校と改め、校舍を新築し、九月一日、移轉式を舉ぐ。本郡に於て、西洋風小學校舎を建築せし

は、當校を以て嚆矢とす。二階、延五十五坪、建築費は千二百九十圓、八十九錢に依る。藤井能三、折橋直詮等、及當時、就學督責の法備はらず、不就學者甚た多かりき。之を就學せしむる方法として、學區取締折橋直詮等より左の伺を出し、就學普及を計れり。

不就學人督責方法伺

教育之義に付ては、屢御達之趣有之候得共、就學年齢の者にして、未だ入校せざる者有之は、未開の人民多くして、仁政の御趣旨を辨せざるにあり。實に慨歎に堪へず。今、我等其任にあり、學に就かざる者の父兄をして、悉く説得を加へ、入校を督責せざるは、其の任にして、其の分を盡さるるに似たり。依て、左の件々奉伺候。

一、區會所有之戶籍簿の内より、就學年齢の者を拔萃し、是れを更に別冊にして、就學人名簿と名つけて、兼て小學校に備へ置き一聯區、毎戶籍簿と伯仲すへき者とす。但し年中一月八月、兩月を以て人員増減を調査するの期と定めて、區會所の戶籍簿を寫し取るへし。

一、就學人名簿の内、既に入校の者を除くの外、未だ入校せざる者を抜萃す。其父兄たる者を學校に出し、學制の御趣旨を説諭して、入校せしむるを督す。若し病氣等不得止事故ある者は、其事書を出さしめて、暫く不就學許可する者と見做す。最も事故書には豫め入校せしむるの期限を記させ置き、其期に至つて、校に出さるに於ては、再び督責すへし。但し敢て病氣等の事故に非ず、頑陋にして就學を拒む者は、直に學務課巡廻の際説諭を乞ふへし。

一、不就學人の父兄を督責するの節は、兼て其の日限を戸長に達し、必ず正副戸長一名相同しく出校せしめ、成丈け御趣旨を懇切に説諭するを取締の任とすへし。

一、右の調査等の記簿を主とする者は、學校係りの任とすへし。但し區會所に出て、事務勤むる日、相當の日給を給すへし。

右の方法を以て、不就學人を督責仕度奉伺候、最も御管下一徹に行ひ難き義にも候は、大成學校一聯區而已にても、試の爲施行候ては如何、至急何

分之義御指令奉仰候也。

明治八年十月十五日

學區取締補助 藤井能三

學區取締 折橋直詮

權令山田秀典殿

當時本郡の學區は、如何に積極主義を取りしか、如何に他を率ゐるの概ありしかを知るへし。これに對し、新川縣より左の指令あり。

書面不就學人督責方法何之趣、不日一般之規則頒布候筈に付、其旨可相心得候事。

明治八年十月二十三日

制度變遷及び重要事項 明治九年四月、本郡は石川縣の管轄に屬し、

第二大學區第十一中學區及第十二中學區となる。石川縣にては同八年小學校教則、小學校試驗法を發布し、同九年小學試驗通則、子弟教導通則、幼稚園、小學試驗名稱、試驗法心得、小學生徒講習會規則、小學教員心得書等の規則を定め、教育事業漸く緒につけり。

明治九年十月藤井能三、私立女學校を設け、其居宅の一部を以て校舎に充て、稻生嘉野を聘して教師とす。是れ本郡内女兒學校の初めとす。同十年五月これを公立とし、格致小學校と稱す。

同十二年九月學制を廢して、教育令を發布し、同十三年十二月之を改正す。同十四年五月小學校教則綱領を發布し、小學校の課程を初等科一年前期乃至三年後期、中等科四年前期乃至六年後期、高等科七年前期乃至八年後期の三階級とす。此時大中小學區廢せられ、各郡學校區域に依り順序を定め、第何番學區と稱す乃ち本郡を五十七學區とす。

同年六月町村立小學校職員を准判任とし、小學教員心得を發布せらる。當時師範學校卒業の教員漸次配當せらるゝに至りしか、本郡は政治思想の普及著しく、小學校教員にして往々政黨政派に出入するものあり、一時教育の不振を見るに至り、其取締に注意を拂へり。然れども時世は頻りに人材を要求して止まず、之か養成は教育にありとし、越中義塾はこの時を以て、本郡高岡町に設立せられたり。

同十六年五月石川縣を割きて富山縣を置き、本郡之に屬す。同月各學區に三名乃至五名の學務委員を設け、就學事務、事業料及び經費徵收等の事務を執らしめ、以て戸長を補助せしむ。郡内專任有給のもの七十七名加員無給のもの四十二名あり。是よりさき、學制頒布の際各小學區に雜務係あり、後學校係りと改め、又監事と稱せしことあり。共に後の學務委員の職に似たり。

同年八月教員講習所第一類を設け、一は優良なる教員に理科體操科等の新知識を與へ、之を其區域内の教員に傳習せしめ、一は初等科の教員に必要な學科を講習し、檢定試験の上免許狀を與へ、以て小學校教員の改良と補充とを講せり。又督業訓導を置き各小學校を巡廻せしめ、以て監督指導の任に當らしむ。本縣小學校師範學校職員之を兼ねたり。

同十七年四月郡内を六十七學區とす。其區劃は行政區劃即ち一戸長役場の所轄區域なるあり、之を二三に分つあり、數戸長役場の所轄區域に跨るあり、故に其戸數の如きも五千戸に餘るあり、二百戸に満たざるあり、學制頒布當初の區分とは、全く其趣旨を異にし、主として、地勢、民情、風俗に依り定めたる

なり而して一學區内に一學校なるを普通とすれども、二三に及ぶものあり。郡内小學校數、本校七十一、分校十七、巡回授業所五あり。明治十七年度就學兒童は、男一萬七百二十七人、女五千八百三十七人にして、その前年度に比し、二千六百二十九人を増せるも、學齡兒童に對し、百人中五十三人二分一厘に過ぎず、初等科一年前期には多數の就學あるも、その後期より年級の進むに従ひ、大に不就學兒を出し、中等科を修むるもの男三百二十四人、女十九人、高等科に至れば僅に男九人、女一人の少數なり。教員數三百十九人にして、訓導五十二人、准訓導十六人、授業生二百五十一人なり。經費收入の途は、區町村協議費として徴收する外、積金利子、授業料、有志寄附、金雜收入、地方稅補助による。地方稅補助は教員給料の標準に依るものにて、總經費に對し、約二割三分乃至二割五分の多額に及へり。教科中、體操科を必須科とし、學業試験は小試業、中試業、大試業の三とし、大試業は卒業試験にして、區域内各小學校生徒を同一箇所に集め、同時に有資格教員これか試験をなし、監督官吏臨檢す。

同十八年八月、教育令を改正し、小學校の外に、小學教場なる簡易教育を施すものを設くる道を開きたるも、本郡には行はれざりき。同十九年四月、これを廢して、小學校令を發布せられ、三十年四月より實施す。即ち小學校を簡易尋常、高等の三種とし、簡易小學校は、修業年限三箇年にして、從來存在せし學校若しくは、分校等には、大抵之を置き、貧民子弟を教育し、無授業料制なり。教員^{の十分の八、地}方稅補助あり、尋常小學校は、修業年限四箇年にして、市街地、若しくは、村落中、規模の大なる學校に置き、地方稅一月以上負擔者の子弟を入學せしむ。學齡兒童を就學せしむるは、父兄の義務とし、就學督責は、頗る嚴格となる。高等小學校は、尋常小學校卒業者の任意入學するものにて、修業年限四箇年なり。高岡、新湊、伏木等の都邑地に置き、氷見町には、氷見莊組合立の高等小學校あり。その組織に、尋常、高等併置なるあり、各單立なるあり、共に、授業料を徴し、これを主なる財源とす。高等科教科目中に、英語及び農業、商業、手工の一種若しくは、數科目を加設せしむ。體操は、主として兵式體操に依り、氣質鍛鍊をなし、以

て國民性を養ひ、農業、商業、手工に依りて、實業的知識と、趣味とを養はむとす。英語は、競ふて専科教員を聘して、教授を擔任せしむ。かくて、漸く、新知識を普及し、理科實驗をなし、唱歌を課し、小學校の教授に、一段の進歩を見るに至れり。同年同月、師範學校令、中學校令、發布せられ、教育に一大刷新を來せり。明治二十一年十月文部大臣森有禮、北陸を巡視し、本郡役所前に於て、郡内各高等小學校生徒の體操を視察す。同二十二年四月、市町村制實施せられ、高岡町は市制を布き、高岡市の小學校は、本郡の管轄を脱す。同二十三年十月三十日、教育に關する勅語を下し給ふ。

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ

兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

これよりさき道德教育は、儒教主義により、嘉言善行を授けたるか、偏狹固陋に流るゝと稱し、世界の大大勢に鑑み、世界主義、博愛主義に依るべきを論ずるものあり、國粹保存主義、國家主義に據るべきを唱ふるものあり、或は宗教により、佛教又は耶穌教の教義に基くへし、或は儒教主義の道德を維持すへし

と議論紛紜、教育者甚た其適歸する所に迷ひしを以て、聖上深く軫念あらせられ終に勅語を下し給ふ、是に於て烟雲四散炳として天日を見るの概あり、其進路を一にするに至れり。

同月法律を以て地方學事通則を公布せられ地方行政と教育との關係を明にし學校經濟の基礎定まる。又小學校令を改正せらる。即ち簡易小學校を廢し、尋常高等の二種とし、修業年限を尋常は四箇年三箇年とすとし、高等は四箇年又は二箇年、三箇年とす。貧困者には授業料を免除するのみならず、成るべく一般兒童の授業料を徴せざらしめむとす。

同二十四年十一月、小學校教則大綱並に小學校設備準則及び小學校編制等に關する諸規則を公布せられ、同二十五年十月一日より實施す。當時、郡内の内高等を除くの學校數、尋常三十二校、尋常高等併置三校あり、學級數八十三、六學級等教員百二十四人、兒童數六千三百七十六人、經常費二十五年十月より二十六

年三月まで六箇月分、七千三百十四圓四十八錢一厘なり、左に其詳細を擧ぐ。

(二十五年より二十六年三月に至る六箇月)

| 村名 | 學校名 | 學級數 | 教員數 | 兒童數 | 經費豫算 |
|------|------|-----|-----|-----|---------|
| 老田村 | 菁莪校 | 三 | 四 | 二〇七 | 二七〇・八〇 |
| 橋下條村 | 橋下條校 | 二 | 二 | 一二七 | 一一二・二五九 |
| 黒河村 | 研尋校 | 二 | 二 | 一三七 | 九九・三六〇 |
| 大江村 | 大江校 | 二 | 三 | 一三八 | 二四八・六八一 |
| 下美村 | 忠告校 | 二 | 二 | 一三五 | 一五五・六〇一 |
| 七美村 | 共和校 | 一 | 一 | 六九 | 七五・二一八 |
| 打江村 | 出龍校 | 二 | 二 | 一三八 | 一三〇・九〇〇 |
| 本江村 | 潜審校 | 二 | 三 | 一六五 | 一五五・二〇〇 |
| 海老江村 | 譚審校 | 二 | 三 | 一二〇 | 一五四・三九九 |
| 堀岡村 | 時習校 | 二 | 三 | 九九 | 八五・五七八 |
| 片岡村 | 成文校 | 一 | 二 | 九九 | 八五・五七八 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|-------------------|---------|-------------------|-----------|------------------|-----------|--------|---------|-----------|-----------|
| 佐野村 | 大門町 | 牧野村 | 新湊町 | 塚原村 | 大島村 | 二口村 | 淺井村 | 柿田村 | 金山村 | 水戸村 | 小杉町 | 作道村 |
| 共愛校 | 雄神校 | 會根校 | 正立 高等校 | 卓篤校 | 盛篤校 | 明知 新林校 | 育文校 | 淺井 上井校 | 廣田校 | 至德校 | 日新 高尋校 | 篤親 高尋校 |
| 三 | 二 | 二 | 五 | 〇 | 二 | 二 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 二 |
| 五 | 三 | 二 | 九 | 七 | 二 | 二 | 二 | 一 | 五 | 二 | 六 | 四 |
| | | | 166 | | | | | | | | 54 | |
| 二一七 | 一六四 | 一一四 | 四八二 四五九 | 一三五 | 一三七 三八七 | 一四〇 | 一〇七 〇〇五 | 一九八 | 九三 | 一三一 | 三〇七 | 一八四 |
| 二五・三・四〇 | 一六四・〇二〇 | 一一三・四三〇 | 九二五・八八 四一八・五〇六 | 一三八・〇四六 | 一一二・六六七 二八・〇七〇 | 一一一・八四〇 | 四九・四二〇 九五・五〇五 | 一九九・九二二 | 八六・八七〇 | 一一九・一九八 | 三五二・九四〇 | 一八八・八三四 |

| | | | | | | | | | |
|------------|---------|--------|---------|---------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 伏木村 | 二上山村 | 守山村 | 二塚村 | 下關村 | 野關村 | 能町村 | 掛開 村組合 | 四條 村組合 | 計 |
| 大成 高尋校 | 二上校 | 共和校 | 二塚校 | 啓廸校 | 野廸校 | 能磨 智校 | 開發校 | 愛日校 | 三五 |
| 二 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 一 | 二 | 二 | 六 |
| 七 | 七 | 二 | 四 | 三 | 二 | 三 | 三 | 三 | 八三 |
| 一一 | 二 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二四 |
| 102 | | | | | | | | | 322 |
| 五九九 | 七五 | 九七 | 一九七 | 一一四 | 一三七 | 九六 | 一六九 | 一三九 | 六、三七六 |
| 一一、二八一・二九一 | 一〇〇・七二〇 | 八一・五〇九 | 二〇二・一七〇 | 一八二・一三〇 | 一〇七・四一一 | 一一二・八一四 | 一四九・二四〇 | 一六三・五二〇 | 七、三二〇・四八一 |

(算用數字は高等に係る分を再記するものなり)

明治二十六年十月より同十一月に亘り、合同學業競勵會を行ふ。即ち高等小學第二學年以下は、大門、小杉、新湊、伏木、下村に於てこれを開き、高等第三學年

以上は、高岡市に於てこれを開く。優等の生徒には、縣知事より賞與をなし、各競争せしめて獎勵せり。勵の實舉りしも、其弊害も亦少からず。

明治二十七八年戦役は、國家の大事にして、幾部分の教員召集せられ、町村經濟に、稍緊縮を加へしも、教育上に著しき悪影響なく、却て學校職員等により、舉國一致、義勇奉公の思想を普及し、士氣を鼓舞して、後援をなしたり。又、一般士民もこの役により、各自の地位を自覺し、教育の必要を感ずるに至れり。同二十七年十一月、富山縣立工藝學校を、本郡下關村に設け、圖案、鑄銅彫金、彫刻、描金、髹漆等を授く。郡内より入學するものに、郡費補助を給して、入學を獎勵す。同二十八年、各小學校の名稱は、其所在地町村名を用ふべく、規程し、同年中に改稱せり。

三十一年四月、富山縣第二中學校後富山縣立高岡中學校と改稱す設立せられ、郡内より入學して、中學教育を受くるもの多し。同三十一年四月、郡視學を置き、學事の視察監督をなさしむ。多宮尙義、本郡視學に任ず。翌三十二年三月、退職し、早苗西藏、本郡視學となる。

同三十三年八月、改正小學校令發布せられ、同三十四年四月より實施せり。當時尋常小學校二十八、尋常高等併置校七あり。設備規則により、改築せし校舍四、舊建築のもの二十九にして、民舎を假用するもの二あり。學級數尋常百三十四にして、高等二十九なり。正教員九十七人ありて、其他に六十一人の准教員二十人の代用教員を任用す。有資格教員の不足概ねかくの如し。

同年より、他郡市及び、他府縣の學事視察の爲、郡費手當を給し、毎年學校教員及び町村吏員數名を派遣し、其の復命を印刷配布し、長を採り、短を補ひ、以て改良の參考となす。また郡内を四區域、大門、小杉、新湊、伏木に分ち、隔月一回、校長集會を開き、管理上職務上の協議統一をなさしめ、毎月一回、區域内の教員會合し、教授互研會を開きて、研鑽を積み、以て學校の内容改善を計る。

同三十七八年戦役は、國運の消長に關する、未曾有の大困難なりしも、教育上障害を被りしこと少く、却て、戦後國勢發展に伴ひ、大に教育の振興を見るに至れり。

同四十年三月、本郡視學早苗西藏、富山縣視學に轉任し、佐伯有平代りて本郡

視學となる。

明治四十年四月、富山縣立高岡高等女學校を、本郡横田村に設く、四十年四月年四月までは高岡市博勢かくて、本郡内女子の中等教育を受くる機關備る。町假校舎にて授業せり。同三月、小學校令を改正せられ、義務教育年限を延長し、尋常を六箇年に、高等を二ヶ年又は三箇年になし、同四十一年四月より實施す。これ世界の趨勢に伴ふ大改革にして、之か爲に町村經濟激増す。設備教員等に缺乏を來し、困難少しとせさりしも、民力能く之に堪へ、爲政當事者の畫策指導により、諸般の事項大に發展せり。左に項を分ち、其前後より現狀迄の進歩の概要を叙せん。小學校數 明治二十九年以來甚しき増減なく、明治四十一年度には、尋常校二十六、尋常高等校九、高等校一、あり、學級數は正教科二百三十三にして、補習科は八なり。

聖影を奉戴せる學校は、尋常校十四、尋常高等校五、高等校一あり、各相當奉衛の設備をなす。尙設備完了するに従ひ、漸次奉戴せむとす。左に四十一年度本郡内學校名所在、學級數、聖影奉戴等を擧ぐ。

| 學校名 | 所在地 | 學級數 | 聖影奉戴及正寫複寫別 | 同上御下賜年月日 |
|-----------|-------|----------|------------|--------------|
| 老田尋常小學校 | 老田村 | 六學級 | 複寫 | 明治廿六年十二月二十六日 |
| 橋下條尋常小學校 | 橋下條村 | 三學級 | | |
| 黒河尋常小學校 | 黒河村 | 三學級 | | |
| 大江尋常小學校 | 大江村 | 五學級 | 複寫 | 明治二十八年二月八日 |
| 七美尋常小學校 | 七美村 | 二學級 | | |
| 打出本江尋常小學校 | 打出本江村 | 五尋常補習一學級 | | |
| 片口尋常小學校 | 片口村 | 五學級 | 複寫 | 明治三十二年六月十日 |
| 水戸田尋常小學校 | 水戸田村 | 三學級 | | |
| 金山尋常小學校 | 金山村 | 五學級 | | |
| 榊田尋常小學校 | 榊田村 | 五學級 | 複寫 | 明治廿六年三月廿八日 |
| 淺井尋常小學校 | 淺井村 | 五學級 | | |
| 二口尋常小學校 | 二口村 | 四學級 | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 放生津尋常小學校 | 三日會根尋常小學校 | 掛開發尋常小學校 | 能町尋常小學校 | 野村尋常小學校 | 下關尋常小學校 | 二塚尋常小學校 | 横田組合尋常小學校 | 二上尋常小學校 | 牧野尋常小學校 | 塚原尋常小學校 | 新開發尋常小學校 | 小島尋常小學校 |
| 新湊町 | 新湊町 | 掛開發村 | 能町村 | 野村 | 下關村 | 二塚村 | 横田村 | 二上村 | 牧野村 | 塚原村 | 大島村 | 大島村 |
| 十三學級 | 十四學級 | 五學級 | 五學級 | 五學級 | 五學級 | 五學級 | 六學級 | 五學級 | 五學級 | 六學級 | 四學級 | 四學級 |
| 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 |
| 明治二十七年二月五日 | 明治三十四年十月十日 | 明治二十八年二月八日 | 明治二十七年六月十日 | 明治二十七年二月十五日 | 明治三十年六月十日 | 明治二十七年六月十日 | 明治三十四年十月十日 | 明治三十四年十月十日 | 明治二十七年六月十日 | 明治二十七年六月十日 | 明治二十七年二月五日 | 明治二十七年二月五日 |

| | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 守山高等小學校 | 作道高等小學校 | 海老江高等小學校 | 佐野高等小學校 | 堀岡高等小學校 | 下村高等小學校 | 大門高等小學校 | 小杉高等小學校 | 伏木高等小學校 | 新湊高等小學校 | 三ヶ新尋常小學校 |
| 守山村 | 作道村 | 海老江村 | 佐野村 | 堀岡村 | 下村 | 大門町 | 小杉町 | 伏木町 | 新湊町 | 新湊町 |
| 高等五學級 | 高等五學級 | 高等七學級 | 高等七學級 | 高等六學級 | 高等五學級 | 高等四學級 | 高等五學級 | 高等六學級 | 高等四學級 | 高等五學級 |
| 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 複寫 | 正寫 | 正寫 | 正寫 | 複寫 |
| 明治三十四年十月十日 | 明治三十四年十月十日 | 明治二十七年二月五日 | 明治二十七年二月五日 | 明治二十七年二月五日 | 明治二十六年二月九日 | 明治二十六年二月九日 | 明治二十六年二月九日 | 明治二十六年二月九日 | 明治二十三年十月十日 | 明治三十八年九月八日 |

設備 義務教育年限の延長は著しく就學児童を増し、忽ち校地校舎の狹隘を告げ、改築又は増築をなせるもの多し、而して四十一年度末に、工事中のもの及び、四十二年度に於て計畫すべき、數校落成せば、校舎は悉皆完備に至るへし、然れども、北陸雨露多き土地として、屋内體操場を有するもの、僅に總數の三分の一なるは、稍遺憾とする所なり、校地は児童一人に付平均二坪餘に當り、之を所有するもの三分の一にして、三分の二は、借用地なり、屋外體操場も亦適當のもの半數に過ぎず、左に、四十一年度校舎、校地等設備一覽を示す。

校舎設備

(改築を要するものに付、假校舎なり)

| 種別 | 平屋 | | 二階 | |
|----|--------------|------------|--------------|------------|
| | 合規のものに適用するもの | 一部手入を要するもの | 合規のものに適用するもの | 一部手入を要するもの |
| 尋常 | 七 | | 二 | |
| 高等 | 三 | | 一 | 三 |
| 高等 | | | 一 | |
| 計 | 一〇 | | 三 | 八 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

校地及體操場

| 種別 | 校地 | | 屋外體操場 | | 屋外體操場 | |
|----|------|------|-------|--------|-------|-------|
| | 所有校數 | 借用校數 | 有するもの | 有せざるもの | 適當のもの | 狹隘のもの |
| 尋常 | 七 | 一九 | 九 | 一七 | 二 | 一五 |
| 高等 | 四 | 五 | 三 | 六 | 六 | 三 |
| 高等 | 一 | | 一 | 一 | 一 | |
| 計 | 一二 | 二四 | 一二 | 二四 | 一八 | 一八 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(備考) ×印は一部所有のものにて借用の部に含めるもの

學校園は、明治三十九年前後よりの施設にして、多くは校地の一部にこれを設く、其規模に大小あり、教材園、果樹園、蔬菜園、有毒、有益植物などの參考園、觀賞園、兒童自由栽培園、自然分類園等に分ち、職員兒童分擔手入をなす、貯水池又は泉水、築山等を設け、水草を植ゑ、蟲魚を養ふもあり、兒童をして自然に接觸せしめ、自然研究の資料として、有効に利用せらる。

就學兒童 明治三十三年改正小學令實施の際は、學齡兒童百人中僅に七十九人七分一厘の就學にして、他の二十人二分九厘は、不就學に終れり。爾後大に督勵を加へ、貧困兒童には學用品を給與、又は貸與して就學せしめ、同三十四五年に於て、年長の不就學兒童に對し、特別教授を施し、相應の成績あるものは、就學年限に拘らず、卒業を認許したり。これ權宜の方法として、已むを得ざるに出でたる處置なり。然れども新就學兒童に對しては、嚴格なる督勵をなしたるに因り、同三十五年以後は、就學兒童九十八人を下らず、其幾分の昇降あるは、學齡兒童増加に伴ふ障礙にして、これ亦已むを得ざるなり。四十一年四月より義務教育年限延長せられたるも、就學上に影響を見ざりしは、喜ぶべき現象なり。左に三十三年度以來の就學情況を擧げむ。

學齡兒童就學狀況

| 年次 | 性 | 就學兒童 | 卒業兒童 | 不就學兒童 | 合計 | 就學歩合 | 同上男女合計歩合 |
|------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------|
| 四十一年 | 女男 | 六、〇三四 五、三三五 | 二、七六八 二、七五〇 | 二、三九七 二、三六六 | 八、八九九 八、三三一 | 九八、九一 九七、一六 | 九八、〇七 |

| 年次 | 性 | 就學兒童 | 卒業兒童 | 不就學兒童 | 合計 | 就學歩合 | 同上男女合計歩合 |
|------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------|
| 四十年 | 女男 | 四、九五二 四、五七二 | 三、二六一 三、二六二 | 二、八一七 二、一八七 | 八、〇四四 八、〇四四 | 九八、三〇 九七、三〇 | 九八、一三 |
| 三十九年 | 女男 | 四、四五一 四、四二一 | 二、五八四 二、四六四 | 一、七八七 一、八八七 | 七、四七二 六、九九六 | 九八、九七 九七、二九 | 九八、一七 |
| 三十八年 | 女男 | 四、五二二 四、三五六 | 二、七四九 二、六九九 | 一、七七一 一、七九一 | 七、三六〇 六、七九二 | 九八、七九 九七、四八 | 九八、一六 |
| 三十七年 | 女男 | 四、四七二 四、三〇四 | 二、六四二 二、二一九 | 一、五八八 一、五六一 | 七、二〇二 六、七二五 | 九八、七八 九七、六八 | 九八、二四 |
| 三十六年 | 女男 | 三、四八三 三、四八三 | 三、五九一 三、一六四 | 一、〇六一 一、〇六一 | 七、一四五 六、七二五 | 九八、二八 九八、二四 | 九八、八七 |
| 三十五年 | 女男 | 三、七五四 三、五九〇 | 三、八三六 三、四三一 | 一、二五八 一、二五八 | 七、六四八 七、一四九 | 九八、二四 九八、二一 | 九八、七四 |
| 三十四年 | 女男 | 四、五〇三 四、五四三 | 一、一七三 一、一七三 | 一、七六五 一、七六五 | 八、二三八 七、四八二 | 九八、六二 九七、四八 | 八三、三七 |
| 三十三年 | 女男 | 四、八七六 四、一六六 | 一、四六五 一、四六五 | 二、〇四三 二、〇四三 | 八、三八二 七、五五四 | 九七、五八 七〇、九七 | 七九、七一 |

四十一年四月に於て、尋常科兒童は一萬千三百七十二人にして、高等科兒童は一千二百七十八人なり。當時の尋常科第五六學年兒童は義務終了のものにして、獎勵の結果就學せしものなり、且高等小學校は一部新令に依るも、繼續上の事情に由り、一部は尙舊令に依る。左に學年別兒童數を擧ぐ。

學年別兒童

(四十一年度)

| 科 別 | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 | 第四學年 | 第五學年 | 第六學年 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 尋常 | 二,七八九 | 二,五七七 | 二,四七四 | 二,二二二 | 一,三七二 | 四九 | 一,一三七二 |
| 新令 | 一四二 | 八三 | 一四 | | | | 二二九 |
| 高令 | | 四八九 | 三四七 | 二〇二 | | | 一,〇三九 |
| 高等 | | | | | | | |

以上の外補習科児童は、尋常に九十八人、高等に二十人あり。

(學齡兒童就學の數と、本表尋常計と符合せざるは、學齡を了へたる就學兒童三あるによる。)

卒業兒童 尋常科卒業兒童は、義務教育終了者なれば、年々の卒業數に、大なる差異なし。されど、これ等卒業兒童の、高等小學校に入學する員數は、漸次増加したるも、尙遺憾なき能はず。四十一年度に於て尋常小學校に、五學年を設置したるに因り、教育を受くる年限を長からしめたるは、賀すべきことなり。高等小學校は、漸次其卒業者を増加し、中等諸學校に入學者の歩合も、從つて進めり。されど男兒歩合は、常に女兒歩合より下れり。これ男兒は、女子に比し、

卒業者多きと、卒業前に中等諸學校に入るもの多きとに因る。然れども、數に於ては、尙甚た少し。左に、其一斑を擧ぐ。

| 年 度 | 尋常科 | | | | 高等科 | | | |
|------|-------|--------|--------|-----|--------|--------|-------|--|
| | 卒業 | 同中等高等小 | 同中等高等小 | 卒業 | 同中等高等小 | 同中等高等小 | 卒業 | |
| 四十年 | 一,〇一六 | 四七四 | 四七二 | 一五三 | 九四三 | 五五一 | 三,三三三 | |
| 三十九年 | 八七一 | 四七二 | 四七〇 | 一四三 | 九四三 | 五〇一 | 三,三三三 | |
| 三十八年 | 七八五 | 二五〇 | 二五〇 | 一〇八 | 〇二六 | 六五〇 | 五,一八二 | |
| 三十七年 | 七二二 | 二五〇 | 二五〇 | 一〇八 | 〇二六 | 六五〇 | 五,一八二 | |
| 三十六年 | 七二二 | 二五〇 | 二五〇 | 一〇八 | 〇二六 | 六五〇 | 五,一八二 | |

四十年 尋常卒業者の高等小學校入學者中に、尋常五年入學を含む。又同年高等未卒業者にて、中等學校に入學者者、男二十五人、女十一人なり。教員 教育の成績は、教員の良否に因り、教員の良否は、其養成機關なる師範學校の施設如何に因る。富山縣師範學校男子部は、頗る其規模を擴張したるも、尙就學兒童の増加に伴ふ能はず。殊に其女子部は、一時生徒募集を中止せ

し爲、四十一年より三年間は、女子卒業者を出さず、他途検定試験に依るもの
あるも退職者をすら補充する能はず、常に不足を訴ふるに際し、義務教育年
限延長の爲大に缺乏し、殆ど其配置に苦み、一時代用教員を以て補充するに
至れり。

これより先き、明治三十二年郡内四箇所に於て、准教員養成の爲六箇月間講
習を開き、同三十三年より同三十五年までの三箇年間は、郡内より師範學校
に開設の乙種講習教員養成に入らるものに對し、郡費を以て學資を補助し、入
學を奨励したるに依り、同三十六年には、殆んど代用教員を見ざるに至れり、
三十七八年戰役起るに際し、兵籍にある教員十六人の召集を見るに至り再
び代用教員を以て補充せり、爾來、學級増加の爲に増員を要するも、事業勃興
の爲に、退職者を生じたとに依り、益、缺乏を感じ、代用教員すら小學校卒業
生の外、得難きに至りしかば、同四十年、四十一年の兩年、再び郡内四箇所に於
て、代用教員養成所を設け、其修了者中、成績の優良なるものを代用教員とし
採用せり、左に其要略を叙す。

場所 大門、小杉、新湊、下村の各小學校内。

期間及び、毎週教授時間 四月二十日より十月十九日まで、六箇月毎
週授業時間、十八時間。

教科目及び程度 尋常小學校本科准教員検定試験科目及び、其程
度に準ず。

入學者資格 小學校教員志望にして、身體健全、品行方正、修業年限
四年の高等小學校卒業、若しくは、これと同等の學力を有するもの。

講師 開設箇所の教員中、校長以下三名、乃至四名。

經費 金參百六拾圓、一箇所九拾九圓宛(郡費)

成績 開設期間に於て三回の試験をなし、成績を定む。
修了人員等左の如し。

| 年次 | 入學者 | 修了者 | 檢定試験に於て准教員合格 若しくは一科目以上の優等者 | 代用教員と 任用者 |
|------|-----|-----|-------------------------------|--------------|
| 四十一年 | 五七 | 四四 | 一七 | 一九 |

| | | | | |
|-------|-----|-----|----|----|
| 四十一年 | 一三二 | 九五 | 一五 | 一四 |
| 四十一年計 | 一八九 | 一三九 | 三二 | 三三 |

これ一は一時の急を救ひ、一は將來教員たらむとする青年に、趣味と便利とを興ふるものなれば、時に有益なる施設といふへし。

以上教員不足の状態は、左の資格別教員數一覽の如く、有資格者は其數を増さすして、無資格者のみ増加せるを見れば、以てその趨勢を知り得へし。

資格別教員數

| 年次 | 性 | 本正 | 尋正 | 專正 | 本准 | 尋准 | 代用 | 計 | 合計 |
|------|----|------------|------------|----|----|----|----|---|-----|
| 四十一年 | 女男 | 一五三 一四九 | 二七九 二七二 | — | — | — | — | — | 二六四 |
| 四十一年 | 女男 | 一四九 一五三 | 二七二 二七九 | — | — | — | — | — | 二六四 |
| 三十九年 | 女男 | 一三七 一三六 | 二七〇 二六六 | — | — | — | — | — | 二二三 |
| 三十八年 | 女男 | 一三六 一三七 | 二六六 二七〇 | — | — | — | — | — | 二二六 |
| 三十七年 | 女男 | 一三七 一三三 | 二六六 二五七 | — | — | — | — | — | 二〇九 |

教員の不足は其待遇の非薄に起因すること少なからず、故に、之か待遇を進めむとするは、輿論の認むる所なり、明治三十年、勅令第二號を以て教員俸給支出義務額を定め、四十年、勅令第二百十六號を以て更に改正せらる。本郡は漸次其待遇を進め、四十一年度に於ては其俸給平均額、本科正教員男は十九圓二十錢八厘にして、同女は十三圓となり、尋常本科正教員男は十三圓八錢八厘にして、同女は十圓七十七錢八厘となりしも、尙全縣平均額に比すれば低きを免れず、左に明治三十七年乃至同四十一年、五箇年間の平均俸給額を擧ぐ。

教員俸給平均額

| 年次 | 性 | 本正 | 尋正 | 專正 | 本准 | 尋准 | 代用 | 加俸受者數 |
|------|----|------------------|------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| 四十一年 | 女男 | 三九、〇〇八 三〇、〇〇〇 | 一〇、三八四 一〇、七七八 | 八、九五四 八、七五〇 | 一〇、三三三 九、三三三 | 八、〇八九 八、〇八九 | 六、七九二 六、七〇八 | 一六四 |
| 四十一年 | 女男 | 二八、〇〇〇 二八、〇〇〇 | 九、八七五 九、八七五 | 八、九五四 八、七五〇 | 九、〇〇〇 九、〇〇〇 | 八、二二二 八、二二二 | 六、二七二 六、二七二 | 六九 |
| 三十九年 | 女男 | 一八、六四三 一八、六四三 | 九、八九〇 九、八九〇 | 八、九五四 八、七五〇 | 九、〇〇〇 九、〇〇〇 | 七、八〇〇 七、八〇〇 | 五、四一三 五、四一三 | 五一 |

| 三十七年 | 三十八年 | |
|--------|--------|--------|
| | 女 | 男 |
| 一七、四四五 | 一七、一六七 | 一七、二〇七 |
| 一〇、二二〇 | 九、五〇〇 | 一〇、三九四 |
| 七、九〇九 | 八、〇〇〇 | 八、〇〇〇 |
| 一〇、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 六、七三四 | 六、七五七 | 六、七五七 |
| 五、三三八 | 五、六二五 | 五、六二五 |
| | 三、四一〇 | 四、〇一〇 |

學校衛生 兒童身體の發達に留意すべきは、小學校の本旨なれば、法規の示す所に據るは勿論、日常學校衛生に注意するに至れるは、喜ぶべきことなり。近來公私の團體に於て時々學校衛生、兒童疾病、其他體育上の講習講話を開きて、其知識の普及を計り、又、學校醫を置きて春秋二回の兒童身體検査を行ふ。その外學校醫は時々出校して疾病豫防、急救治療等の注意をなすに至れり。明治四十年より「トラホーム」患者に對し、治療を施せしものありしか、四十一年度には、學校醫を置かざる學校にも、地方開業醫に囑託し、一般に「トラホーム」患者の治療をなさしめ、貧困者には、郡費補助の途を開きたるに依り、其成績佳良なりき。即ちその四月末に於て「トラホーム」に罹れるもの三千四百六十一人なりしを、同十二月末には千八百四十九人に減したり。痘瘡の如きは頗る減少し、殆ど見ざるに至れり。而して學校醫は是等醫療の爲時々出校

するを以て、熱心に學校衛生に従事するに至り、間接に益する所多し。學校醫を置けるもの四十一年度に於て十五校なりしか、漸次これを設くるの傾向あり。其年手當は甚だ菲薄にして未だ其勞に酬ゆるに足らず、殆ど名譽職として従事せるか如し。四十一年度の學校醫年手當は、最多二十五圓、最少三圓、平均七圓七十三錢三厘なり。

加設教科 本郡尋常小學校中正教科に手工科を加設せるもの十九校、高等小學校に農業、手工を加設せるもの三校、農業、手工、英語を加設せるもの三校、農業、英語を加設せるもの及び、英語のみを加設せるもの、各一校あり。尙手工科は教育上價值多きを以て、漸次加設せんとする傾向あり。

兒童貯金 勤儉貯蓄は人の美德なれば、小學校兒童より、これか養成を謀らざるへからず。郡内各小學校は、各適宜の奨励をなし、浪費を制し、學校に於てこれを貯蓄せしめ、郵便貯金として保管す。四十一年四月末調、兒童貯金情況を擧ぐれば、左の如し。

兒童貯金成績調

にその町村別一覽を舉ぐ。

| 町村名 | 現金 | 土地價格 | 建物價格 | 諸公債價格 | 諸株券價格 | 計 |
|-------|---------|------|------|---------|-------|---------|
| 橋下條村 | 四〇〇〇〇 | | | | | 四〇〇〇〇 |
| 下村 | 三〇〇〇〇 | | | | | 三〇〇〇〇 |
| 打出本江村 | 五〇〇〇〇 | | | | | 五〇〇〇〇 |
| 海老江村 | 二〇四四二 | | | | | 二〇四四二 |
| 堀岡村 | 六二〇〇〇 | | | | | 六二〇〇〇 |
| 作道村 | 六五〇一〇 | | | 二〇〇,〇〇〇 | | 二六五〇一〇 |
| 小杉町 | 五〇〇〇〇 | | | 五〇〇,〇〇〇 | | 五五〇〇〇〇 |
| 二口村 | 四五四八四 | | | | | 四五四八四 |
| 新湊町 | 一八六・五七四 | | | 七五〇,〇〇〇 | | 九三六・五七四 |
| 牧野村 | 五一四・五〇〇 | | | | | 五一四・五〇〇 |
| 大門町 | 八一・八六一 | | | 一〇〇,〇〇〇 | | 一八一・八六一 |

| 町村名 | 現金 | 土地價格 | 建物價格 | 諸公債價格 | 諸株券價格 | 計 |
|-----|-----------|------|------|-----------|-------|-----------|
| 佐野村 | 一五〇〇〇 | | | | | 一五〇〇〇 |
| 伏木町 | 五五八・六九五 | | | | | 五五八・六九五 |
| 下關村 | 二〇・七四〇 | | | 二五〇,〇〇〇 | | 二七〇,七四〇 |
| 能町村 | 一〇〇〇〇 | | | | | 一〇〇〇〇 |
| 計 | 一,七五〇・三〇六 | | | 一,五五〇,〇〇〇 | | 三,三〇〇,三〇六 |

私立學校 本郡内に設立せる私立學校六箇あり。皆専ら裁縫を教授し、修身を加ふ。修業年限三箇年にして、教員は男三人、女六人あり。生徒數女百五十三人にして、四十一年三月には、三十三人の卒業生を出す。校舎は教員住宅を以て之に充て、教授管理共に舊法を墨守するに過ぎず。四十一年度經費は二百六十七圓にして、悉皆授業料に依り維持す。尋常小學校卒業又は高等小學校中途退學の女兒入學す。

補習夜學 教育の效果を論ずるもの、多くは、小學校卒業青年の學力乏しきを唱ふ。蓋し、學校を出て、久しく農工、漁業等、直接文筆を要せざる業務に

従事し、日を経て忘却するに因る。これ補習教育の必要なる所以なり。本郡内にて、小學校に補習科を設くるもの八校あるも、悉皆女兒の爲にするものにして、男兒の爲にするものなし。而して男子の上級學級に入るもの、外は日日の業務に追はれ、學業を補習する餘暇を有せず。唯た冬期農隙の際に、夜間修學の便を開くの外なし。近來夜學會漸く起り、本郡新港町に開設せる補習夜學は其開期半箇年に亘り、施設稍整備し、殆ど徒弟學校に近し、其他は實業を加味し、國語算術等多くは實業上の事項につきて授くるあり。其成績何れも頗る良好にして、徴兵検査の際施行する學術試験成績によれば、補習教育を受けたるものは、多くは學業經歷の程度を超越し、これを受けざるものは辛ふして其經歷を維持するものあれとも、學力下れるもの亦少なからず。故に近來郡當局者と、町村吏員等との協力獎勵に依り、青年團又は其他の團體をして補習夜學を設立せしめ、町村費を以て經費の幾分を補助す。學校教員亦勞を惜まずして、熱心に教授の任に當るありて、漸次發達の機運に向へり。其成績の優良者に對し、四十二年四月、富山縣より、金拾圓つゝの獎勵金を下

附したり。新港、片口、金山、作道、黒河、牧野、大江、左に四十一年度郡内夜學會一覽を舉ぐ。

| 開館所 | 設立者 | 會名 | 公私立 | 學科目 | 會期 | 時教每 數授日 員生徒 | 講師氏名 | 經費 | 創立年月 |
|--------|-------|-------|-----|----------------------|------------------|-------------------|---------------|-------|---------|
| 新港町 | 卯尼榮次郎 | 新港夜學會 | 私立 | 修身、國語、算術、地理、經濟、簿記、法律 | 十一月廿一日より十二月廿一日まで | 二時三十分 | 卯尼榮次郎、田次郎、三郎 | 六、〇〇〇 | 三十五年十二月 |
| 片口村大字 | 公知會 | 片口夜學會 | 同 | 算術、國語 | 十一月廿一日より十二月廿一日まで | 二時五十分 | 舟山崎隆造、舟山崎隆造 | 三、〇〇〇 | 二十八年十二月 |
| 久々江村大字 | 齊會 | 同 | 同 | 同 | 同 | 三時三十分 | 舟山崎隆造、舟山崎隆造 | 三、〇〇〇 | 二十八年十二月 |
| 同村大字 | 親會 | 同 | 同 | 修身、國語 | 十一月廿一日より十二月廿一日まで | 二時三十分 | 舟山崎隆造、舟山崎隆造 | 二、五〇〇 | 二十九年十二月 |
| 高場新村大字 | 同 | 同 | 同 | 算術、國語 | 同 | 二時三十分 | 舟山崎隆造、舟山崎隆造 | 二、五〇〇 | 二十九年十二月 |
| 作道村大字 | 森容一 | 作道夜學會 | 同 | 業同並大ニ意農 | 同 | 二時三十分 | 宮西尚林、西田和吉、外二名 | 〇 | 〇 |

| | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 海老江村 | 大江村 | 同野村 | 同屋村 | 同中根村 | 同上野村 | 下野村 | 黒河村 | 東津幡江村 | 同々港村 |
| 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 算術、國語 | 算術、國語 | 同 | 同 | 同 | 同 | 算術、國語 | 算術、國語 | 同 | 同 |
| 十一月より二月まで | 十一月より二月まで | 同 | 同 | 同 | 同 | 十一月より三月まで | 同 | 同 | 同 |
| 二時五十分 | 二時五十分 | 同 | 同 | 同 | 同 | 二時三十分 | 二時四十分 | 同 | 同 |
| 橋宮洋久 | 坂端非崎 | 同 | 同 | 同 | 同 | 竹内正治 | 山崎太一郎 | 同 | 同 |
| 外松七太郎 | 外松七太郎 | 同 | 同 | 同 | 同 | 外二名 | 外二名 | 同 | 同 |
| 三〇三十九年十一月 | 三〇三十四年十二月 | | | 三〇三十四年十二月 | | | 三〇三十四年十二月 | | 三〇三十五年十二月 |

| | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 新開村 | 桐田村 | 倉垣小杉村 | 七美村 | 老田村 | 塚原村 | 打出水江村 | 金山村 |
| 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 | 青年同盟會 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 算術、國語 | 算術、國語 | 算術、國語 | 算術、國語 | 算術、國語 | 算術、國語 | 算術、國語 | 算術、國語 |
| 十一月より二月まで | 十一月より二月まで | 十一月より二月まで | 十一月より二月まで | 十一月より二月まで | 十一月より二月まで | 十一月より二月まで | 十一月より二月まで |
| 二時五十分 | 二時五十分 | 二時五十分 | 二時五十分 | 二時五十分 | 二時五十分 | 二時五十分 | 二時五十分 |
| 橋宮洋久 | 坂端非崎 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 外松七太郎 | 外松七太郎 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 三〇三十九年十一月 | 三〇三十四年十二月 | | | 三〇三十四年十二月 | | | 三〇三十五年十二月 |

壯丁教育程度 學校教育効果の一部は、これを徴兵検査の際に行ふ學術試験によりて知り得へし。明治三十八年には検査人員七百四十二人に對

し、不就學のもの百三十五人ありしか、實力に於て三分の二は、補習夜學等に
て、幾分の教育を受けたり、三分の一は無學なりき、爾來不就學者漸次減少し、
程度従ふて、進歩せり、然れども其實力に至りては、概ね低落せり、これ當人の
従事せる職業にも、大なる關係ありて、漁業水夫等最も甚しく、農業工業これ
に次く、最も進歩せるものは、庶業、商業なり、されは適當の方法を設け、補習教
育を施すは、獨り兵士の學力程度を進むるのみならず、實に國民の教育程度
を向上せしむるものなり、左に、明治三十八年乃至同四十一年の壯丁學力對
照表を掲ぐ。

壯丁學力對照表

| 種別 | 四十一年 | | 四十年 | | 三十九年 | | 三十八年 | |
|-------|------|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|
| | 實力 | 經歷 | 實力 | 經歷 | 實力 | 經歷 | 實力 | 經歷 |
| 無學者 | 五六 | 四九 | 八〇 | 六三 | 三六 | 四八 | 四八 | 一三五 |
| 尋常未卒業 | 一三三 | 一〇三 | 二四七 | 一六三 | 二〇五 | 一四五 | 三八八 | 六七 |

| 種別 | 四十一年 | | 四十年 | | 三十九年 | | 三十八年 | |
|--------|------|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|
| | 實力 | 經歷 | 實力 | 經歷 | 實力 | 經歷 | 實力 | 經歷 |
| 尋常卒業 | 三三六 | 四〇三 | 二八九 | 三六〇 | 三二六 | 三四七 | 三三〇 | 三八八 |
| 高等二年 | 一〇三 | 六六 | 七三 | 七〇 | 八六 | 七〇 | 七〇 | 一〇六 |
| 高等卒業 | 八九 | 九六 | 七二 | 九九 | 三六 | 六六 | 六二 | 一〇六 |
| 中學及同等 | 三三 | 二二 | 二九 | 三五 | 七 | 一〇 | 一四 | 三五 |
| 高等學校以上 | 一 | 六 | 六 | 六 | 一 | 一 | 一 | 一一 |
| 計 | 七三八 | 七九六 | 七九六 | 六八六 | 六八六 | 七四二 | 七四二 | 七四二 |

私立教育會 私立射水郡教育會は、明治三十年一月の創立にして、新湊町、伏
木町等の教育者の發起に因りて起り、遂に全郡に及ぶ、同四十一年度には會
員六百五十餘名を有す、各郡市教育會と聯合して、富山縣教育會を組織し、縣
教育上に貢獻するの外、毎年郡内にて、夏季講習會を開き、一般會員に學術上
の知識を普及し、教育の内容を改善進歩せしむるの動機を與へ、通俗講談會、
教育談話會、幻燈會等を開催し、郡内各村の教育思想を進め、毎年二回總會を
開き、學識ある人士の來講を求め、新知識を與へ、時に教育功勞者を旌表し、教

育品展覽會を開催する等、郡教育上に裨益すること少なからず、又教育上の諸問題を研究し、官廳の諮問に應ず、基本金六百餘圓を有し、これが利子及び、會員會費、並に、郡費補助等に依りて維持す。明治四十一年度經常費豫算金參百貳拾壹圓八拾九錢壹厘なり。藤井能三、坂井敬義等、會長として盡す所あり。私立下村教育會は、明治三十二年頃より設く、毎年二回の總會を開き、知名の士を聘して、講話を聞き、村教育の普及上進に努むる所あり、從ひて村費より若干の補助金あり、其他淺井村等にも教育會ありしか、近頃開會を見ず。

青年團體 古來、各町村郡落に、若い衆組、或は若い者組と稱する青年の團體あり、神社の祭禮、寺院の法會、其他祝賀の際は、賑ひ事をなし、又は周旋盡力をなす。其團結頗る鞏固にして、年長輿望あるもの若い衆頭となり、之を指揮す。相規し、相制し、部落にては一種の勢力あり、然れ共、間暇あらは、所謂遊ひ宿に集ひ、飲食、遊惰の風習を養ひ、賭博遊興等、青年の誘惑此處に胚胎す、往々風儀弛緩して、惡戯をなし、其弊害に堪へざる者あり、是等の團體を改善し、誘掖指導宜しきを得ば、獨り青年自身の人格を損せざるのみならず、風教を維持

し、間接に町村公益事業に影響し、其發達に資すること尠なからざるへし。近來世運の進歩につれ、教育ある青年は、舊慣に甘んせざるに至る。この機に臨み、郡及び町村當局並に、有識者の獎勵に依り、漸次若い衆組を廢し、新に青年會を起し、又は改善をなせるものを生ぜり。是等は知識の増進、風俗の矯正、勤儉の獎勵、實業の改善進歩を企圖する等を目的とし、十五歳以上三十歳以下の男子、各部落に於て組織す。多くは會員の出金及び、寄附金に依り維持すれども、稀には休業日に共同賃仕事をなし、之か費用に充つるものあり。事業として、或は定期、或は臨時に、知名の士を聘し、教育、衛生、農商、佛教に關する講話會を開き、或は夜學會を開催し、會員又は會員外の者に、讀書算術を授くるあり。或は戦死者及び會員中の死亡者の追悼法會を營むあり。或は小圖書館を設け、新聞、雜誌、書籍を備へ、會員及び、一般町村民の閱覽に供するものあり。今、是等團體中、稍成績の佳良なるものを掲ぐれば、左の如し。

| 會名 | 所在地 | 會員數 | 基本金 | 創立案月 |
|-----|----------|-----|---------|----------|
| 公知會 | 片口村大字片口村 | 一五五 | 五〇〇,〇〇〇 | 明治三十二年一月 |

| | | | | |
|---------|-----------|-----|--------|-----------|
| 修 齊 會 | 片口村大字久々江村 | 七〇 | 一三、〇〇〇 | 明治三十三年一月 |
| 佛教青年同盟會 | 海 老 江 村 | 一六七 | 五〇、〇〇〇 | 明治三十三年三月 |
| 小杉青年團 | 小 杉 町 | 一一〇 | 七五、〇〇〇 | 明治四十年三月 |
| 大白石青年會 | 下村大字大白石村 | 四〇 | | 明治三十六年七月 |
| 同 志 會 | 大 門 町 | 一七 | 三〇、〇〇〇 | 明治二十六年四月 |
| 七美村青年團 | 七 美 村 | 五〇 | | 明治四十二年十二月 |
| 打出本江青年團 | 打出本江村 | 六一 | | 明治四十二年二月 |
| 大江青年團 | 大 江 村 | 五〇 | | 明治四十一年一月 |
| 戊申共濟會 | 掛 開 發 村 | 一四五 | | 明明四十二年十二月 |

以上の諸團は徳望ある有力者を會長とし、舊來の惡弊を除き、風俗を矯正し、貯金をなし、且、會員各自の修養に勉むるを以て、町村内にて頗る重んぜらるるに至れり。この外、新湊町惜陰會は、明治三十三年六月設立し、以後繼續す。青年會の發達したるものにて、學術を研究し、知識を交換する機關なり。同町に

ては、有力の會合として重んぜらる。

道徳上會合 日本弘道會射水支會は、明治二十六年、日本弘道會長西村茂樹本郡巡遊の際、小杉町に於て講演を開き、多數入會者ありて、翌二十七年二月これを設立す。乃ち事務所を小杉町に置き、屢々郡内各地に於て、演説會を開き、弘道會の趣旨を普及せしめ、道徳の振興を謀る。時に、徳行者を表彰せしことあり。小杉町に夜學會を開き、新聞雜誌の縦覧所を設け、以て學事の進歩を圖りしことあり。會報を發刊せしこと三回、水害救濟の義捐金を募りしことあり。二十七八年及び三十七八年兩戰役の際は、出征軍人を慰問し、士氣を鼓舞する所あり。頗る有益なる會合なり。會員二百餘名あり。

知本會 は本郡内の教育、宗教、勸業に従事し、社會指導の地位にあるもの、相互連絡を謀り、長短相補足し、道徳を基礎として、各従事する務を興さむとする會合にして、明治四十一年四月設立す。設立後、日尙淺く、其成績を知る由なけれども有益なる會合なるへし。

文學上の會合 月三吟社は、小杉町にあり。慶應年間、詩伯美濃の人大夢、同地

扱並に豫防方法これに關する費用を町村に支辨せしめ、縣費補助の途を開く等の件を規定せり。爾來傳染病隔離病舎の設備完成を告ぐるもの、郡内町村數の過半に達し、春秋兩度の定期掃除は嚴重にこれを行ひ、且水害後傳染病發生の虞あるときは、進んで家屋の内外、下水、用水路、排水路の浚渫をなす。今左に病死者病症及び傳染病等に關する統計の概要を示す。

病死者病症

| 病名 | 性 | 三十九年 | 三十六年 | 三十三年 |
|---------|----|-------|-------|------|
| 傳染性病 | 女男 | 二三四 | 二二九 | 二三四 |
| 發育及營養的病 | 女男 | 六六二 | 九八一 | 六五七 |
| 皮膚筋病 | 女男 | 七五 | 七六 | 二〇六 |
| 骨及關節病 | 女男 | 九七 | 〇〇 | 一三五 |
| 血行器病 | 女男 | 六六七八 | 七八一三 | 四四三 |
| 神經及五官病 | 女男 | 二三八五六 | 二四〇九四 | 二四八八 |

| 呼吸器病 | 三十九年 | | 三十六年 | | 三十三年 | |
|---------|------|-----|------|-----|------|-----|
| | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 |
| 計 | 九九八 | 九一五 | 一〇九九 | 九五九 | 一〇九五 | 九二五 |
| 內肺病 | 二四〇 | 二四一 | 二九八 | 二七九 | 二二八 | 二二八 |
| 消化器病 | 四三九 | 四三六 | 三七一 | 三二一 | 二七二 | 二七四 |
| 泌尿及生殖器病 | 一一三 | 一一三 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 | 一一〇 |
| 外襲性變死 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 中毒生 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 原因不詳 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 | 一三 |

傳染病患者及死亡

| 病種 | 四十一年 | | 三十六年 | | 三十一年 | |
|------|------|-----|------|-----|------|-----|
| | 患者 | 死亡者 | 患者 | 死亡者 | 患者 | 死亡者 |
| 虎列拉病 | — | — | — | — | — | — |
| 赤痢病 | 二六 | 七 | 一六 | 四 | 五六 | 一 |

| | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|
| 腸室扶斯病 | 二六 | 六 | 七 | 四 | 二 | |
| 實布埤里亞病 | 九 | 三 | 二〇 | 六 | 七 | |
| 痘瘡 | 三 | 一 | | | | |
| 計 | 六五 | 一七 | 四七 | 一七 | 六六 | 三三 |

町村傳染病隔離病舎火葬場 (四十年十二月現在)

| 名 | 稱 | 地 | | 所 | | 建 | | 物 | |
|---------|---|---|-----|---|------|---|----|---|-----|
| | | 箇 | 數 | 坪 | 箇 | 數 | 坪 | 箇 | 數 |
| 傳染病隔離病舎 | | | 一七 | | 二〇二九 | | 一七 | | 四七〇 |
| 火葬場 | | | 一六四 | | 七四三四 | | 六三 | | 三二八 |

傳染病中「ベスト」は、嘗て發生せしことなく、明治四十一年一月、本郡伏木湊に於て「ベスト」流行地を経て來りし、船荷、船客の消毒をなさむ爲、縣設消毒所を設け、消毒を開始せり。當時各停車場に於ても、乗客、貨物につき、注意を拂へり。伏木町に於ては同年消毒所閉鎖後今尙「ベスト」傳播の媒介たる鼠を、絶滅せ

むか爲に、これを買ひ上げ居れり。

本郡には、トラホーム眼疾に罹るもの多く、近來、益々蔓延の徴候ありしに由り、各町村醫をして、戸毎に患者の有無を調査せしめ、治療を勸告せり。小學校につきては前本郡二上村並に、西條村に、佝僂病、及び骨軟化病なる風土病あり。又、英吉利病と稱す。三歳乃至八歳の男子に四人、七歳乃至二十四歳の女子に十八人あり。脊骨彎曲、四肢發育不完全にして、營養不良、一見幼兒の如し。

種痘 我か邦種痘の創施は嘉永元年七月、蘭醫モ一ニツケ、本國より痘苗を齎らして長崎に來り、楢林宗建に其の術を傳へしに始まる。同二年江戸の戶塚、靜海、大阪の緒方洪庵等、牛痘小考を著して、門下及び諸國知己の醫に頒つ。斯くて、間もなく全國に普及するに至り、同三年富山藩始めて種痘を行ふ。當時は天然痘に罹らざるものは、殆んど成然せる人間にあり、赤紙の帶を立てて、河川に放流し、以て痘神を送れり。爲せ。明治三年官より一般に種痘を奨励したるも、當時は接種するもの、至つて稀なりしか、後漸次普及し、同十八年十一月、種痘規則を發布せられし以來は、男女長幼を問はず、自ら進んで

接種を求むる者多きを加へ、各町村には、毎年春秋の二季に於て之を勵行し再三種痘するに及へり。

種痘人員

| 種別 | 四十年度 | | 三十九年度 | | 三十八年度 | |
|-----|------|------|-------|------|-------|------|
| | 善感 | 不善感 | 善感 | 不善感 | 善感 | 不善感 |
| 初種 | 三三二四 | 二四二 | 三三三三 | 二二二 | 三三二六 | 二二七二 |
| 再三種 | 一七四一 | 二七八八 | 二二二六 | 二二五二 | 三四二六 | 二四〇九 |
| 計 | 四五五五 | 二九四六 | 三二六七 | 三三二六 | 五四九八 | 五八三五 |

醫師 世未だ開けず、人智蒙昧の時代に於ては、天災地殃より、疾病患難に至るまで、多くは、之を神佛の禍祟に歸し、唯禁厭祈禱に依りて治療したるものならむ。後ち、漸次醫藥療法の行はれしならむも、所謂醫は仁術と稱し、概ね無料施藥して、其の病患を救ひしもの、如し。舊藩時代は、都會の地に、相應なる門戸を張りし醫師ありしも、郡村にては、浮浪の武士、又は儒者、僧侶等の内職として、漢法に依り、草根木皮を投劑治療するの外、純然たる醫師と稱すべきもの極めて鮮し。山間僻地に在りては、この類とても殆ど得難く、不便謂ふへ

からず、僅に行商の賣藥に依りて、療養を爲すに過ぎざりき、而して醫師と稱するもの多くは、醫生を養ひ、稍熟するを見て、免許を與へたり。享保年中、蘭學の解禁ありて、後蘭學者によりて、西洋醫術を傳へられたり。維新以降、わか邦に至りては、よく及ぶものなしと云ふ。即ち西洋醫術の傳へられし以來、内外科治療の上に、著大の發明進歩を爲し、今や水村、山廓到る處、醫師の開業を見るなきの盛運に至れり。本郡にては、現今開業免許を有するもの六十五名に達し、去る四十年、郡醫師會を組織し、毎年春秋兩度總會を開くの外、時々評議員會を開き、或は會報を發刊し、以て醫風の矯正、醫權の保護に努め、且、醫事衛生の改善發達を企圖せり。

本郡牧野村の雄山氏は、代々接骨醫として、名聲四方に普く、東京の名倉、尾張の林平と鼎足の稱あり。其の濫觴は、確かならざるも、口碑に依れば、雄山はもと、眞言宗の寺院にして、現今は眞宗本派、現住君龍より七代前の住職、佐伯信西君龍の父、改姓す、代、德行頗る高く、兼ねて、經論に通じ、地方屈指の

名僧なりしか、當時牧野川に棲み居る河童より、接骨の術を受けたりとの怪説を傳ふ、爾來二百數十年間同寺の秘傳として今に繼承するものなりと云ふ。

産婆は、古來鄙賤の業として、多くは特殊部落の間に散在し、随つて其の員數も少かりしか、近來斯術の發達に伴ひ、一般婦女子の志望者若くは開業者の續出するに至る。然れども、尙養成の必要あるを以て本郡には明治三十八年より、郡費を以て學資を補助し、本縣産婆養成所に入る者を、勸誘獎勵せしにより、年々志望者の數を増し、未だ成規年齢に達せずして、開業せざるものあり。現に産婆名簿に登録せられ、開業するもの、郡内通して五十二名に達し、之れを各町村數に配當せば、一箇町村一人五歩強の割合なり。鍼灸術を業とするもの五十八人、按摩を業とするもの、五十四人あり。多くは舊來の方法を固守するものにて、藥劑師は僅に二人にて、藥種商三十五人あり。左にこれを示す。

醫師藥劑師及産婆等員數

| 年 度 | 醫 師 | 藥 劑 師 | 産 婆 | 鍼灸術 | 藥種商 | 按 摩 |
|--------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 四十年 度 | 六五 | 二 | 五二 | 五八 | 三五 | 五四 |
| 三十九年 度 | 七一 | 二 | 五一 | 四四 | 三三 | 五六 |
| 三十八年 度 | 七二 | 二 | 五二 | 五一 | 三〇 | 五五 |

公立射水病院 世の進運に伴ひ、一般に衛生を重んじ、病院の必要を感じたるに由り、明治十二年、石川縣會の協賛を經、翌年六月三十日附、石川縣報告第三十號を以て、射水郡高岡町に於て、富山病院出張所開設、患者施療可爲、扱旨を示達せられ、同年七月二十一日、同町片原町本陽寺を借り受け、富山病院高岡出張所を開始せり。同年九月高岡分病院と改稱し、翌年同町源平板屋町妙國寺に移轉す。然れども、院内狹隘にして、施術上不便尠からざると、病室の設備をなす能はざる爲、遠來の患者大に困難せしより、同十七年伏木にありし元の常平局米廩の、用材拂下を受け、射水郡下關村地内に金八千七百九拾八圓七拾四錢壹厘、附金内二千圓地方稅補助五千元等を投して、本館及び、附屬建物

(惣坪三百三十四坪三合四勺)を新築し、同十八年二月六日、源平板屋町より同所に移轉し、縣立高岡病院と命名す。同二十一年四月一日、更に公立射水病院と改稱し、郡内町村より毎年金千圓つゝ補助をなし、患者を收容治療し來りしか、市町村實施せられ郡市分離の結果、經費負擔に故障ありて、二十四年三月三十日、之を廢止せり。

私立長谷川病院 明治十四年長谷川徳之の創立に係る。即ち同年五月石川縣の認可を得て、本郡伏木町大字一宮村二百九十八番地に設立し、内外科患者の治療に従事したり、然れども、規模狭少僅に四十有餘坪に過ぎざるを以て、不便尠からず。乃ち同十八年八月、富山縣の認可を受け、病室十二室を新築す。爾來診察を乞ふもの、日に多きを加へ、入院患者頓に増加す。爲に同二十二年三月より、九月に至る間に、外科診療室、藥局、看護婦室、應接室、患者溜り等の諸室並に、病室二十二を増築したり。是に於て、その信用は年を逐ふて倍々厚く、遠近より治療を請ふもの、益多く、再び病室の狹隘を告げたり。加之ならず、醫術の進歩と時勢の發展とに伴ひ、更に擴張して、同四十年八月、増築の工事

に著手し、同四十一年四月に於て、内科診察室、手術室、附屬研究室、外科婦人科手術室、浴室及び、三十餘の病室落成を見るに至れり。蓋し、獨力を以て斯る規模の宏大なる病院を設立せるもの、富山縣唯一とす。同院の事業として、明治十七年十月、西礪波郡福光町に分院を置き、同二十五年三月、氷見郡氷見町に分院を設立す。兩院とも今に繼續して盛に醫療を行ふ。同四十二年五月、大日本私立衛生會富山縣支部の事業に係る、射水看護婦養成所を同院内に設立す。入學生三十二名、同月三日より授業を開始せり。又同院は醫學士を養成し、創立以來、内務省成規の試験を経て、醫術開業免許證を受領せし者十九名、其の内縣下に於て開業するもの十三名に達す。而して貧民には、市町村長の證明に因り、無料治療に應じ、戦時には遺族を救療せり。毎年伏木、町兒童に無料にて種痘をなす等、總て公衆の衛生に注意せり。同院の位置は市街を距ること約二丁許、高燥にして閑靜、北海の煙波浩渺際涯を見す。風光の明媚なるは、設備の完全と相俟ちて、患者に慰安を與ふるもの大なり。現今の入院患者平均五十名内外にして、外來往診の患者は併せて六七十名に及ぶ。院長長谷川

徳之の外、曩に醫科大學卒業後、大學病院に執務せし醫學士長谷川淳明、副院長として、内外小兒科を擔任し、父子戮力、多數の醫員を督し、疾病の苦を醫し、天折の禍を杜かむことに銳意腐心せり。

三 兵 事

陸軍、わか國は武を以て國を建て、國民舉りて、尙武の氣象に富み、廉恥を重むし、忠君愛國の念深し、これを大和民族の特徴とす。武士道と云ひ、大和魂と云ふ、蓋し、これか發動に外ならざるなり。往昔、神武天皇御即位の時、物部氏の祖なる宇摩志摩遲命は、内物部を率ゐて、殿内に宿衛し、大伴氏の祖なる道臣命、久米氏の祖なる大久米命は、大伴、久米の二部を率ゐて、定門を護衛し、子孫、其職を世襲せり。文武天皇の朝、大寶令制定せられて、五衛府衛門府左右衛門府左右近衛府左右衛府左右衛士を置かる而して、男子二十歳より、六十歳に至るまでを正丁となし、其三分一を徴して、兵士とし、諸國に軍團を置き、兵士中より、一年間、京師に在番するものを衛士と云ひ、三年間、邊防に當るものを

防人と云ふ、弓馬に便なるものを騎兵となし、其餘を歩兵とす。光仁天皇の朝、才、弓馬に堪ふる者を點して、專、武藝を習ひ、徵發に應せしめ、兵士の羸弱なるものを農に歸せしむ。是より、兵農全く分れ、各地の豪族は、家子、郎黨を養ひて、郷曲に雄視し、こゝに始めて、武門武士なるものを生じ、源平氏以來、兵馬の權全く武門に歸せり。徳川幕府の末年、尊王攘夷論起り、海防の忽にすへからざるを悟り、嘉永三年、加賀藩、加越能三州の海岸を測量し、本郡伏木浦、宇新濱に砲臺を築き、尙本郡放生津浦の八幡宮附近、及び氷見浦、宇波外場等に、砲臺設置の計畫をなせり。文久二年、加賀藩農民に、軍事を訓練する制を取り、射水礪波郡奉行、今村五郎兵衛は、本郡内等の農民より、兵を募り、大隊を組織して、郡奉行所々屬の武術稽古所にて、自ら大隊を訓練せり。當時、加賀藩の總融館より、教官を聘して、銃の操練を習はしめ、以て國家有事の用に供へむとせり。後四年にして、これを解き、加賀藩の總融館に編入す。これを銃卒と云ふ。所謂藩兵なり。明治元年、戊辰の役起るや、加賀藩亦兵を出し、本郡伏木港より、兵員糧食等を輸送せり。當時、砲臺を修め、警戒を嚴にせしか、後藩兵解散と同時に

廢止す。同年二月、軍防局を置き、同閏四月、軍防局を廢し、軍務官を設け、同年七月、軍務官を廢し、兵部省を置き、軍事を掌らしむ。同年十二月、銃卒を廢し、常備兵として各所に配置す。本郡高岡町に二小隊を置き、輜重方共、總數二百十一人とし、砲二門を備へり。

同四年、薩長土三藩の兵を東京に徵して、親兵とす。即ち近衛兵の濫觴なり。尋いて各藩の兵を解散し、更に東京、東北、仙臺、大阪、鎮西、熊本の四鎮臺を置き、要地に分營を設け、各藩より鎮臺兵を徵召す。この時、高岡町にありし藩兵等を廢し、越中は東京鎮臺、新潟分營の管區となる。是に於て兵權一に歸し、中央政府の基礎確立す。因て廢藩置縣を斷行し、六百六十有餘年來、下に委ねありし、兵馬の大權を、朝廷に收めたり。

明治五年、兵部省を廢し、陸軍、海軍の兩省を置く。同年、士族の兵職を解き、徵兵令を發布す。即ち常備、三箇年、後備、第一、第二、各二箇年、通して七箇年とし、士民一般に兵役に就かしむる制なり。

同六年、全國を區劃して、六軍管とし、各軍管に一鎮臺を置く。東京、仙臺、名古屋、

大阪、廣島、熊本、各鎮臺これなり。更に管内を區分して、營所及分營を置く。本郡は名古屋鎮臺の管轄に屬し、特科兵は名古屋鎮臺に、歩兵は金澤營所に入る。この年より徵兵令によりて、徵集したる兵を以て、各兵種を編成す。即ち歩兵十四聯隊、騎兵三大隊、砲兵十八小隊、工兵十小隊、輜重兵六小隊、海岸砲兵九隊にて、平時の員數三萬一千六百八十八人、戰時員數四萬六千三百五十人にて、別に近衛兵を置き、全國より優秀なるものを徵集す。後廢、編成を改む以上の編成、訓練に佛國式を用ひ、歐洲の戰術を應用せり。明治八年、北海道に、屯田兵の制を設け、開拓使をして、近縣の士民を募り、これに充てしむ。

明治十年、西南戰役の際、編成後日尙淺く、後備を充實するに至らず、戰線廣まりて、兵員増進の必要あるも、傷病兵を出し、却て兵員を減し、輜重隊の勤務等は、人夫駄馬に依るに至る。因て志願兵を募集して、一時の急に應ず。志願者の多數は、士族の子弟なりしも、訓練不充分なりければ、其結果、却て平民の兵士に及はず。即ち平民も大和民族尙武の血性に富めるを以て、一旦軍隊に入り、訓練を受けなば、その本質を發揮するに、毫も差異なきを證せり。當時本郡

出身の兵士にして、從軍せしものあれども、其數甚た少なかりき。同七年の佐賀の亂、本郡の從軍者なかりき。

明治十二年、徵兵令改正せられ、常備、豫備各三年、後備四年となる。尙免役の條件多く、代人等の制ありしか、同十六年、更に現役三年、豫備四年、後備五年と改正し、不具廢疾の外免役を廢せり。

明治十五年、左の勅諭を陸海軍人に下し給ふ。

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔、神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様に移り換るに隨ひて兵制の沿革も又屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしか

は兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様に移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩へ外國の事とも起りて其悔をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶れ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良將ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは

今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り背て臣下に委ぬべきものにあらず子孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いませらする事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さるるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人ならん者は此心の固からては物の

用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なる事を辨へ世論に惑はず政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任の者に服従すへきものそ下級の者は上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取

扱ひ慈愛を専一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若し軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには管に軍隊の益毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし

一軍人は武勇を尙ふべし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己の武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すべきことにこそ

一軍人は信義を重んずべし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆるとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ是非を考へ其言は所詮踐むべからずと知り其義はとて守るべからずと悟りなは速に止ることよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたは英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例少からぬものを深く警めてやはあるべき一軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華美の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤しくなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬべし其身生涯

の不幸なりといふも中々恐なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて屢に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑に思ひそ

右の五箇條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五箇條は我軍人の精神にして一の誠心は又五箇條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれば何事も成るものそかし況してや此五箇條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

同年宇内の形勢に鑑み陸海軍を擴張すへき詔あり爾來大に國防計畫を一新し軍隊編制を改め其擴張に著手せり幹部の養成につきては明治三年に兵學寮を設け同六年月山出張所を設け

同國等を設け同八年士官學校を設け同十六年に陸軍大學校を開きたり

明治十九年、港灣防禦は陸軍の任務となり、島嶼に警備隊を置き、臨時砲臺建築部を設け、沿海要所に砲臺を築き、要塞砲兵を配置す。

同二十一年、鎮臺を師團司令部と改稱し、歩騎砲工輜重兵を配屬し、獨立策戰の力を有せしむ、而して屯田兵を除き、野戰第七師團並に要塞砲兵と、鐵道大隊とを置けり、此時本郡は第三師團に屬せり。

これより先、全國を七箇の師管區に分ち、駐在官ありて、後備兵を取締り、本郡は第七師管後備軍司令部に屬せしか、この年、これを後備大隊の編制とし、富山大隊區司令部を置きて、在郷軍人の取締り、及び徵兵事務を執らしめ、本郡はこれか所轄たり、同二十九年、富山聯隊區司令部と改め、同四十年より、高岡聯隊區司令部を置き、本郡はその管轄となれり。

同二十二年、徵兵令に改正を加へ、一年志願兵の制を定め、認定せられたる中等以上の學校卒業者には、一箇年間の服役にて、豫備將校たるの教育を授け、師範學校卒業の小學校教員には、六週間現役の制を定め、國民軍幹部たるの

教育を興ふること、せり。當時より陸軍、戦術、訓練等に獨逸式

を用ひ、獨將メツケルを聘用せらる。

明治二十六年、戦時編制を改正し、同二十七八年戦後には、野戦隊十二萬三千餘人、野砲百六十八、山砲七十二、守備隊を合せて、兵員二十二萬五百八十八人、馬匹七千二百二十一、野山砲二百九十八、雇員六千四百九十五人、人夫十萬餘ありて、清國と戦ひ、空前の大捷を得、償金を收め、且、臺灣を我が版圖となして、平和克復したり。本郡の従軍者は、下士卒二百四十四人にして、第二軍第三師團に屬し、清國盛京省、蓋平、海城、田庄臺等の附近に轉戦して、勳功あり。受勳者九十六人、戦死者二人、病死者十人あり。

同二十八年、徵兵令改正せられ、服役十二箇年を、十二箇年四箇月とし、豫備徵員を廢し、補充兵役を設け、國民兵を第一、第二に分つ。蓋し二十七八年戦役の實際により、必要を生したるものなるへし、同役は軍事研究の資となりしもの甚た多く、以後種々改正ありき。

同二十九年、軍備を擴張し、五箇師團を増して、十三師團とす。三箇の統督部を置き、師團を統轄せしめ、臺灣に三箇の混成旅團を置く。本郡は第九師團に屬

し、郡内より徵集する兵員、亦これより増加せり。

同三十七年、露國約に背き、兵を清國に駐め、延いて韓國に危害を加へ、戦備を修めて事をわか國に構へむとす。わか政府交渉を重ね、誠意を盡すも、遂に平和破れ、露國と干戈を交ふるに至り、海には兩國の堅艦銳を盡して戦ひ、陸には各百萬の大軍を、清國の野に出して、雌雄を決す。實に國運の消長この一戦にありしなり。然るに、聖上の御稜威により、大捷を得、金州半島租借權と、南樺太とを收め、三十八年九月平和の局を結へり。此役日本國民は、舉國一致後援をなし、戦員の奮戦偉功は勿論、非戦員と雖、能く戦争の目的を解し、遺憾なく大和魂を發揮したり。

本郡出征者、將校十一人、准士官七人、下士九十三人、兵卒千六百四十四人計千七百五十五人なり。後備兵は第一軍に屬して、鴨綠江方面に戦ひ、現役兵、豫備兵は、第三軍に屬し、精銳を盡したる武器を備へ、防禦至らざるなき、難攻不落の旅順要塞に向ひ、同三十七年八月より對陣數月に互り、砲彈は敵壘を碎くを得ずして、敵の機關砲、彈雨の如くに來り、死傷甚多くして、本郡戦死者は旅順に多し、下記のと

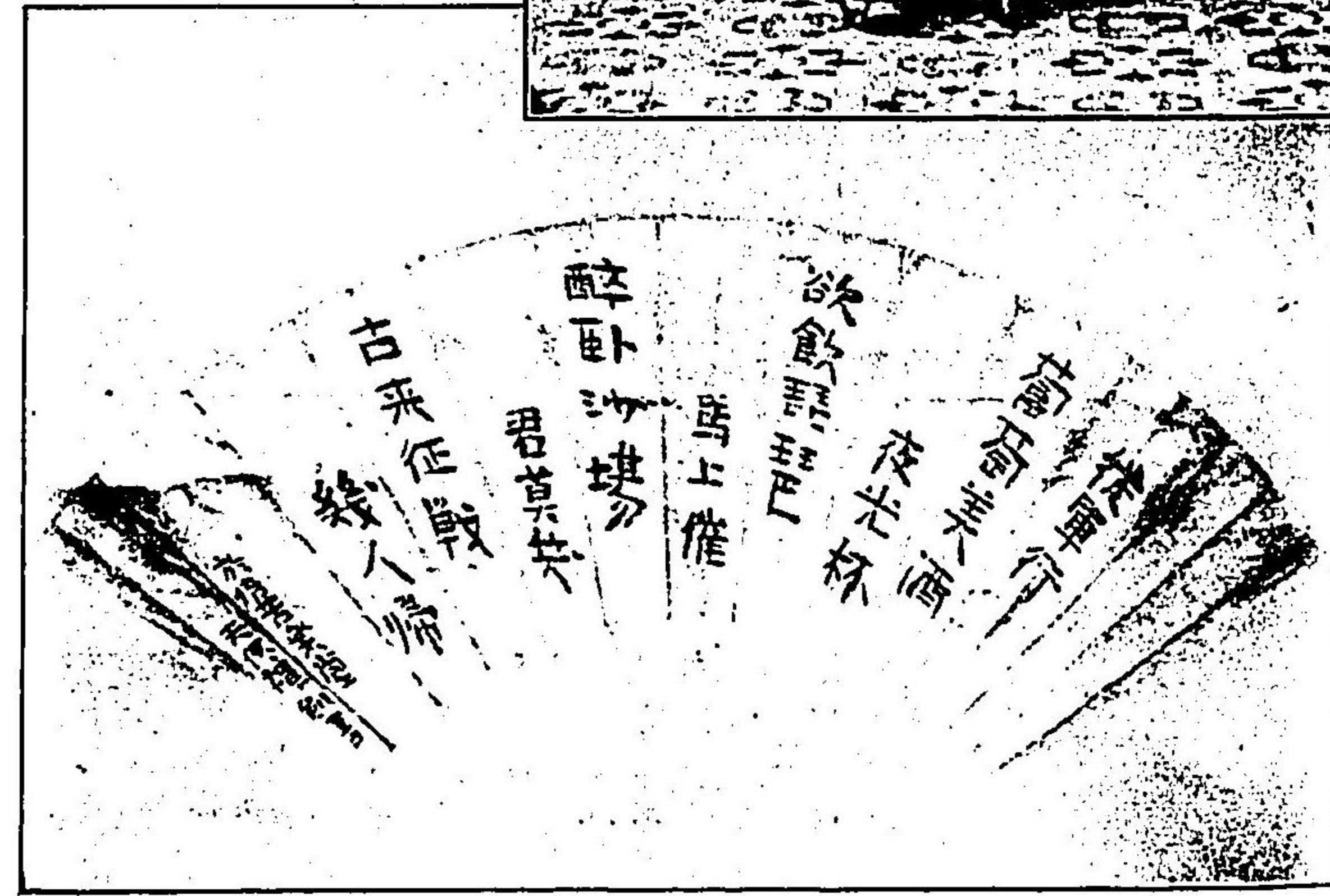
表を見、攻撃の術なく、殊に盤龍山砲臺は其著しきものとす。終に地中を掘りて、地下戦をなし、挺身擲彈を擁して、猛進し所謂肉彈となり、慘狀を極む。時に本郡新湊町出身、曹長姫野榮次郎等、擲彈を以て敵の機關砲を破壊し、砲壘占領を容易ならしめ、事第五編第一章にあり、遂に三十八年一月一日、開城に至らしめたり。後直に遼陽に向ふ、遼陽の戦争は、兩國の雌雄を決すへき大血戦たりしか、能く戦ひ、歐洲最強と稱する兵を破り、本郡出身將校片口安松等これに死し、遂に全局の勝利を得しめたり。又樺太軍に従ひ武功ありしものあり、受勳者將校十八人、下士卒一千六百六十五人、内殊勳を奏して、金鷄勳章を賜はりしもの將校三人、下士卒百八十八人あり。而して戦死者二百八十一人、病死者三十六人あり。これ亦與りて偉功ありしは言ふまでもなし。左に片口安松以下、戦病死者の傳記を掲ぐ。下士以下は、一覽に止む。

片口安松 明治八年四月三十日を以て、射水郡小杉町に生る。父安二郎、母赤壁氏、幼にして勇敢活潑の氣象に富み、其言行群兒に超ゆ。小學校修業後、富山中學校に入り、業を終へすして上京し、成城學校に入り、明治二十七

年春、我れ清國と干戈を交ふる事を耳にするや、同學校を出て、教導團に入り、幾くもなく歩兵科を卒業し、八月八日軍曹として、金澤歩兵第七聯隊附を命せられ、越えて二十八年三月七日出征せしも、既に平和克復の爲め、戦に與るに至らずして七月九日凱旋す。二十九年一等軍曹として臺灣守備隊附となり、三十二年七月期滿ちて歸る。臺灣に在ること滿三箇年、討伐の勳功に依り、勳八等に叙せらる。三十三年東京日本體育會體操學校に入りて、體操及び遊戯を攻究し、三十四年修業後、富山縣師範學校に教鞭を執り、三十五年三月轉して富山縣立高岡中學校に職を奉し、三十七年春、日露戦役の起るや、後備役に召集せられ、特務曹長として後備歩兵第七聯隊に入り、八月十日出征し、數回の戦闘に参加して勳功あり。三十八年三月奉天附近の大戦に参加し、五日大馬格山に於て激戦中、頭腦を射られて遂に斃る。時に年三十一、即日少尉に陞り、正八位勳六等功六功に叙せらる。

其出征するに當り、唐の王翰の「葡萄美酒夜光杯、欲飲琵琶馬上催、醉臥沙場君莫笑、古來征戰幾人回」の一絶を書して、暗に生還せざるの意を示せり。大

片 口 安 松



同 人 絶 筆

隊長より、家父への來狀の一節に曰はく、勇猛奮戰、奏殊功、成大名、長く青史を照さむ云々、その壯烈想ふべきなり。又、學校奉職中、其職務に忠實にして、時々、體操遊戯の講師として、各地へ招聘せられ、體育上に貢獻する所、尠からざりき。平素文學を嗜み、韻度蕭散、花に吟し、月に嘯き、頗る、風流の致に富めり。詩文亦觀るべきものあり。其雅號を、秀峰、又は、悟苦樂堂、天俠禪劍と稱せり。

明治三十七八年戰役射水郡出身戰病死軍人一覽

| 死亡年月日 | 同種類 | 功同場所及 | 兵種官 | 所屬部隊 | 叙勳 | 氏名 | 住 |
|-------------|------|--------------|----------|------|-------|----------------|---|
| 明治三十七年五月十五日 | 戰艦沈没 | 海軍一等工 | 吉野艦乗組 | 勳八等 | 能町常次郎 | 新湊町大字放生津町一八二三 | |
| 同七月十日 | 病死 | 濟國青泥窪兵站病院船中 | 第九師助輪卒隊 | 不詳 | 高岡作次郎 | 新湊町大字中伏木町五七九 | |
| 同七月二十五日 | 病死 | 病院船中丸に於て後送途中 | 第九師助輪卒隊 | 勳八等 | 桶谷松次郎 | 新湊町大字放生津町二二四四 | |
| 同八月一日 | 病死 | 廣島豫備病院 | 第九師助輪卒隊 | 勳八等 | 石灰長次郎 | 新湊町大字放生津町一八三五 | |
| 同八月二日 | 病死 | 廣島豫備病院 | 第九師助輪卒隊 | 勳八等 | 久湊安次郎 | 新湊町大字放生津町二二四 | |
| 同八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 大門德次郎 | 新湊町大字放生津町二二二六 | |
| 同八月二十四日 | 戰死 | 國子山病院 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 八溝與藏 | 新湊町大字放生津町一〇七七 | |
| 同八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山 | 工兵第九大隊 | 勳七級 | 姫野榮次郎 | 新湊町大字放生津町一九二九 | |
| 同九月十三日 | 戰死 | 盤龍山西砲臺 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 海老松太郎 | 新湊町大字放生津町一〇〇二 | |
| 同十月三十日 | 戰死 | 一戸堡嶺東北麓 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 柴竹次郎 | 新湊町大字三日曾根町一二八三 | |
| 同十一月六日 | 戰死 | 盤龍山西砲臺 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 稻垣象次郎 | 新湊町大字放生津町一五九九 | |

| | | | | | | | |
|---------|----|----------|------|----------|-----|-------|---------------|
| 同十一月十一日 | 病死 | 青泥窪兵站病院 | 豫備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七等 | 野積德次郎 | 新湊町大字四日曾根町九九 |
| 同十一月十七日 | 戰死 | 第一野戰病院 | 豫備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 釣與三次郎 | 新湊町大字放生津町二四二一 |
| 同十月二十六日 | 戰死 | 二龍山 | 工兵 | 工兵第九大隊 | 勳八等 | 高倉松太郎 | 新湊町大字放生津町二〇〇〇 |
| 同八月三十日 | 戰死 | 孟家房南方高地 | 一等卒 | 近衛歩兵第二聯隊 | 勳八等 | 福井政次郎 | 新湊町大字放生津町一七三五 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 岡山與三郎 | 新湊町大字中伏木町五九 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 藤田文藏 | 新湊町大字三ヶ新町二九四 |
| 同十一月廿五日 | 戰死 | 三子 | 後備步兵 | 步兵第七聯隊 | 勳七等 | 高木與四郎 | 新湊町大字三ヶ新町一八八 |
| 同十一月廿七日 | 戰死 | 第一野戰病院 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 大木與一 | 新湊町大字長徳寺町七九〇 |
| 同十二月八日 | 戰死 | 二龍山 | 上等兵 | 野戰砲兵第九聯隊 | 勳八等 | 池原治郎 | 新湊町大字長徳寺町八六六 |
| 同十一月一日 | 戰死 | 江高地附近 | 二等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 宮川友次郎 | 新湊町大字荒屋町 |
| 同十一月二日 | 戰死 | 江高地附近 | 二等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 金谷久太郎 | 新湊町大字放生津町一四八四 |
| 同十二月三十日 | 戰死 | 盤龍山 | 二等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 朴木力次郎 | 新湊町大字放生津町 |
| 同十二月十三日 | 病死 | 大盛石橋兵站病院 | 伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 大門助次郎 | 新湊町大字放生津町一五四 |

| | | | | | | | |
|---------|----|----------|------|----------|-----|-------|---------------|
| 同十一月二十日 | 戰死 | 第一野戰病院 | 豫備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 萩原外次郎 | 新湊町大字放生津町一四七 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 松樹山補砲臺 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 片口榮次郎 | 新湊町大字六渡寺町一五〇 |
| 同十二月一日 | 戰死 | 二〇三高地 | 一等卒 | 步兵第二十八聯隊 | 勳八等 | 朽木榮作 | 新湊町大字中伏木町五七五 |
| 同三月五日 | 戰死 | 奉天省報士屯附近 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 荒木久次郎 | 新湊町大字放生津町二七六 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省八家子附近 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 堀作次郎 | 新湊町大字六渡寺町八五二 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省八家子附近 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七等 | 卯尾彦次郎 | 新湊町大字放生津町一七三〇 |
| 同三月十五日 | 戰死 | 四盛子定立病院 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 安田岩次郎 | 新湊町大字長徳寺町六六七 |
| 同三月九日 | 戰死 | 八家子の戦場 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高木佐吉 | 新湊町大字荒屋町五八八 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省八家子附近 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 橋本太四郎 | 新湊町大字放生津町五四五 |
| 同三月七日 | 戰死 | 盛京省造化屯 | 特務曹長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳六等 | 森竹次郎 | 新湊町大字放生津町二四九三 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 一等卒 | 步兵第五十七聯隊 | 勳八等 | 本江榮次郎 | 新湊町大字放生津町六一七 |
| 同三月二十二日 | 戰死 | 造化屯にて負傷 | 砲兵曹長 | 工兵第九大隊 | 勳八等 | 板谷喜太郎 | 新湊町大字荒屋町 |
| 同三月二十七日 | 病死 | 青泥窪兵站病院 | 一等卒 | 工兵第九大隊 | 勳七級 | 名田虎吉 | 新湊町大字放生津町二七二九 |

| | | | | | | | |
|---------|----|----------|------|----------|-----|-------|----------|
| 同八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山附近 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高橋覺次郎 | 柳田村大字小泉村 |
| 同八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山附近 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高橋吉太郎 | 柳田村大字小泉村 |
| 同八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 中谷藤吉 | 柳田村大字串田新 |
| 同十月三十日 | 戰死 | 一戸堡東北麓 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 木本象次郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 松長乙次郎 | 柳田村大字串田新 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 砂田大三郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高田常藏 | 柳田村大字串田村 |
| 同十一月三十日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高田常藏 | 柳田村大字串田村 |
| 同八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺附近 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 燒田與三吉 | 柳田村大字串田新 |
| 同三月十六日 | 戰死 | 第三野戰病院 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高田象次郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省八家子附近 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高田象次郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省八家子附近 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 森川象次郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同三月二十二日 | 戰死 | 奉天省馬三家子定 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 八幡菊次郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省子天 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 八幡菊次郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同八月二十一日 | 戰死 | 東砲臺附近 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 鏡太七 | 柳田村大字串田村 |

| | | | | | | | |
|---------|----|----------|--------|----------|-----|-------|----------|
| 同八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山附近 | 歩兵伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 森川幸太郎 | 柳田村大字串田村 |
| 同七月三十日 | 戰死 | 除家屯附近 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 林清次郎 | 金山村大字上野村 |
| 同十月七日 | 戰死 | 盤龍山砲臺 | 工兵第九大隊 | 工兵第九大隊 | 勳七等 | 宮林常次郎 | 金山村大字青井谷 |
| 同十月十日 | 戰死 | 二龍山附近 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七等 | 稻垣佐七 | 金山村大字青井谷 |
| 同十月三十日 | 戰死 | 一戸堡東北麓 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高橋増之助 | 金山村大字上野新 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 宿屋助次郎 | 金山村大字青井谷 |
| 同三月八日 | 戰死 | 奉天省大小方屯 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 野手四郎吉 | 金山村大字青井谷 |
| 同十月三十日 | 戰死 | 一戸堡東北麓 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 山下彌三 | 守山村大字西海老 |
| 同十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 補充歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 谷内助太郎 | 坂村九〇六 |
| 同十一月廿六日 | 病死 | 盤龍山 | 後備歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七等 | 廣太右衛門 | 守山村大字守山町 |
| 同十二月廿七日 | 戰死 | 歸休輸卒 | 不詳 | 第九大隊糧食糶列 | 不詳 | 村西小次郎 | 守山村大字西海老 |
| 同三月十八日 | 戰死 | 盛馬格京附近 | 後備歩兵 | 步兵第七聯隊 | 勳八等 | 堺理吉 | 守山村大字守山町 |
| 同三月六日 | 戰死 | 大馬格京附近 | 後備歩兵 | 步兵第七聯隊 | 勳八等 | 堺理吉 | 守山村大字守山町 |
| 同三月六日 | 戰死 | 奉天省造化屯附近 | 上歩兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 切田久太郎 | 守山村大字五十里 |

| | | | | | | | |
|----------|----|-----------------|------|----------|-----|-------|-------------|
| 同 七月二十七日 | 戰死 | 頁 傷 者 | 一步卒兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 關原政次郎 | 下村大字下村三、一七七 |
| 同 八月二十一日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 宮腰外次郎 | 下村大字八講開村三三一 |
| 同 八月二十二日 | 戰死 | 盤龍山附近 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 竹內健太郎 | 下村大字下村三、六一〇 |
| 同 九月十七日 | 病死 | 第二野戰病院 | 補重輸卒 | 第一糧食繼列 | 勳八等 | 宮腰仁七郎 | 下村大字八講開村三二六 |
| 同 十月二十五日 | 戰死 | 盤龍山に負傷楊家屯第一野戰病院 | 補充工兵 | 工兵第九大隊 | 勳七級 | 近藤作次郎 | 下村大字下村三、一八八 |
| 同 十月三十日 | 戰死 | 一月堡嶺東北砲 | 補充步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 萩野鐵之助 | 下村大字下村三、六〇六 |
| 同 十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山附近 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 川端健太郎 | 下村大字下村三、一六一 |
| 同 三月四日 | 戰死 | 奉天省張士屯附近 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 宮腰繁次郎 | 下村大字八講開村三三〇 |
| 同 七月三十七日 | 戰死 | 千大山攻撃の際 | 一等卒兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 川口菊次郎 | 伏木町大字石坂町一五 |
| 同 七月二十七日 | 戰死 | 凹字形山附近 | 一等卒兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 水卷吉太郎 | 伏木町大字石坂町三七 |
| 同 九月二十五日 | 病死 | 佐世保海軍病院 | 二等水兵 | 揚武艦 乘組 | 勳八等 | 串岡久次郎 | 伏木町大字本町五 |
| 同 十月十二日 | 病死 | 大安平兵站病院 | 補充輸卒 | 第四補助輸卒 | 不詳 | 立野與次郎 | 伏木町大字古園府町二三 |
| 同 八月二十三日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 步兵伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 鍋谷勘三郎 | 伏木町大字本町五九 |

| | | | | | | | |
|----------|----|-----------------|------|----------|-----|--------|--------------|
| 同 九月二十九日 | 戰死 | 二龍山附近 | 步兵伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 五十里清太郎 | 伏木町大字新嶋町四六 |
| 同 十月四日 | 戰死 | 盤龍山西砲臺 | 一等卒兵 | 工兵第九大隊 | 勳八等 | 谷村竹太郎 | 伏木町大字中道町一七 |
| 同 十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 太田與三吉 | 伏木町大字石坂町一 |
| 同 十一月廿六日 | 戰死 | 烏帽子山 | 後備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 藤田善治 | 伏木町大字本町五八 |
| 同 十二月廿一日 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 田中由次郎 | 伏木町大字本町五九 |
| 同 八月二十一日 | 戰死 | 盤龍山 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 瓶谷善作 | 伏木町大字本町一 |
| 同 八月二十二日 | 戰死 | 東砲臺附近 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 鳴吉太郎 | 伏木町大字石坂町一 |
| 同 八月二十二日 | 戰死 | 東砲臺附近 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 向竹次郎 | 伏木町大字園分村二二一 |
| 同 十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 四津忠太郎 | 伏木町大字石坂町四七 |
| 同 三月十八日 | 戰死 | 奉天省八家子附近 | 補充步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 中村幸太郎 | 伏木町大字中道町二一 |
| 同 三月十日 | 戰死 | 八家子に負傷造化屯第一野戰病院 | 後備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 江川彌八 | 伏木町大字臥浦町一九 |
| 同 三月八日 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 後備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 小山與次郎 | 伏木町大字湊町四 |
| 同 三月八日 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 後備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 原田源藏 | 伏木町大字古園府町一三八 |

| | | | | | | | |
|----------|----|----------|-------|----------|-----|-------|----------------|
| 同三月八日年 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 後備步兵 | 步兵第五十七聯隊 | 勳七級 | 瀨川市太郎 | 伏木町大字古國府町九二 |
| 同三月八日年 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 曹後備步兵 | 步兵第五十七聯隊 | 勳七級 | 矢木與三吉 | 伏木町大字古國府町七三 |
| 同三月三十日年 | 戰死 | 盛京省東房身 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 平野保賀吉 | 小杉町大字戶破町三〇三八 |
| 同七月三十日年 | 戰死 | 盛京省東房身 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 梶谷太四郎 | 小杉町大字戶破町三八六三 |
| 同八月一日年 | 戰死 | 真傷除家屯附近 | 伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 宮城太三郎 | 小杉町大字戶破町三八六三 |
| 同八月二十二日年 | 戰死 | 盤龍山附近 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 荒木芳太郎 | 小杉町大字小杉三ヶ町六六六 |
| 同八月二十二日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 步兵伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 檜垣治七 | 小杉町大字小杉三ヶ町三三七三 |
| 同九月三十一日年 | 戰死 | 盤龍山西舊砲臺 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 村與三吉 | 小杉町大字戶破町三八五一 |
| 同十月七日年 | 病死 | 青泥窪兵站病院 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 村井作次郎 | 小杉町大字戶破町三八九一 |
| 同十月十日年 | 戰死 | 二龍山附近 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 末永彦太郎 | 小杉町大字戶破町三五五九 |
| 同九月二十九日年 | 戰死 | 二龍山附近 | 步兵伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 堂田德通 | 小杉町大字戶破町二七七八 |
| 同十一月十六日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 末永松次郎 | 小杉町大字戶破町二九六三 |
| 同十一月十六日年 | 戰死 | 盤龍山 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 梶谷竹次郎 | 小杉町大字戶破町三三九七 |
| 同十一月廿六日年 | 戰死 | 第一野戰病院 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | | |

| | | | | | | | |
|----------|----|----------|------|----------|-----|--------|----------------|
| 同十二月十四日年 | 病死 | 長嶺子定立病院 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 川腰虎吉 | 小杉町大字小杉三ヶ町六六七八 |
| 同十一月廿六日年 | 戰死 | 松樹山補砲臺 | 伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 小坂七次郎 | 小杉町大字戶破町五七五八 |
| 同十二月廿二日年 | 戰死 | 真傷楊家屯 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 陶山常次郎 | 小杉町大字戶破町四一四四 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 東舊砲臺附近 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 大正久太郎 | 小杉町大字三ヶ町三二八三 |
| 同二月十七日年 | 病死 | 盛京省大馬路附近 | 後備步兵 | 步兵第十九聯隊 | 勳八級 | 城石庄五郎 | 小杉町大字大手崎村一〇〇五 |
| 同三月五日年 | 戰死 | 盛京省大馬路附近 | 少尉 | 步兵第七聯隊 | 勳六級 | 片口安松 | 小杉町大字戶破町六二六二 |
| 同十一月廿七日年 | 戰死 | 望臺に真傷柳家屯 | 補充步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 不詳 | 竹田彌三郎 | 小杉町大字戶破町三五九七 |
| 同八月二十二日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 上步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 梶谷太七郎 | 小杉町大字小杉三ヶ町三二八一 |
| 同三月十八日年 | 戰死 | 高家屯附近 | 砲兵伍長 | 砲兵第九大隊 | 勳八級 | 本江次三郎 | 小杉町大字小杉三ヶ町三三四四 |
| 同七月十八日年 | 病死 | 青泥窪兵站病院 | 補充輸卒 | | 勳八級 | 北山富次郎 | 大門町大字大門村四〇七 |
| 同九月八日年 | 病死 | 青泥窪兵站病院 | 補重輸卒 | 步兵第七聯隊 | 勳八級 | 小林留次郎 | 大門町大字大門村四一 |
| 同十一月廿六日年 | 戰死 | 盤龍山 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 福本與四兵衛 | 大門町大字枇杷首村七一 |
| 同十一月廿六日年 | 戰死 | 盤龍山 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八級 | 朝山清太郎 | 大門町大字大門村二〇〇 |

| | | | | | | | |
|----------|----|----------|------|----------|-----|--------|----------|
| 同三月八日年 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 後備步兵 | 步兵第五十七聯隊 | 勳八等 | 大菅 藤藏 | 二上村大字二上村 |
| 同七月三十日年 | 戰死 | 徐家屯附近 | 步兵伍長 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 定塚太四郎 | 能町村大字角村二 |
| 同八月二十二日年 | 戰死 | 盤龍山附近 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 小泉與次郎 | 能町村大字能町村 |
| 同八月二十二日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 橋本辰次郎 | 能町村大字能町村 |
| 同九月十三日年 | 病死 | 背泥窪兵站病院 | 後備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 尾間 喜作 | 能町村大字能町村 |
| 同八月三十日年 | 戰死 | 猛家房南方高地 | 一等卒 | 近衛步兵第二聯隊 | 不詳 | 能松 太三 | 能町村大字吉久村 |
| 同八月二十二日年 | 戰死 | 盤龍砲臺附近 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 山田外次郎 | 能町村大字能町村 |
| 同三月二十八日年 | 戰死 | 陸堂西方高地 | 上等兵 | 步兵第三十六聯隊 | 勳七級 | 大津喜太郎 | 能町村大字吉久村 |
| 同八月三十一日年 | 病死 | 安東縣舍營地 | 補充輸卒 | 第九師團彈藥總列 | 勳八等 | 宮川利三太郎 | 塚原村大字宮袋村 |
| 同八月二十二日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 中川 留藏 | 塚原村大字神塚原 |
| 同九月九日年 | 戰死 | 野傷那家屯第三野 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 大辻磯次郎 | 塚原村大字松木村 |
| 同十月四日年 | 戰死 | 盤龍山砲臺 | 補充輸卒 | 步兵第三十五聯隊 | 不詳 | 高畑 久作 | 塚原村大字寺塚原 |
| 同十月三十日年 | 病死 | 大阪豫備病院 | 補充輸卒 | 補助輸卒隊 | 不詳 | 柏島榮太郎 | 塚原村大字川口村 |

| | | | | | | | |
|----------|----|----------|------|------------|-----|-------|----------|
| 同十一月九日年 | 病死 | 背泥窪兵站病院 | 後備輸卒 | 第九師團馬廠付 | 勳八等 | 高原 與造 | 塚原村大字松木村 |
| 同十二月廿七日年 | 病死 | 第一野戰病院 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 岸 富次郎 | 塚原村大字神塚原 |
| 同九月二十九日年 | 病死 | 韓國兵站病院 | 補充輸卒 | 補助輸卒隊 | 不詳 | 村田 六藏 | 塚原村大字宮袋村 |
| 同八月二十七日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 山道 八郎 | 塚原村大字黑河村 |
| 同九月三十日年 | 病死 | 長子嶺定立病院 | 後備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 宮元龜次郎 | 塚原村大字黑河村 |
| 同十月十六日年 | 戰死 | 盤龍山西舊砲臺 | 上等兵 | 工兵第九大隊 | 勳七級 | 金谷 又藏 | 塚原村大字黑河村 |
| 同十一月廿六日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 後備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 土佐 榮藏 | 塚原村大字黑河村 |
| 同十一月廿九日年 | 戰死 | 二龍山野戰病院 | 上等兵 | 野戰砲兵第九大隊 | 勳八等 | 石田與四郎 | 塚原村大字黑河村 |
| 同三月十八日年 | 戰死 | 崔家鑿定立病院 | 一等卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 寺越 吉助 | 塚原村大字黑河村 |
| 同八月二十二日年 | 病死 | 高家屯患者療養所 | 後備步兵 | 後備步兵第五十七聯隊 | 勳八等 | 辻橋 要藏 | 橋下條村大字橋下 |
| 同八月二十七日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 橫江 喜作 | 片口村大字久々江 |
| 同三月十八日年 | 戰死 | 八家子野戰病院 | 補充輸卒 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 福澤 甚作 | 片口村大字片口村 |
| 同八月三十一日年 | 戰死 | 盤龍山東舊砲臺 | 上等兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 水元五三郎 | 大江村大字西高木 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 同八月二十二年 | 同九月二十日 | 同十一月五日 | 同十一月廿六日 | 同三月四日 | 同三月五日 | 同三月十日 | 同三月八日 | 同八月二十一年 | 同八月二十一日 | 同十一月廿六日 | 同三月三十日 | 同十一月廿六日 | 同三月三十日 | 同十一月廿六日 |
| 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 |
| 盤龍山附近 | 盤龍山西舊砲臺 | 真傷楊家屯 | 第一野戰病院 | 盤龍山 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 | 奉天省張士屯附近 |
| 上等兵 | 上等兵 | 後備步兵 | 後備步兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 |
| 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 |
| 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 |
| 宮崎 米藏 | 江川 松次郎 | 梅澤 外次郎 | 川筋 菊松 | 田中 龜次郎 | 砂原 雄吉 | 中村 要藏 | 砂原 次四郎 | 淺井 由藏 | 吉岡 要次郎 | 安田 與三吉 | 橋本 石太郎 | 門田 策 | 門田 策 | 門田 策 |
| 大江村大字小白石村一〇四 | 大江村大字西高木村三五五 | 大江村大字小白石村一〇九〇 | 大江村大字大江村一七三二 | 大江村大字大江村九四四 | 大江村大字大江村一六七 | 大江村大字西高木村五二三 | 大江村大字大江村一九〇〇 | 二口村大字安吉村四六五 | 二口村大字本江村六九三 | 二口村大字本江村一三三五 | 二口村大字二口村二七七八 | 二口村大字棚田村九一二 | 二口村大字棚田村九一二 | 二口村大字棚田村九一二 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|-------------|----------------|-------------|-------------|--------------|----------------|-------------|--------------|--------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 同三月二十八年 | 同三月八日 | 同八月二十一年 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 | 同八月二十一日 |
| 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 | 戰死 |
| 奉天省高力屯附近 | 奉天省八家子附近 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 | 盤龍山東舊砲臺 |
| 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 | 上等兵 |
| 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 | 步兵第三十五聯隊 |
| 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 | 勳八等 |
| 田中 松太郎 | 正橋 太吉 | 敷下 太一郎 | 福井 長太郎 | 品川 吉太郎 | 島 與七 | 小林 貞次郎 | 玄手 與三吉 | 松浦 佐太郎 | 野崎 精治 | 酒井 佐平 | 角田 與三太郎 | 林 莊次 | 林 莊次 | 林 莊次 |
| 二口村大字安吉村六二五 | 二口村大字二口村一九九五 | 二口村大字本江村八九三 | 佐野村大字西藤平藏村一八七八 | 佐野村大字佐野村四四三 | 佐野村大字北藏新村四二 | 佐野村大字佐野村一四〇五 | 佐野村大字西藤平藏村二五五四 | 佐野村大字北藏新村六七 | 佐野村大字佐野村一七七六 | 佐野村大字佐野村二五六六 | 佐野村大字西藤平藏村三六五二 | 佐野村大字中曾根村一二二〇 | 佐野村大字中曾根村一二二〇 | 佐野村大字中曾根村一二二〇 |

| | | | | | | | |
|----------|----|--------|-----|----------|-----|--------|---------------|
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 江守作次郎 | 牧野村大字下牧野村二九九 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 東場上 | 備步兵 | 步兵第三十六聯隊 | 勳八等 | 稻垣常太郎 | 牧野村大字中曾根村一〇三七 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 盤龍山附近 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 高倉龜太郎 | 七美村大字八島新村六二九 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 林松次郎 | 七美村大字穴場新村一六五 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 松永助太郎 | 七美村大字八島新村一五八 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 線谷幸次郎 | 七美村大字中野新村二七五 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 金子與三太郎 | 七美村大字二十六町村五一〇 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 本林常次郎 | 西條村大字長慶寺村六四一 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 利木由太郎 | 西條村大字長慶寺村八九七 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 堀他作 | 西條村大字長江新村四八一 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 水卷寅治郎 | 西條村大字長慶寺村六〇五 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 水卷治八郎 | 西條村大字北島村六六 |
| 同八月二十一日年 | 戰死 | 野野田子山 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 橘平吉 | 西條村大字長慶寺村三五五 |

| | | | | | | | |
|---------|----|--------|-----|----------|-----|-------|---------------|
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 守井吉次郎 | 西條村大字長慶寺村六一一 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 木田與三 | 西條村大字長慶寺村九七五 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 豐本清七 | 西條村大字羽岡村一三二 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 上兵藏 | 掛開發村大字城光寺村七七九 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 二山與次郎 | 掛開發村大字萩布村五一六 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 林外治郎 | 掛開發村大字萩布村六一七 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 西野榮三 | 掛開發村大字萩布村二二一 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 宮林仁四郎 | 大島村大字島取村五五二 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 堀田宗兵衛 | 大島村大字新開發村三〇二 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 手崎庄次郎 | 大島村大字八塚村七六六 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 橋本清太郎 | 大島村大字北高木村一三〇 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 山崎長藏 | 大島村大字新開發村一五四 |
| 同八月十五日年 | 戰死 | 盤龍山東砲臺 | 備步兵 | 步兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 吉田榮吉 | 大島村大字小島村二六六 |

| | | | | | | | |
|-------------|----|------------------|---------|----------|-----|-------|---------------|
| 同三十八年三月五日 | 戰死 | 奉天省張士屯附近 | 補充歩兵一等卒 | 歩兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 吉田吉二郎 | 大島村大字中野村二三〇五 |
| 同三十八年二月二十三日 | 戰死 | 盛京省三家子附近 | 補充歩兵一等卒 | 後備歩兵第七聯隊 | 勳七級 | 園木右一 | 大島村大字新開發村一五五五 |
| 同三十八年三月八日 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 補充歩兵一等卒 | 歩兵第五十七聯隊 | 勳八等 | 澤田勝太郎 | 大島村大字中野村二三〇二 |
| 同三十八年三月八日 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 後備歩兵上等兵 | 歩兵第五十七聯隊 | 勳八等 | 宮西清藏 | 大島村大字中野村二三三六 |
| 同三十八年三月八日 | 戰死 | 奉天省大小方士屯 | 後備歩兵上等兵 | 歩兵第五十七聯隊 | 勳七等 | 宮越仁三郎 | 大島村大字八塚村六九三 |
| 同三十八年五月二十七日 | 戰死 | 芝海灘沖之島沖 | 海軍一等水兵 | 富士經乘組 | 勳七級 | 宮腰松藏 | 大島村大字中野村二三二二 |
| 同三十八年八月二十七日 | 戰死 | 盤龍山東營砲臺 | 豫備歩兵上等兵 | 歩兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 田中吉藏 | 野村大字井口本江村四八五 |
| 同三十八年十一月廿六日 | 戰死 | 盤龍山 | 歩兵伍長 | 歩兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 角崎政吉 | 野村大字石瀬村一五二〇 |
| 同三十八年三月五日 | 戰死 | 奉天省張士屯附近 | 補充歩兵一等卒 | 歩兵第三十五聯隊 | 勳八等 | 山村吉次郎 | 野村大字蓮花寺町二四九 |
| 同三十八年三月一日 | 戰死 | 三道溝に負傷 第二野砲病院 | 補充歩兵上等兵 | 歩兵第三十五聯隊 | 勳七級 | 坂林長太郎 | 野村大字野村四五九 |

以上は、君國のために殞れ、護國の神として、靖國神社に祀られ、長く青史を照す死して餘榮ありと云ふへし、更に戦闘に際し、武功披群にして、所屬長官より、感状を受領せしもの四人あり、左にその全文を掲ぐ。姫野榮次郎には第一編第五章

りにあ

感状受領者

明治三十七八年戦役に於て、感状を受領せし者の氏名等、左の如し。姫野榮次郎は、第一編第五章に掲げたり、故に、こゝに略す。

射水郡七美村大字八島新村六百八十一番地平民
陸軍歩兵伍長 北橋外次郎

明治三十七年十二月三十一日鳥帽子山攻撃ノ際突撃隊ニ追隨シ彈雨ヲ衝キテ傷者ノ救急及収容ニ努力シ火線復タ一ノ傷者ヲ留メサルニ至リタリ其動作勇敢機敏ナリトス

明治三十七年十二月三十一日
第三軍司令官陸軍大將正三位勳一等功三級 男爵乃木希典 花押

射水郡打出本江村大字打出本江村二千八百五十七番地平民

陸軍歩兵軍曹 多賀傳次郎

右ハ黒溝臺附近ノ會戰中諸屬大隊ハ他ノ部隊ト共ニ牛居守備ノ任ニア
 リシカ一月二十六日優勢ナル敵ノ包圍ヲ受ケ修二堡ニ向ケ轉進スルヤ
 行李ノ護衛ヲ命セラレ大隊ノ左側背ヲ行進中行李ハ敵ノ猛射ヲ受ケ加
 フルニ敵ノ騎兵約三十ノ追躡スル所トナリ將ニ敵手ニ落ントス此ニ於
 テ奮戰數名ヲ倒シテ其近接ヲ防止シ金櫃駄馬ヲ牽馭セル輸卒ヲ激勵シ
 テ其駄載ヲ改装セシメ遂ニ金櫃ヲシテ危險ヲ脱セシメタリ其功績偉大
 ナリト認ム仍テ感狀ヲ授與ス

明治三十八年三月二十日

第二軍司令官

男爵

與

保

鞏

伏木町大字湊町

陸軍歩兵一等卒

城崎三次郎

右者黒溝臺附近ノ會戰中一月二十五日七臺子附近ニ於テ所屬中隊ハ優
 勢ノ敵ノ夜襲ヲ受ケ守備ヲ撤スルノ止ムヲ得サルニ至ルヤ後衛トシテ
 奮戰以テ主力ノ退却ヲ容易ナラシメ又中隊長ノ敵ノ重圍ニ陥ルヲ見奮

然之ニ赴キ立ロニ敵七名ヲ殛シ以テ之ヲ救ヘリ其動作勇敢ナリト認ム
 仍テ感狀ヲ授與ス

明治三十八年三月二十日

第二軍司令官

男爵

與

保

鞏

明治四十年九月更に六箇師團を増設して十九箇師團となり歩兵の二箇年
 服役者に歸休を命ずる制を探り輕氣球隊などの特科隊を設け野砲を改正
 し軍事上の研鑽改善をなせりかくてわか軍隊の名譽を世界に揚ぐるに至
 れり而して本郡内の徵募兵員亦増加し四十一年度の員數を三十六年度に
 比すれば約五割を増せり左にこれを示す。

徵兵

| 年次 | 検査壯丁 | 現役 | | | | | | 計 | |
|------|-----------------------|-----|----|----|----|-----|----|-----|-----|
| | | 歩兵 | 騎兵 | 砲兵 | 工兵 | 輜重兵 | 輸卒 | | |
| 四十一年 | 徵兵 九七四 志願 一〇 | 一五三 | 三七 | 一〇 | 一七 | 一五 | 二九 | 三二四 | 五五三 |

| | | | | | | | | |
|------|----------|-----|---|---|---|----|-----|-----|
| 三十六年 | 志願兵 七二四 | 六七 | 三 | 八 | 七 | 一五 | 二六七 | 三六八 |
| 三十七年 | 志願兵 一〇七三 | 七十七 | 三 | 一 | 六 | 一九 | 三〇五 | 四二四 |

本郡内兵籍にあるもの、明治四十一年に於ては、陸軍に四千二百三十七人あり、これか内譯と共に、同四十年、同三十九年に比較して、左に示す。

現役兵及び歸休補充豫後備兵

| 年次 | 現役 | 歸休 | 補充 | 豫備 | 後備 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 四十一年 | 四一六 | 一四六 | 二、三九二 | 五四八 | 七三五 | 四、二三七 |
| 四十年 | 三九二 | 八一 | 二、三三八 | 四五八 | 四四二 | 三、七〇一 |
| 三十九年 | 三三五 | 一〇三 | 二、〇〇六 | 三五二 | 三九五 | 三、一七九 |

海軍 四面環海のわか帝國國民は、夙に海事思想に富み、神功皇后の三韓征伐、文祿の役等には舟師を艦して、威武を海外に發揚せしのみならず、倭寇の名は、屢、支那人の膽を寒からしめたり、徳川幕府鎖港の令ありて、久しく海軍の

備なかりしも、安政年間より開港して外國と交りを結び、海防の策を講したり、加賀藩亦、海岸に砲臺を設け、軍艦を購入して發機丸と號し、本郡北本栗等乗組員となり、將軍上洛の際、幕府、及び各藩の艦隊と共にこれに従へり。

明治元年二月、軍防局設置せられ、海軍は海防事務局に屬す。同閏四月、更に軍務官の海軍局なる一局となる。而して、軍艦は幕府より收めたるものと、薩、長、土、肥等諸藩より徴したるものとを以て、これに充て、甲裝艦二隻、鐵骨木皮一隻、其他の木船と合せて十七隻、總噸數一萬三千八百十二噸なりき。

同二年七月、軍務局を廢し、兵部省を置き、同五年兵部省を廢し、陸軍省及び海軍省を置く。同八年沿海を二部の海區に分ち、東京灣及長崎港に於てこれを管す。同九年鎮守府の制を設け、東海鎮守府を横須賀に置き、本郡はこれに屬す。

明治十九年、全國の海岸面を分ちて、五海軍區とし、各區に鎮守府、及び軍港を設く。當時本郡は、吳鎮守府に屬せしか、同三十四年舞鶴鎮守府を開かれてより、これに屬す。

同二十二年、海軍志願兵の徵募區を定めらる、同二十四年、始めて本郡に一名の志願者を見たるも、検査に不合格となれり。爾來歳を逐ふて多數の志願者を見るに至り、同二十六年には、本郡内に三十七人の志願者ありて、合格せしもの十一人なりき。同四十年には志願者四十八人ありて、合格者六人、採用者三人にて、同四十一年には志願者三十六人中、合格者十一人、採用者四人なり、斯く海軍に徴せらるゝもの少數なれども、他に徴兵検査の際海軍要員を徴すること毎年十人内外なり。

明治二十五年、製艦獎勵の勅諭煥發せられ、宮廷費を節し、六箇年間毎年內帑三十萬圓を賜はり、製艦費を補はせらるゝ事となり、臣民感激争ふて費を献し、海防をなす。此時本郡伏木町八坂金平等金員を寄附したり、この前後に於て、軍艦を増加し、歐洲式の長を採り、操砲程式、銃隊操式、陸戦隊概則を定め、四十七耗速射砲、魚形水雷、下瀬火薬等の發明ありて、海軍力の進歩著しきものありき。

同二十七八年戦役には、軍艦二十八隻、五萬七千六百噸、水雷艇二十四隻あり

て、仁川沖、黄海、威海衛等に於て、清國の海軍を全滅せり。

同三十六年の調査には、軍艦七十六隻、二十五萬八千餘噸、水雷艇七十六隻ありて、同三十七八年戦役には、旅順港外に、黄海に、日本海に、振古未曾有の大戦をなし、露國東洋艦隊を全滅し、戦局の決勝點を定め、國威を世界に赫々たらしめ、多數の敵艦を捕獲し、更に海軍力を増加したり。本郡出身者戦死者は陸軍の部に併記す。本郡内の海軍に籍を有するもの、明治四十一年度に於ては、二百三十九人にして、近來現役に服する者、稍減少せり、左に其員數を擧ぐ。

| 年次 | 現役 | 豫備役 | 後備役 | 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 四十一年 | 九〇 | 五六 | 九三 | 二三九 |
| 四十年 | 一〇九 | 六五 | 九一 | 二六五 |
| 三十九年 | 一一六 | 七三 | 九三 | 二四二 |

兵事上の諸團體 軍隊は、國家の施設によりて、完成せりと雖、民間私設の團體ありて、その援助をなし、これをして遺憾なからしめ、其活動、更に敏活な

るものあるへし。これ諸種の團體、起る所以なり。

在郷軍人團、三十七八年戦役後は、在郷軍人の數、頗る増加したるのみならず、歩兵科に、二箇年の終に於て、歸休せしむるの制を實施せられ、愈、其の數多きを加ふるに至れり。されば、克く是等軍人をして、其品位を保持し、軍人たるの精神を失はず、實踐躬行以て郷黨の儀表となり、常に武力を涵養せしめんとするには、團體の力に倚るを便とす。明治三十九年より、漸次本郡各町村にこの團體を組織す。即ち概して軍事を研究し、知識を交換し、相互の親睦を厚うし、地方尙武心の發達を謀り、有事に際し、後顧の憂なからしむるを目的とし、軍學の研究、演説、討議、講話、未入營兵に對し、豫め必要の知識、技能を授くる等を、其事業とす。在郷の陸海軍人全部、及び有志者を以て組織し、重役は凡て高級古參の者之れに當る。團員は多少の團費を負担し、雜費の支拂殘餘金は、基本金として之れを蓄積す。明治四十一年末には、郡内にこれを組織せざる町村なきに至れり。

軍人獎勵會 明治三十七年二月十五日を以て組織す。その目的は、有事の日、

從軍々人をして、内顧の憂なからしめ、平時にありては、現役を了へ、歸郷せしもの、勞を慰し、併せて服役中、該家族の貧困者を救護するにあり。其組織は會員を五種に分ち、その義捐金を以て事業費に充つ。會長には郡長を、委員には町村長を薦選し、其他副會長、評議員、幹事等の役員ありて、事業を經營整理せり。

三十七八年戦役中は、専ら貧困なる從軍者の家族救護及び、戦傷病死者遺族の救助をなし、町村によりては、其耕作せる田地に、村民交代して、移植、除草、灌漑、稻刈等の手入をなし、從軍の爲に農事を缺くことなからしめ、其他、從軍者の家業を助け、衣食を給し、公課を免し、職業を與へ、生活に支障なからしめ、以て後顧の患を絶ち、屢、從軍者を慰問せり。これ等は、主として町村委員に於て、實施の任に當れり。又、應召軍人及び、凱旋軍人の歡送迎には、各停車場に數旆の旗を樹て、綠門を設け、電燈を以て裝飾し、凱旋門を造り、歡送迎場を設け、酒肴を侷め、藥、手拭、はかき等の物品を贈り、晝夜を通して歡待し、大に、士氣を盛ならしめたり。而して、戦病死者の遺骨は、送迎共に鄭重を極め、同會に於て、嚴

肅なる分骨式を擧げ、これを遺族に交付したり。又、葬儀執行の際には弔祭料を贈り、會長親しく臨みて、弔祭文を朗讀し、以て英魂を慰む。終りて必ず其家族を慰問するを例とす。かくて終始一貫報國の赤誠を表せり。

赤十字社支部射水郡委員部 明治十年西南戦争に際し、彼我の別なく、戦地傷病者を救護するの目的を以て創立し、博愛社と稱す。當時征討總督府の允許を得、實地に就き、軍醫部を補助せり。之を永設の一社とし、益、基礎を鞏固にし、同二十年、社名を日本赤十字社と改稱し、進んでデユネーヴ萬國赤十字中央委員と交渉し、同盟國の諸社と聯結せり。當時郡に制定の職員なく、同二十五年頃より郡書記等が實務を取扱ひたるも、入社員は僅々三四十名に過ぎざりしか。同二十七八年の戦役に際し、社員數倍に達し、同三十、三十一の兩年に於て増募せし結果、八九百名に達せり。同二十五年地方廳を支部とするに當り、郡にも委員部を設けられ、町村役場に分區を設けらる。此處に於て本社は事務を囑託し、社務の進歩を圖れり。爾來社業の擴張を計り、社員増募に努めたる結果、現今本支部員は、有功社員五名、特別社員百十八名、正社員三千三

百九十一名にして、人口二十七名に、社員一名強の比例を示すに至れり。

愛國婦人會射水郡幹事部 二十七八年戦役に際し、韓國の戦跡を視察したる奥村五百子の感慨に胚胎し、同人の主唱に係るものにて、當時は郡の會員僅に十數人なりしも、爾來増募に努め、數十人の會員を有するに至れり。明治三十八年には、俄然本會の緊要缺くへからざるを自覺し、頓に八九百名の會員あるに至りたり。三十八年三月愛國婦人會定款及、同支部通則を設定し、縣は支部、郡は幹事部、町村は分區と爲せり。茲に基礎定まりて、今や郡内町村に於て會員の多きは三四百人、少きも二三十人を有するに至れり。郡内會員數は賛助會員百十五人、通常會員千八百七十二人、特別會員百五十九人、有功章六人ありて、人口四十五人に對し、會員一人の比例なり。

當部の事業は三十七八年戦役に於て、軍人の歡送迎をなし、大に將士を犒ひ、勇壯なる軍人をして、一層奮起せしめたり。或は時々慰問袋を贈り、或は書狀を發して遠征の苦を慰し、或る時は幻燈を使用して談話會を開きて、郡内樞要の町村に於て、主趣演説を爲し、同情者の義捐を集めて、衛戍病院に傷病者

を慰問し、菓子、手巾、はかき等を贈りたり。廢兵及び戰死者遺族の救護は、戰役中軍人獎勵會等にこれを譲り、戰後に至りて、年々普通救護として、六七十名に救護金を贈り、戰病死者には、弔慰金を交附せり。

第三章 神社 宗教

一 神社

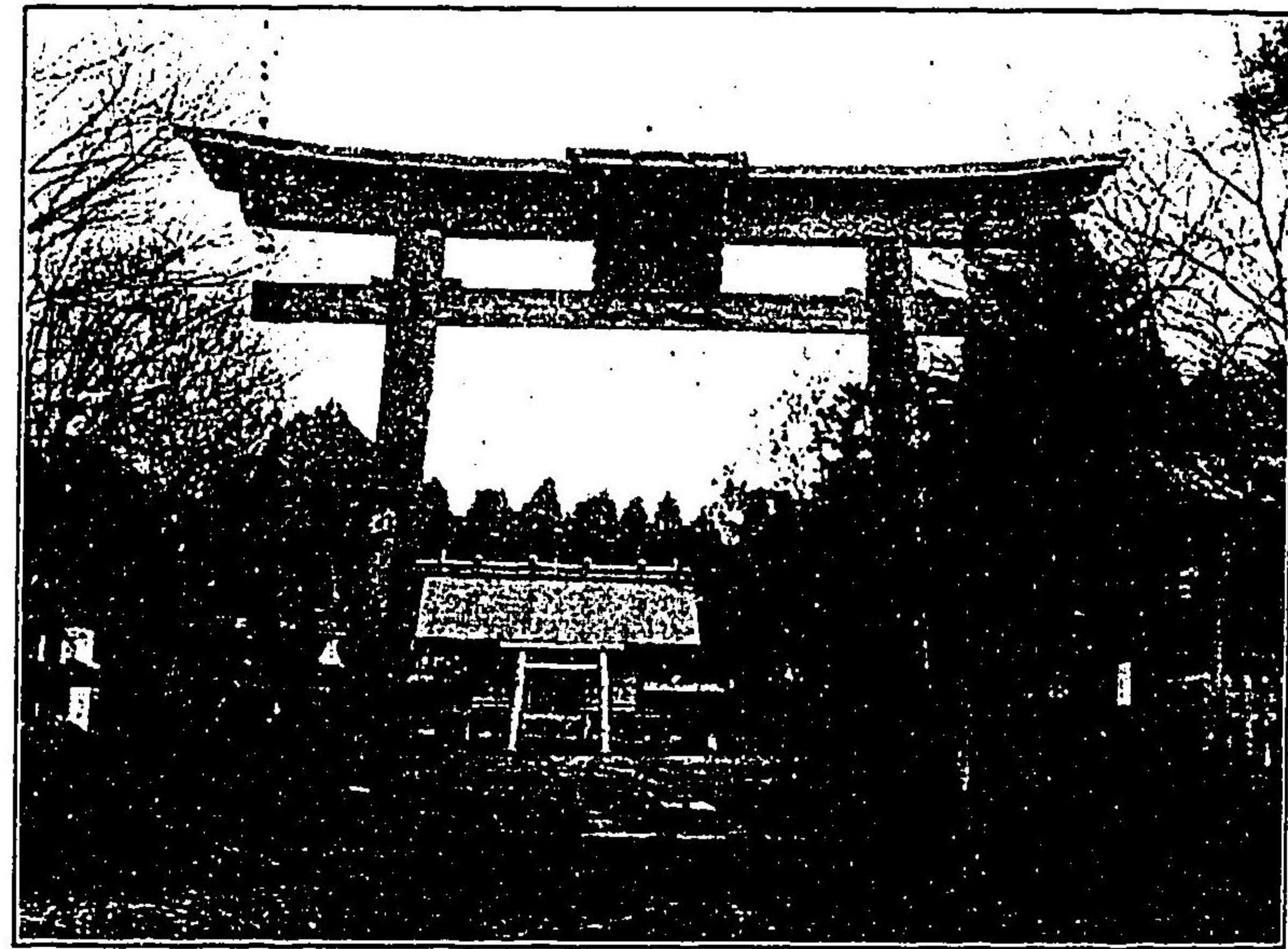
我國は、古來、敬神の念盛にして、上古は、實に、祭政一致なりき。大寶令制定の時に於ても、神祇官は、特に、太政官の上に置かれたり、後佛者神佛同體、本地垂迹の説を唱へしより、敬神の念を移して、崇佛に向はしめ、こゝに、神佛混淆するに至れり。醍醐天皇の朝に至り、延喜式を撰せられ、諸國の神社を調査し、奉幣等の制を定められしか、これに預りしは、射水神社、道神社、物部神社、加久彌神社二座にて、今の水見郡及高岡市を含むこれに預りしは、射水神社、道神社、物部神社、加久彌神社二座久目神社、布勢神社、速川神社、櫛神社、磯部神社、箭代神社、草岡神社、氣多神社の十三座にして、射水神社は、名神大社なりき。降りて、應仁以降、天下大に亂れ、神祇官も廢類し、社殿も多くは兵燹に罹り、幣使の發遣も行はれざりしか、織田氏、豊臣氏、朝廷を尊ひ、神祇を重し、諸國の神社、廢類に屬するものも、漸く、再興するに至れり。徳川氏、亦、敬神の志厚かりしを以て、藩主前田氏、其意に率山

して深く之を崇敬せり。文教漸く興り、國學發達すると共に、國體の觀念益々明確となり、大に敬神愛國の思想を深からしめたり。維新後、神佛混淆を禁せられ、諸制凡へて、大寶の古制に復し、神祇官を置き、官國幣社の制を定め、崇祀の實を擧げ、全く宗教と分離せられたり。其後、變遷を経、現今は内務省に神社局を置き、神社に關する事を管らしめらる。明治三十九年、府縣鄉村社に對し、奉幣使參向の神社を指定せられ、神饌幣帛料を供せらる。抑も神社は、皇祖、皇宗を祭り奉り、又、國家に大勳ありし者を祭れる所なれば、國民たる者誠心誠意、之を崇敬し、以て、報本反始の禮を盡さざるべからず。

今郡内の神社に就きて、左に記述す、但し其記述は、主として、各社の縁起に據れり。

射水神社

高岡公園 舊本丸の中心に鎮座し、瓊々杵尊を祀る。官國幣社。神社發跡に、瓊々杵尊は、大河音宿禰命とし、官社祭神考證には、二上神社とあり。按ずるに、往古よ



國幣中社射水神社



二上村同社分社

り、二上山麓に鎮座し、二上神と稱せり。延喜式に初めて射水神社大神と書し、越中國三十四座中の首位なりき。養老元年、僧行基、この地に來り、佛閣を建立し、養老寺と號せり。略録起に曰く、當山大權現宮、御本山、瓊々杵尊、御本地、釋迦の御作なりと。菩薩爾來、神佛混淆の姿にて、社地廣濶、殿宇美麗にして、坊舎甚た多かりしと云ふ。然るに、朱雀天皇の朝、燒失し、村上天皇の朝、僧空也、再建せりと。後、天正年間、兵燹に罹り、僧徒等、多く、離散し、僅に、別當、慈尊院、本覺坊、金光院等の兩三刹のみ存して、祭奠を維持し來りしか。慶長十五年、三月前田利長、祠宇を修め、社領を附し、時々、奉幣して甚た、崇敬せり。元和元年、利長の夫人、前殿を營み、寛永十五年、前田利常、墾田、六石七斗九升餘を奉せり。本社は寶龜十一年十二月、從五位下を授けられ、延暦十四年八月、從五位上に叙せられ、承和七年九月、從四位上に進み、齋衡元年三月、從三位に叙せられ、同年十二月、禰宣、祝、共に笏を把るに與る。貞觀元年三月、正三位に昇り、寛平九年十二月、從二位に進み、延喜式載せて、名神大社と爲す。承暦五年二月、正二位に、永治元年七月、從一位に、治承四年十二月、遂に正一位に昇れり。明治四年六月、國幣中社に

列せられ、同八年、社殿を新築し、高岡城址なる今の公園に遷座す、而して二上山麓なる元の社殿には、分靈を祀り、射水神社分社とす、同三十三年六月、同祿の災に遭ひしか、同三十五年十月、現今の社殿を再建せり、境内は幾百株の老杉、巨松、翁蔚として翠屏を環らすか如く、神威肅穆、人をして自ら崇敬の念を起さしむ。

高岡城は、慶長十四年、藩主、前田利長、高山南坊に命し、經營築造せしめたるものなり、後、前田利常之を毀ち、爾後荒廢に歸したりしか、明治八年、其城址を高岡公園と爲せり、舊本丸の地は、四面に濠を繞らし、滿園松杉鬱茂して、天を蓋ひ、櫻花、楓葉、亦人意に可なる者あり、景致頗る閑雅なり、且、近く、市邑田村を隔て、雙巒山を望み、遠く伏木港に、白帆の來往するを觀る等、眺矚甚た佳なり、殊に、近來、規模を擴め、改修に力めしかば、一層の趣を添へたり。

氣多神社

伏木町、大字一宮村に在り、大己貴命、奴奈加波姬命を祀り、菊理姬命、事代主命を合祀す、養老二年の創建なり。聖武天皇の朝、勅額、宸翰及ひ近郷九箇村の



縣社氣多神社



縣社八幡宮